

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年7月31日
【計算期間】	第16期（自 2024年2月1日 至 2025年1月31日）
【ファンド名】	マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド (Money Select Trust - South African Rand Fund, a Series Trust of Money Select Trust)
【発行者名】	マスター・トラスト・カンパニー (Master Trust Company)
【代表者の役職氏名】	取締役 フランソワ・ジョン (François John, Director)
【本店の所在の場所】	ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、 私書箱309 (PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 田中 収
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【事務連絡者氏名】	弁護士 井上 貴美子 同 乙黒 亮祐 同 餅原 波音 同 實松 佑太郎
【連絡場所】	東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03(6775)1318
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

注1) 南アフリカ・ランドの円貨換算は、2025年5月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1南アフリカ・ランド=8.08円）によります。以下、南アフリカ・ランドの金額表示はすべてこれによります。

注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

注3) 本書の中で計算期間（以下「会計年度」ともいいます。）とは、毎年2月1日に始まり1月の最終暦日に終了する1年をいいます。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド（以下「ファンド」といいます。）の投資目的は、元本の安定性と流動性の維持を図りながら、安定した収益を獲得することです。

ファンドは、南アフリカ・ランド建ての指名金銭債権、手形、公社債に投資を行うことにより、この目的を達成することを目指します。

信託証券（以下に定義します。）に基づき発行されるファンドの受益証券（以下「ファンド証券」または「受益証券」といいます。）数に制限はなく、管理会社（以下に定義します。）の決定に従い、無額面です。ファンドについて、信託金の限度額は定められていません。

b. ファンドの性格

マネー セレクト トラスト（以下「トラスト」といいます。）は、ケイマン諸島の法律に基づき設立され、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「受託会社」といいます。）とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「旧管理会社」といいます。）の間で締結された2008年11月17日付マスター信託証券（2008年11月28日付の修正証券、2009年1月5日付の修正証券、2015年6月30日付（2015年7月31日効力発生）の修正証券、さらに、受託会社、旧管理会社および管理会社の間で締結された2018年6月29日付の退任および任命証券、ならびに受託会社と管理会社の間で締結された2018年7月31日および2022年7月29日付の修正証券により修正済。）（以下合わせて「マスター信託証券」といいます。）の条件および条項に従い組成されています。トラストについて、それぞれに該当する資産および負債が帰属する個別のポートフォリオまたはシリーズ（以下「シリーズ・トラスト」といいます。）が設定される場合があります。シリーズ・トラストにつき複数のクラスの受益証券が発行される場合があります。本書は、マスター信託証券および2008年11月17日付追補証券（随時修正済。以下「追補証券」といいます。）に従い設立された最初のシリーズ・トラストである、ファンドに関する情報を記載しています。

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープンエンド型の追加型投資信託として設定されました。

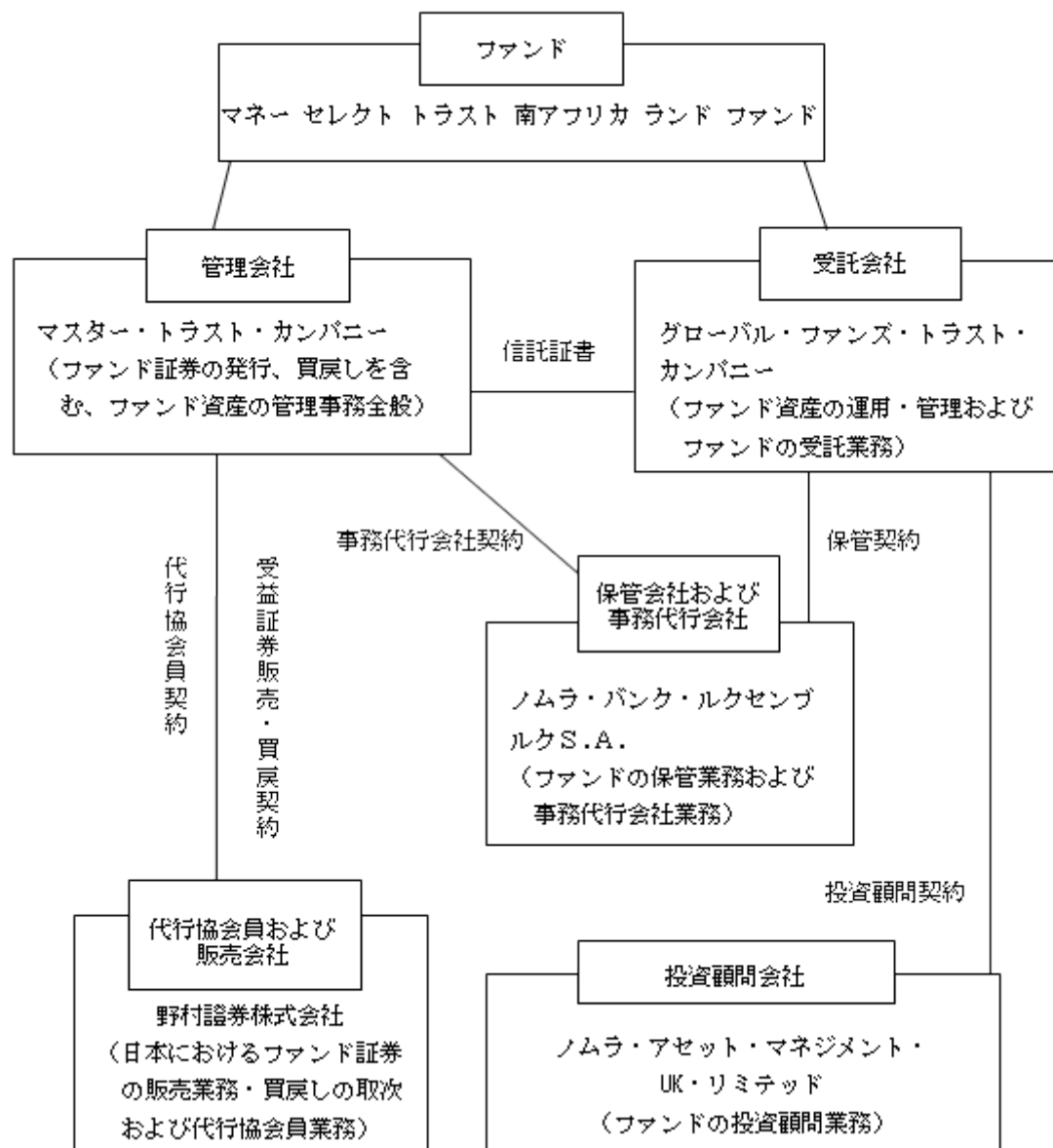
管理会社は、受益証券の発行を行う独占的権限ならびに信託証券、受益証券の募集に関するファンドの目論見書（随時修正および/または補充。以下「目論見書」といいます。）および適用法の規定に常に従い、一般的に受益証券の発行および買戻し、ファンドの純資産価格（以下「純資産価格」といいます。）の算出ならびにファンドからの分配の支払（あった場合）のための手配または監督を含むファンドの業務一般の管理を行う独占的権限を有するものとします。

(2)【ファンドの沿革】

1991年7月8日	旧管理会社設立
2008年11月17日	マスター信託証券締結
2008年11月17日	追補証券締結
2008年11月28日	修正証券および修正追補証券締結
2009年1月5日	修正証券および第二修正追補証券締結
2009年1月26日	ファンドの運用開始
2011年6月8日	管理会社設立
2015年6月30日	マスター信託証券に係る修正証券締結
2015年7月31日	2015年6月30日付修正証券の効力発生
2018年6月29日	管理会社の退任および任命証券締結
2018年7月31日	マスター信託証券に係る修正証券の効力発生
2018年7月31日	追補証券に係る修正証券の効力発生
2018年7月31日	管理会社変更の効力発生
2022年7月29日	投資顧問契約に係る当事者交代修正証券の締結および効力発生
2022年7月29日	マスター信託証券に係る修正証券の締結および効力発生

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
マスター・トラスト・カンパニー (Master Trust Company) (以下「管理会社」といいます。)	管理会社	信託証券を受託会社との間で締結。ファンド証券の発行、買戻しおよびファンドの償還を含む、ファンド資産の管理事務全般について規定しています。
グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー (Global Funds Trust Company)	受託会社	信託証券を管理会社との間で締結。上記に加え、ファンド資産の運用、管理および保管について規定しています。
ノムラ・バンク・ルクセンブルク S.A. (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.) (以下「保管会社」または「事務代 行会社」といいます。)	保管会社および 事務代行会社	2008年11月17日付で受託会社との間で保管契約 (以下「保管契約」といいます。)(注1)を締 結。ファンド資産の保管業務について規定してい ます。 管理会社との間で事務代行会社契約(2018年7月 31日効力発生)(以下「事務代行会社契約」とい います。)(注2)を締結。ファンドの管理業務 について規定しています。
野村證券株式会社 (以下「代行協会員」または「販売 会社」といいます。)	代行協会員および 日本における販売会社	管理会社との間で代行協会員契約(2018年7月31 日効力発生)(以下「代行協会員契約」といいま す。)(注3)を締結。代行協会員業務について 規定しています。 管理会社との間で受益証券販売・買戻契約(2018 年7月31日効力発生)(以下「受益証券販売・買 戻契約」といいます。)(注4)を締結。日本に おける受益証券の販売業務および買戻しの取次業 務について規定しています。
ノムラ・アセット・マネジメント・ UK・リミテッド (Nomura Asset Management U.K. Limited) (以下「投資顧問会社」といいま す。)	投資顧問会社	管理会社との間で投資顧問契約(2018年7月31日 効力発生)を締結し、その後2022年7月29日付の 当事者交代修正証書により、管理会社から受託会 社に当事者を交代(以下「投資顧問契約」とい います。)(注5)。ファンドのための投資顧問業 務について規定しています。

(注1) 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し、保管および受渡し等の保管業務を提供することを約する契約です。

(注2) 事務代行会社契約とは、管理会社によって任命された事務代行会社が、ファンドに関し、会計、純資産価格の計算、受益証券の発行、登録、譲渡および買戻サービスを提供し、事務代行会社契約に規定される諸条件に従って管理業務全般を遂行する契約です。

(注3) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドの受益証券1口当り純資産価格の公表ならびにファンド証券に関する目論見書(以下「目論見書」といいます。)および運用報告書等の販売会社への送付等の代行協会員業務を提供することを約する契約です。

(注4) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

(注5) 投資顧問契約とは、受託会社によって任命された投資顧問会社が、ファンドに対し、ファンドの投資対象の選定、購入、換金および運用等の投資顧問業務を提供することを約する契約です。

管理会社の概要

() 設立準拠法

ケイマン諸島において2011年6月8日に設立された免除会社である管理会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）（以下「銀行および信託会社法」といいます。）に基づく信託業務を遂行する認可を受けている会社の完全子会社であり、銀行および信託会社法に基づく「被支配子会社」として登録されているため、同法の認可要件を免除されています。

() 事業の目的

管理会社は、信託証書に基づき、トラストの管理事務全般について責任を有します。管理会社は、受益証券の発行を行い、ファンドの通常業務を管理する独占的権利を有します。管理会社は、受益者名簿の維持、帳簿の作成、受益証券の販売および買戻しの実行、分配の実施（あった場合）ならびに受益証券1口当り純資産価格の計算についても責任を有します。

信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、管理会社は、信託証書に基づいて自己に付与されたあらゆる権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の一部または全部を、いずれかの者、機関、会社または法人（管理会社の関係者を含みます。）に対して委託する権限を有します。管理会社は、一切の受託者または再受託者の行為を監督しなければなりません。管理会社は、管理会社自らの現実の詐欺または故意による懈怠により発生した場合でない限り、適用ある法律に規定された事項については、受託者または再受託者側の不正行為または不履行に起因する損失につき一切責任を負いません。

管理会社の職務の一部は、事務代行会社、販売会社および代行協会に委託されています。

管理会社は、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務をかかるとの債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定されることを確保します。

管理会社は、（信託証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドの管理者として提起され、負担または被る可能性のあるあらゆる訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同種の経費を含みます。）または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対して返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、管理会社の現実の詐欺または故意による懈怠による作為や不作為に起因する訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。管理会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有せず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利もありません。

管理会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。管理会社は、その絶対的な裁量で適切と判断する補償条項を含む契約を、ファンドを代理して、ファンドのその他のサービス提供者と締結する権限を有します。

() 資本金の額（2025年5月末日現在）

払込済資本金は、32,000ユーロ（約523万円）で、2025年5月末日現在全額払込済です。グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニーの完全子会社であり、1株1ユーロ（約164円）の記名式株式32,000株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2025年5月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝163.57円）によります。以下、ユーロの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

() 会社の沿革

2011年6月8日設立。

() 大株主の状況

（2025年5月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー (Global Funds Trust Company)	ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309 (PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands)	株 32,000	% 100.00

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

トラストは、信託法(改訂済)(以下「信託法」といいます。)に基づき登録されています。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改訂済)(以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。)および同法に基づき規定された本規則(以下に定義します。)により規制されています。

準拠法の内容

() 信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この分野に関する英国判例法のほとんどを採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託銀行に対して資金を払い込み、受託銀行は、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、基本的に保管銀行としてこれを保持します。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じた権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

ケイマン諸島を本拠地とするユニット・トラストの大部分は、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書がケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者としてない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書および登録料とともに信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が、最長で50年間ケイマン諸島の課税に服さないとの約定を取得することができます。

ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができます、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

() ミューチュアル・ファンド法

下記「(6) 監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

() ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(改訂済)

ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(改訂済)(以下「本規則」といいます。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものです。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を取得し、その証券の日本における募集を既に行ったか、または行うことが予定されている信託、会社(有限責任会社を含みます。)またはパートナーシップである投資信託をいいます。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日時点で存在している投資信託、またはかかる日付時点で存在し、かかる日付より後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義から除かれます。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」といいます。)に書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能です。)をすることができます。

CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用があります。かかる条件の一つとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わなければなりません。

本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけています。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額ならびに証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行の条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれます。

一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で、無料で入手することができなければなりません。

一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6ヶ月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければなりません。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければなりません。

また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6ヶ月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の業務の詳細を記載した書面による報告書をCIMAに提出する義務を負います。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知り得る限り、当該投資信託の投資指針、投資制限および設立文書が遵守されていること、ならびに当該投資信託は投資家または債権者に不利益を与える方法では運営されていないことを確認した宣誓書を、毎年1回、CIMAに提出しなければなりません。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのゼネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいいます。

(5) 【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

() ケイマン諸島金融庁に対する開示

トラストは、ファンドに関する販売書類を(CIMAが免除しない限り)発行しなければなりません。販売書類は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資を検討されている投資家がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をするために必要なその他の情報を記載しなければなりません。販売書類は、トラストおよびファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

継続的に募集している場合には、重要な変更があるときは21日以内に改訂販売書類をCIMAに対して提出する義務を負っています。CIMAは、販売書類の内容または形式を規定する権限を有していませんが、販売書類の内容に関して規則または方針書を発表することがあります。

トラストはCIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6ヶ月以内に監査済年次会計書類を提出しなければなりません。すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度に関して、会計年度終了後6ヶ月以内に、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド(年次報告書)規則(改正済)に定める事項が記載された正確かつ完全な報告書を作成し、これをCIMAに提出しなければなりません。CIMAは、かかる提出期限を延期することができます。報告書は、投資信託に関して、一般情報、運用に関する情報および財務情報を記載し、CIMAが承認した監査人によりCIMAに提出されなければなりません。規制投資信託の運営者は、投資信託がかかる規則を遵守することを保証する責任を負います。監査人が負う責任は、規制投資信託の運営者から受領する報告書を、期限内にCIMAに提出することのみとし、かかる報告書の正確性および完全性に関する責任を負わないものとします。

監査人は、トラストの会計監査の過程において、ファンドに以下のいずれかに該当する情報を取得した、または以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っています。

- (a) 弁済期に債務を履行できない、またはできない可能性が生じること。
- (b) 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しているもしくは事業を解散している、またはその旨意図していること。
- (c) 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行している、または遂行しようと思図していること。
- (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を遂行している、または遂行しようと思図していること。
- (e) ミューチュアル・ファンド法もしくは同法に基づく規則、ケイマン諸島の金融庁法(改正済)(以下「金融庁法」といいます。)、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規制(改訂済)(以下「マネー・ロンダリング防止規制」といいます。)または免許の内容を遵守せずに事業を遂行している、または遂行しようと思図していること。

トラストおよびファンドの監査人は、アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド(Ernst & Young Ltd.)です。トラストの財務書類の会計監査は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則(以下「ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則」といいます。)に基づいて行われます。

事務代行会社は、

- (a) ファンドの資産の一部もしくは全部が目論見書に記載されている投資目的および投資制限に従った投資がされていないこと
- (b) 受託会社または管理会社が、その設立文書または目論見書の規定に従ったファンドの業務または投資活動を事実上、遂行していないこと

を認識した場合、事務代行会社は、かかる情報を確認した後可及的速やかに、

- (イ) 当該事項を受託会社に書面にて報告し、
- (ロ) 当該報告書の写しおよび当該報告書に該当する状況をCIMAに提出しなければなりません。次期の中間または定期報告書が、次期の年次報告書以前に配付される場合、かかる報告書またはその適切な要約が、ファンドの次期の年次報告書および次期の中間または定期報告書に含まれていなければなりません。

事務代行会社は、以下について、可及的速やかにCIMAに書面にて通知しなければなりません。

- (a) ファンドの申込み、償還または買戻しの停止およびかかる停止理由
- (b) ファンドを清算する意向およびかかる清算理由

受託会社は、各会計年度末の6ヶ月後から20日以内にファンドの業務の詳細を記載した書面による報告書をCIMAに提出するか、または提出させることが義務付けられており、当該報告書には、ファンドに関連して以下が記載されていなければなりません。

- (a) ファンドの名称およびすべての旧名称
- (b) 投資家が保有する各受益証券の純資産価格
- (c) 純資産価格および各受益証券の前報告期間比変動率
- (d) 純資産額

- (e) 関連する報告期間における新規申込みの受益証券口数および額
- (f) 関連する報告期間における償還または買戻しの受益証券口数および額
- (g) 報告期間末日における発行済受益証券の総数

受託会社は、毎年1回、以下を確認し、受託会社が署名した宣誓書をCIMAに提出するか、または提出させなければなりません。

- (a) 受託会社が知り得る限り、ファンドの投資指針、投資制限および設立文書が遵守されていること
- (b) ファンドは投資家または債権者に不利益を与える方法では運営されていないこと

ファンドは、事務代行会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家および(事務代行会社以外の)役務の提供者に、書面にて通知しなければなりません。

ファンドは、保管会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家および(保管会社以外の)役務の提供者に、書面にて通知しなければなりません。

ファンドは、管理会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家およびその他役務の提供者に、書面にて通知しなければなりません。

- () 受益者に対する開示

会計帳簿および記録：受益者への報告書

ファンドの会計帳簿および記録は事務代行会社の事務所で保管されます。会計書類作成にあたって使用される受益証券の価格は、決算日付の純資産価格となります。各評価日(後記「第2 1 (イ) 海外における販売手続等」の項目に定義および詳述されます。)における純資産価格は、原則として、当該評価日に計算された後、受益者名簿に名前のある各受益者により事務代行会社の事務所に閲覧可能です。ファンドの年次報告書はルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成されます。

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、決算日から4ヶ月以内および半期終了時から2ヶ月以内に、それぞれ受益者名簿に名前のある受益者に送付され、管理会社の登記上の事務所において、閲覧または入手可能です。

ファンドの会計年度は、毎年1月31日に終了します。

日本における開示

- () 監督官庁に対する開示

- (a) 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書にファンドの信託証書および主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、関東財務局長に提出しなければなりません。(ただし、主要な関係法人との契約書の写しは、当該契約の主要な内容が有価証券届出書中に記載されている場合には添付する必要がありません。)投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(以下「EDINET」といいます。)において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売会社は、投資家の投資判断にとって極めて重要な情報を含む目論見書(交付目論見書)を投資者に交付します。交付目論見書に記載することが義務付けられているのは、(1)基本情報(()ファンドの名称、()管理会社等の情報、()ファンドの目的・特色、()投資リスク、()運用実績および()手続・手数料等)および(2)追加の情報です。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書(ただし、第三部「特別情報」の「第2 その他の関係法人の概況」から「第4 その他」までに掲げる事項を除きます。)と実質的に同一の内容を記載した目論見書(請求目論見書)を交付します。管理会社は、ファンドの財務状況等を開示するために、各会計年度終了後6ヶ月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3ヶ月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINETにおいて閲覧することができます。代行協会員は、規則(以下に定義します。)に基づき定められた外国投資信託受益証券の選別基準(以下「外国証券の取引に関する規則に基づく選別基準」といいます。)に関する確認書を提出しています。

- (b) 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。)(以下「投信法」といいます。)に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、ファンドの信託証書を変更しようとするときまたはファンドを他の信託と併合しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、運用状況の重要な事項を記載した交付運用報告書と、より詳細な事項を記載した運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

- () 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合または他の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容およびその理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売会社を通じて日本の受益者に通知されません。

交付運用報告書は、販売会社を通じて販売会社に知れている日本の受益者に交付されます。運用報告書(全体版)は代行協会員のホームページにおいて提供されます。

(6) 【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法上、投資信託として規制されています。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督権限および強制力を有しています。ミューチュアル・ファンド法上の規制により、CIMAへ規定の書類および監査済財務書類を年次で提出します。規制投資信託として、CIMAは、いつでもトラストに、トラストの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが指定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAの要求を遵守しない場合、受託会社は高額な罰金に服す可能性があり、CIMAは、裁判所にトラストの解散を請求することができます。

CIMAは特定の状況においてトラストまたはそのシリーズ・トラストの活動を調査する権限を有していますが、ファンドはその投資活動やファンドのポートフォリオの構成に関し、CIMAやケイマン諸島の他の政府機関の監督に服することはありません。CIMAやケイマン諸島の他の政府機関は、目論見書における条件や利点について意見しておらず、承認も行っていません。ケイマン諸島の投資家が利用できる投資補償制度はありません。

規制投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、もしくは任意解散を行おうとしている場合、ミューチュアル・ファンド法もしくはマネー・ロンダリング防止規制の規定に違反している場合、規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または規制投資信託のマネージャーとしての地位にある者が、その地位に適正かつ正当な者ではない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、特に受託会社の交代を要求すること、トラストの適切な業務遂行について受託会社にアドバイスを与える者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限(その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。)を行使することができます。

受託会社、管理会社またはケイマン諸島を本拠地とする取締役もしくは代理人は、適用ある法令に基づく規制当局または政府機関からの情報請求(例えば、金融庁法に基づきCIMAが自らもしくは公認の海外規制当局のために行う場合、またはケイマン諸島の税務情報局法(改正済)ならびに関連する規則、合意、取決めおよび覚書に基づき、税務情報局が行う場合)に従い、情報の提供を強制されることがあります。当該法律に基づく秘密情報の開示は、秘密保持義務違反とはみなされず、一定の場合には、受託会社、管理会社、取締役または代理人は、請求があった旨を開示することを禁止されることがあります。

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

主要な投資目的

ファンドの投資目的は、元本の安定性と流動性の維持を図りながら、安定した収益を獲得することです。ファンドは、南アフリカ・ランド建ての指名金銭債権、手形、公社債に投資を行うことにより、この目的を達成することを目指します。

投資方針

ファンドは、信用力が高い()南アフリカ共和国ならびにその機関の発行する証券、()南アフリカ共和国および南アフリカ共和国以外の銀行の債務証書(銀行預金を含みます。)、()南アフリカ共和国および南アフリカ共和国以外の会社およびその他の事業体の発行するコマーシャル・ペーパーおよびその他の短期債務証書、ならびに()受託会社が投資顧問会社と協議の上で本書記載のファンドの投資方針に照らして適切かつ適合すると合理的に判断する買戻条件付取引およびその他の投資対象に投資します。なお、ファンドはいかなる種類の株式にも投資を行いません。

ファンドの投資対象は、S&Pによる格付でA-1以上、ムーディーズによる格付でP-1、または国際的に認知されている他の格付業者からこれと同等の格付を付与されたもの、もしくは格付を付与されていない場合は、投資顧問会社と協議の上の受託会社の合理的な判断により、投資時にこれと同等とみなされるものとします。

ファンドは投資にあたって、分散投資を行うことを基本としますが、ファンドの資産規模が小さい場合、十分な分散が図れない場合があります。

ファンドのポートフォリオを構成するすべての証券および金融商品は、その加重平均残存期間が12ヶ月を超えることがないように投資されます。通常の場合、ファンドの加重平均残存期間は90日以下です。

ファンドは、金利変動に対する全般的なヘッジの目的で、金利先物契約を売却することがあります。また、同様の目的で、金利に係るコール・オプションを売却し、もしくは金利に係るプット・オプションを購入し、またはこれらの種類の取引に特化した高格付の金融機関との個別契約により金利スワップ契約を締結することがあります。ただし、金利に係る先物契約、先渡契約、オプションおよびスワップ取引に関連する約定の総額は、当該契約に対応する通貨でファンドがヘッジし、保有する資産の推定市場価格の総額を超えてはなりません。

ファンドの投資対象国などにおける非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害および/または重大な政治体制の変更、戦争等)を含む市況動向による特定の状況においては、上記の投資方針が維持できない場合があります。ファンドがその投資目的を達成できるとの保証も、多額の損失を回避できるとの保証もありません。

(2) 【投資対象】

前記「(1) 投資方針」ならびに後記「(5) 投資制限」(a)および(b)の項をご参照下さい。

(3) 【運用体制】

受託会社は、信託証書に基づき、ファンド資産の投資について責任を有し、ファンド資産の投資および再投資に関する運用を行う投資顧問会社にノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドを任命しました。

ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドのフィックス・インカム・インベストメント・チームが中心となって、ファンドの運用リスクを適切に管理し、ファンドのポートフォリオを構築しています。

ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドのフィックス・インカム・インベストメント・チームは、投資対象やファンドタイプによって分かれている同社のインベスト部門のチームのひとつです。

ファンドの運用は、ファンドの純資産総額、経済ファンダメンタルズ、金利リスクおよびクレジット・リスクなどの分析を通して、ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドにおいて毎月開かれるフィックス・インカム・インベストメント委員会で決定される投資方針を基に実行されます。

フィックス・インカム・インベストメント・チームの人員構成は以下のとおりです。

マネー・マーケット担当ポートフォリオ・マネジャー	4名
信用分析アナリスト	4名

上記の体制は2025年5月末日現在のものであり、随時変更となる可能性があります。

(4) 【分配方針】

管理会社は、いつでも、受託会社と協議の上、受益者に対し、各受益者の保有する受益証券口数に応じてファンドの分配可能な投資収益およびファンドの実現売買益から分配を行うことができます。管理会社はまた、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考える場合、投資顧問会社と協議の上、ファンドの未実現売買益または元本部分から分配を行うことができます。分配額は変動する可能性があり、分配が行われない場合もあります。

分配は、当該分配基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われます。ただし、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではありません。

ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、純資産価格は下がります。

分配金は、分配計算期間中に発生した収益(インカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲイン)を超えて支払われる場合があります。その場合、分配基準日翌日の純資産価格は前回の分配基準日翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様です。

(5) 【投資制限】

ファンドは、その資産の投資に係る以下の投資制限に服します。

- ファンドは、日本の金融商品取引法で定義される「有価証券」に、資産の50%以上を投資することはできません。
- ファンドが投資する証券および短期金融商品は、日本の法律に定められている以下に掲げるもの、または受託会社が投資に際し、投資顧問会社と協議の上、それらの証券および短期金融商品と同等であると判断するものに限ります。

- (i) 国債証券
 - (ii) 地方債証券
 - (iii) 特別の法律により法人が発行する債券
 - (iv) 社債券(社債券と新株引受権証券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
 - (v) 資産の流動化に関する法律に規定される特定社債券
 - (vi) コマーシャル・ペーパー(資産担保コマーシャル・ペーパーを含みます。)
 - (vii) 外国または外国法人が発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - (viii) 預金(外国法人が発行する譲渡性預金証書を除きます。)
 - (ix) コールローン
 - (x) 指名金銭債権(指名債権であって金銭の支払を目的とするもの)
 - (xi) 手形
- (c) ファンドは、いかなる種類の株式にも投資を行いません。
- (d) ファンドは、ファンドの資産をもって証券の引受けまたは元引受けを行うことはできません。
- (e) ファンドは、証券を信用取引で購入してはなりません。また、証券の空売りを行いません。ただし、ファンドは先物取引および先渡取引(およびこれらに関するオプション取引)に関し、当初および維持証拠金を預託することができます。
- (f) ファンドは、不動産等の固定資産への投資を行いません。
- (g) ファンドは、貴金属および貴金属関連商品への投資を行いません。
- (h) 受託会社は、借入れに関連して必要な場合を除いては、ファンドが所有または保有する証券に担保権、質権または抵当権を設定しません。また、いかなる方法であれ、当該証券を債務の担保として譲渡しないものとします。ただし、将来発行時もしくは後日引渡約定による証券の売買、およびオプションの売り、または先物取引、先渡取引もしくはスワップ契約の売買に関する担保設定は、資産への担保権設定とはみなされません。
- (i) ファンドは、流動性に欠ける資産に対して、純資産総額の15%を超えて投資を行いません。
- (j) ファンドは、投資信託が発行する証券または受益証券への投資を行いません。

ファンドはまた、その資産の投資に係る、日本証券業協会(以下「JSDA」といいます。)が昭和48年12月4日に採択した外国証券の取引に関する規則(改訂済)(以下「規則」といいます。)の制限を含めた資産の投資に係る以下の投資制限に服します。

受託会社および投資顧問会社のいずれも、ファンドの勘定で、

- (a) 投資会社ではない会社の株式に関して、受託会社が運用するすべてのファンドで、当該会社の議決権付発行済株式総数の50%を超過して保有することになるような株式の取得を行わないものとします。
- (b) 証券取引所に上場されていない、または現金化が容易ではない投資対象に関して、ファンドが保有するこれらの投資対象の総額が、入手可能な直近の純資産総額の15%を超えるような投資を行わないものとします。ただし、投資対象の評価方法が本書に明確に開示されている場合、また当該投資対象の価格の透明性を確保するために適切な措置が行われている場合には、その取得は本制限により妨げられるものではありません。
- (c) 受託会社および投資顧問会社自身または受託会社および投資顧問会社の取締役を相手方とする取引を行わないものとします。
- (d) 受益者の利益を害する、またはファンドの適正な資産運用に反するような取引(受託会社または受益者以外の第三者の利益を図るための取引を含みますがこれらに限られません。)を行わないものとします。
- (e) ファンドの勘定で空売りをを行う証券の時価総額が純資産総額を超える場合、このような証券の空売りを行わないものとします。
- (f) 純資産総額の10%を超える借入れは行わないものとします。ただし、他の投資信託との合併や統合といった特殊な状況の場合には、一時的にこの10%の制限を超過することができます。

日本における受益証券の募集中に、JSDAの規則に基づく前述の制限が要求されなくなった場合には、かかる制限は適用されないものとします。

ファンドはまた、以下の制限に服するものとします。

- (g) ファンドの投資対象は、JSDAの規則に従い「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」に分類されます。原則として、各区分における単一の発行体および/または取引相手方に対するエクスポージャーは純資産総額の10%を超えないものとし、さらに単一の発行体および/または取引相手方に対する合計エクスポージャーは純資産総額の20%を超えてはならないものとします。必要な場合には、投資顧問会社および受託会社は、JSDAの規則に従ったこれらの制限を遵守するようにファンドの投資対象の調整を行います。
- (h) デリバティブ取引(金融商品取引法の第2条第20項に定義されます。)については、金利、通貨価値、金融商品の時価およびその他の指標の変動ならびにその他の理由により生じる可能性のあるリスクをカバーするための額

として、JSDAの規則に沿って、受託会社が投資顧問会社との協議の上で、または投資顧問会社が決定した「合理的な方法」に従って計算された金額が純資産総額を超える場合には、禁止されます。

本書に定める主要な投資目的および方針に従い、ファンドは株式に投資しませんので、本規則に規定される株式投資に関する制限は、ファンドに適用されません。

受託会社は、受益証券が販売される国の法令を遵守することを目的として、受益者の利益に相反しない、または受益者の利益となるその他の投資制限を随時課すことができます。

3【投資リスク】

ファンドへの投資は高いリスクを伴います。ファンドの目的が達成される保証も、投資元本を回収できる保証もなく、純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。また、投資顧問会社およびその関係者が、ファンドに関連して潜在的な利益相反に直面する場合があります。

リスク要因

金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利の変動により有価証券の価格が変動することを意味します。通常、確定利付債券の価格は金利上昇時に下落する傾向にあり、これによりファンドの受益証券1口当り純資産価格が下落することがあります。さらに、金利の低下により、短期金融商品による収益（経過利息）が減少することがあります。

信用リスク

信用リスクとは、ファンドの投資対象である有価証券および短期金融商品の発行会社が、その財政難、事業不振またはその他の理由により、予め決められた条件で利息または償還金を支払うことができなくなる債務不履行リスクをいいます。通常、債務不履行が生じた場合または債務不履行が予想される場合、有価証券および短期金融商品の価格は下落し、これによりファンドの受益証券1口当り純資産価格が下落することがあります。

また、有価証券の価格が、当該有価証券の発行会社に付与された格付の変更により下落するリスクがあります。

カントリー・リスク

ファンドは、新興国市場の有価証券および短期金融商品に投資を行います。新興国市場における政治および経済の構造は著しく変化しかつ急速に発展している可能性があり、そのような国においては、先進国が有する社会的、政治的および経済的安定性が欠如していることがあります。さらに、想定外の政治的または社会的状況の変化が、ファンドの投資対象の価値およびそれらの新興国市場における継続的な投資に影響を及ぼす可能性があります。新興国市場における証券市場が小規模でかつ未成熟であること、およびそのような市場における有価証券の取引量が限定的であることにより、発達した証券市場を有する国（例えば、米国、日本および西ヨーロッパ諸国の大部分）に対する投資に比べて、新興国に対するファンドの投資の流動性が低く、変動性が高くなる可能性があります。

市場リスクおよび選定リスク

市場リスクとは、ファンドが投資を行う1つ以上の市場の価値が下落するリスクをいい、市場が予測できないほど急速に下落する可能性を含みます。選定リスクとは、投資顧問会社が選定した有価証券および短期金融商品が、同様の投資目的および投資戦略を有する他の投資家が選定した市場、関連した指数および有価証券のリターンを下回るリスクをいいます。

デリバティブ・リスク

ファンドは、投資のヘッジ目的でデリバティブ商品を利用することがあります。デリバティブ商品により、他の種類の金融商品に比べ、ファンドはそのリスク・エクスポージャーを迅速かつ効率的に増減させることができます。デリバティブは変動性が高く、以下を含む、重大なリスクを伴います。

信用リスク

デリバティブ取引における相手方当事者（取引相手方）がファンドに対する金融債務を履行することができないリスク。

通貨リスク

通貨間の為替レートの変動が投資対象の価値に悪影響を及ぼすリスク。

レバレッジ・リスク

市場における比較的小さな変動により投資対象の価値が大きく変動する、特定の種類の投資または取引戦略に関連したリスク。レバレッジを伴う特定の投資または取引戦略により、当初投資額を大きく上回る損失が生じる可能性があります。

流動性リスク

特定の有価証券について、売り手がこれを売却したい時期に、または売り手が当該有価証券について現在の価値と考える価格で売却することが困難または不可能であるリスク。

受益証券の価格および当該受益証券からの収益は減少することもあれば、増加することもあり、投資家は、投資額を回収できない可能性があることに留意して下さい。

ファンドがその目的を達成するとの保証はありません。投資家は、極端な場合には、投資金額のすべてを失う可能性があることに留意して下さい。

ファンドの直接的および間接的な投資は、市場の価格変動に起因する市場リスクおよび他のリスクを伴います。受益者は、ファンドが得る利益、被る損失および負担する費用はすべて受益者に帰属するという点に留意して下さい。

ファンドの資産は外貨建てとなっていますので、日本円から投資する場合は、その投資価値はその時々の為替レートの影響を受けます。

日本証券業協会（JSDA）の定めるデリバティブ取引

ファンドは、JSDAの規則に定められたデリバティブ取引を行っておりません。

利益相反

受託会社、投資顧問会社および管理会社、その持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにこれらの取締役、役員、従業員、代理人および関係者（以下「関係当事者」といいます。）は、ファンドと利益相反となり得る財務上、投資上その他の専門業務に従事する場合があります。これらの業務には、他のファンドの受託会社、コンサルタント、管理会社、事務代行会社、保管会社、マネージャーまたは販売会社を務めること、および他のファンドまたは他の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれます。関係当事者は、それらの業務から得た利益につき説明義務を負いません。利益相反が生じた場合、受託会社、投資顧問会社または管理会社は、必要に応じて、かかる利益相反が公正に解決されるよう努めるものとします。

受託会社は、ファンドの勘定で、関係当事者もしくはかかる者がアドバイスもしくは運用する投資信託もしくは勘定から証券を取得し、またはこれらに対し証券を売却することができます。

関係当事者（受託会社、投資顧問会社および管理会社を除きます。）は、自らが適切と判断する場合、受益証券を保有し、かつこれを取扱うことができます。関係当事者は、ファンドが類似の投資対象を保有しているかにかかわらず、自己の勘定で、投資対象を購入、保有および取引することができます。関係当事者は、受益者またはその証券がファンドによるかもしくはファンドの勘定で保有されている主体との間で、契約を行うかまたは金融取引もしくはその他の取引を行うことができ、また当該契約または取引に利害関係を有することができます。さらに、関係当事者は、ファンドのためであるか否かにかかわらず、ファンドの勘定で実行した投資対象の売買に関して、当該関係当事者が決定した手数料および利得を得ることができます。

リスク管理

前記「2（3）運用体制」の項をご参照下さい。同項の記載は、2025年5月末日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

該当事項はありません。

(2)【買戻し手数料】

買戻し手数料はかかりません。

(3)【管理報酬等】

管理会社の報酬 管理会社は、管理会社としてその役務を提供するに当たって、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日(以下に定義します。)以内に南アフリカ・ランドで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.01%に相当する額(および管理会社がファンドのために直接負担した立替実費)を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、()管理事務、マーケティング活動の監督およびモニタリング、ならびに()ファンドの信託期間中の管理事務全般に関する業務への対価として受領されます。

管理会社が、報酬の増額を提案した場合、管理会社は、その効力が生じる前に、受託会社および受益者から承認を得るものとします。

受託会社の報酬 受託会社は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日以内に南アフリカ・ランドで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.01%に相当する額(ならびにファンドのために合理的に直接負担した立替実費および支出額)を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、信託証書およびケイマン諸島の法律に規定される受託者としての役務およびこれに付随する業務の履行への対価として受託会社が受領します。

受託会社が、報酬の増額を提案した場合、受託会社は、その効力が生じる前に、管理会社および受益者から承認を得るものとします。

事務代行会社の報酬 事務代行会社は、ファンドに関する役務につき、事務代行会社としてその役務を提供するに当たって、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日以内に南アフリカ・ランドで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.08%に相当する額(およびファンドのために直接負担した立替実費)を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、()ファンドの純資産価格の計算業務、()ファンドの財務書類の作成、()法務およびファンドの会計管理業務、()マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止、()規制遵守に関する監視、()受益者名簿の管理、()収益の分配、()受益証券の買付けおよび買戻しの処理ならびに()記録管理業務への対価として受領されます。

保管会社の報酬 保管会社は、ファンドに関する保管会社としての役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日以内に南アフリカ・ランドで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.02%に相当する額(およびファンドのために直接負担した立替実費)を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、()ファンド資産である金融商品およびその他の資産の保管、()キャッシュフローの監視ならびに()選定された監視および監督業務の実施への対価として受領されます。

本規則の規定に従うことを条件として、保管会社は、副保管会社を任命することができます。ただし、保管会社は、保管契約に基づくその職務の適切な遂行に関して、受託会社に対して常に責任を負います。任命された副保管会社または代理人の報酬および費用は、ファンドの資産から支払われます。

代行協会の報酬 代行協会員は、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日以内に南アフリカ・ランドで支払われる報酬として、本書の規定に基づき算出される各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.50%以下に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、()ファンドの目論見書、運用報告書等の販売会社への送付業務、()純資産価格の公表業務、および()これらに付随する業務への対価として受領されます。

なお、代行協会員は管理会社の承認を得た上で、販売会社に対し、ファンドの販売業務・買戻しの取次業務、運用報告書の交付業務、ファンドおよびそれに関連する投資環境に関する説明および情報提供等の業務に関する対価として、代行協会員報酬から報酬を支払う場合があります。

投資顧問会社の報酬 受託会社は、投資顧問会社に対して、投資顧問契約に基づく役務への報酬として、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日以内に、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の以下に定める年率で、ファンドの資産から南アフリカ・ランドで後払いにて支払うものとします。

25億南アフリカ・ランド以下の部分	0.200%
25億南アフリカ・ランド超 50億南アフリカ・ランド以下の部分	0.175%
50億南アフリカ・ランド超 200億南アフリカ・ランド以下の部分	0.150%
200億南アフリカ・ランド超の部分	0.125%

当該報酬は、ファンドの目論見書および信託証書に従い、ファンドの定められた投資目的および方針を達成することを目指して投資判断を行い、かつファンドの資産を投資および再投資することへの対価として受領されます。

2025年1月31日に終了した会計年度中の上記各報酬額は、以下のとおりです。

管理会社の報酬	14,673南アフリカ・ランド
受託会社の報酬	14,673南アフリカ・ランド
事務代行会社の報酬	117,467南アフリカ・ランド
保管会社の報酬	29,374南アフリカ・ランド
代行協会員の報酬	734,091南アフリカ・ランド
投資顧問会社の報酬	293,741南アフリカ・ランド

(4) 【その他の手数料等】

設立費用がファンドの資産から支払われており、この費用は、全額償却されました。

受託会社、管理会社、投資顧問会社、保管会社、代行協会員および事務代行会社の報酬は、ファンドの資産から、強制買戻日(2029年1月31日)(当日を含みます。)まで(ただし、信託証書の条項に従い、かかるファンドが早期に償還する場合を除きます。)支払われます。

さらに、独立会計士費用や弁護士費用(ファンドに関する契約書類の作成業務、目論見書等の開示・届出書類作成業務、監督当局への届出に関する業務、およびこれらに付随する業務の対価)、監査費用(ファンドの会計書類を監査し、年次監査報告書を作成する業務の対価)といったその他費用および経費のすべてを、ファンドが負担します。

2025年1月31日に終了した会計年度中のその他経費は、1,578,992南アフリカ・ランドです。

(5) 【課税上の取扱い】

以下の記載は、ファンドが日本およびケイマン諸島における現行法および慣習に関して受領したアドバイスに基づいています。受益者への課税が下記とは異なることがある旨ご留意下さい。受益者は、各人の市民権、居住地、通常の居住地または住所地の国の法律に基づく受益証券の申込み、購入、保有、売却または償還への課税の可能性について、ご注意下さい。

(A) 日本

ファンドの日本の税法上の取扱いは必ずしも明確ではありませんが、公募公社債等運用投資信託として取扱われるものと考えられます。かかる取扱いによる場合、日本の受益者に対する課税については以下のような取扱いとなります。

- (1) ファンド証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。日本の個人受益者は、申告不要制度または申告分離課税を選択することができます。申告分離課税を選択した場合、20%(所得税15%、住民税5%)の税率が適用されます。

なお、申告分離課税を選択した場合、一定の条件のもとでは、その年分の他の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいい、一定の公社債や公募公社債投資信託等を含みます。以下本(A)において同じです。)

譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失(前年以前に既に控除したものを除きます。)の控除が可能です。

- (4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、15%(所得税のみ)の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。
- (5) ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益は、日本の個人受益者の売買および買戻しに基づく損益も課税の対象となります。譲渡損益における申告分離課税での税率は20%(所得税15%、住民税5%)であり、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失(前年以前に既に控除したものを除きます。)の控除が可能です。
- 源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択したときは、20%(所得税15%、住民税5%)の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。
- (6) ファンドの償還については、譲渡があったものとみなされ、償還益については、(5)と同様の扱いとなります。
- (7) 個人であるか法人であるかにかかわらず、分配金および譲渡・買戻しの対価につき、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 上記の税金に加え、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により、2037年12月31日まで、上記各記載の所得税率に基づく所得税額に対して2.1%の税率による復興特別所得税が課されます。また、日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンド証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

なお、将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

(B) ケイマン諸島

トラストは、ケイマン諸島の財務大臣から、信託法第81条に基づき、トラストの設定日から50年間、所得、または元本資産、収益もしくは価額上昇に対して課せられる税金もしくは賦課金、または遺産税、相続税の性質を有する税金を課するために制定されるいかなるケイマン諸島の法律も、トラストを構成する財産またはトラストに生じる利益に適用されず、またその財産または利益に関し受託会社または受益者に対して適用されないとの保証を受領しています。

現行法上、ケイマン諸島において、ファンドの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。2025年7月31日現在、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

5【運用状況】

ファンドの運用状況は以下のとおりです。

(1)【投資状況】

(2025年5月末日現在)

資産の種類	時価合計 (南アフリカ・ランド)	投資比率 (%)
預金	119,677,000	101.88
現金、その他の資産および負債	-2,207,359	-1.88
純資産総額	117,469,641 (949,154,699円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同様です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(2025年5月末日現在)

順位	銘柄名	種類	利率 (%)	満期日	時価 (南アフリカ・ランド)	投資比率 (%)
1	クレディ・アグリコル・ CIB・ロンドン	預金	7.11	2025年6月4日	45,323,000	38.58
2	クレディ・アグリコル・ CIB・ロンドン	預金	7.05	2025年6月3日	38,020,000	32.37
3	クレディ・アグリコル・ CIB・ロンドン	預金	7.10	2025年6月2日	36,334,000	30.93

(注) 上記の他、その他投資資産はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末ならびに2024年6月1日から2025年5月末日までの1年間における各月末の純資産総額および1口当り純資産価格の推移は次のとおりです。

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	(南アフリカ・ランド)	(円)	(南アフリカ・ランド)	(円)
第7会計年度末 (2016年1月31日)	367,507,763	2,969,462,725	0.0140607	0.1136
第8会計年度末 (2017年1月31日)	329,456,781	2,662,010,790	0.0149670	0.1209
第9会計年度末 (2018年1月31日)	306,693,654	2,478,084,724	0.0158703	0.1282
第10会計年度末 (2019年1月31日)	294,595,311	2,380,330,113	0.0167323	0.1352
第11会計年度末 (2020年1月31日)	261,140,786	2,110,017,551	0.0175930	0.1422
第12会計年度末 (2021年1月31日)	258,584,930	2,089,366,234	0.0181149	0.1464
第13会計年度末 (2022年1月31日)	263,332,563	2,127,727,109	0.0186577	0.1508
第14会計年度末 (2023年1月31日)	178,075,118	1,438,846,953	0.0193645	0.1565
第15会計年度末 (2024年1月31日)	163,832,603	1,323,767,432	0.0205576	0.1661
第16会計年度末 (2025年1月31日)	130,679,273	1,055,888,526	0.0218048	0.1762
2024年6月末日	147,083,846	1,188,437,476	0.0210722	0.1703
7月末日	137,889,903	1,114,150,416	0.0211854	0.1712
8月末日	137,778,875	1,113,253,310	0.0212928	0.1720
9月末日	141,197,869	1,140,878,782	0.0213996	0.1729
10月末日	141,655,881	1,144,579,518	0.0215025	0.1737
11月末日	138,973,587	1,122,906,583	0.0215998	0.1745
12月末日	131,499,584	1,062,516,639	0.0217007	0.1753
2025年1月末日	130,679,273	1,055,888,526	0.0218048	0.1762
2月末日	126,418,529	1,021,461,714	0.0218898	0.1769
3月末日	130,359,582	1,053,305,423	0.0219805	0.1776
4月末日	126,584,083	1,022,799,391	0.0220653	0.1783
5月末日	117,469,641	949,154,699	0.0221545	0.1790

【分配の推移】

期間	分配金(南アフリカ・ランド)
第7会計年度	0
第8会計年度	0
第9会計年度	0
第10会計年度	0
第11会計年度	0
第12会計年度	0
第13会計年度	0
第14会計年度	0
第15会計年度	0
第16会計年度	0

【収益率の推移】

期間	収益率(注)
第7会計年度	5.14%
第8会計年度	6.45%
第9会計年度	6.04%
第10会計年度	5.43%
第11会計年度	5.14%
第12会計年度	2.97%
第13会計年度	3.00%
第14会計年度	3.79%
第15会計年度	6.16%
第16会計年度	6.07%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該期間最終日の受益証券1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の受益証券1口当り純資産価格

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率（注）
2016年	6.36%
2017年	6.04%
2018年	5.48%
2019年	5.17%
2020年	3.10%
2021年	3.01%
2022年	3.67%
2023年	6.01%
2024年	6.13%
2025年	2.09%

（注）収益率（％）＝100×（a - b）／b

a = 暦年末（2025年については5月末日）の受益証券1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該暦年の直前の暦年末の受益証券1口当り純資産価格

なお、ファンドにはベンチマークはありません。

（4）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第7会計年度	9,205,861,045 (9,205,861,045)	7,225,540,461 (7,225,540,461)	26,137,186,758 (26,137,186,758)
第8会計年度	7,420,537,411 (7,420,537,411)	11,545,515,144 (11,545,515,144)	22,012,209,025 (22,012,209,025)
第9会計年度	3,683,622,184 (3,683,622,184)	6,370,783,403 (6,370,783,403)	19,325,047,806 (19,325,047,806)
第10会計年度	5,284,946,944 (5,284,946,944)	7,003,615,372 (7,003,615,372)	17,606,379,378 (17,606,379,378)
第11会計年度	8,281,317,727 (8,281,317,727)	11,044,217,987 (11,044,217,987)	14,843,479,118 (14,843,479,118)
第12会計年度	3,508,972,223 (3,508,972,223)	4,077,765,615 (4,077,765,615)	14,274,685,726 (14,274,685,726)
第13会計年度	3,572,964,597 (3,572,964,597)	3,733,777,749 (3,733,777,749)	14,113,872,574 (14,113,872,574)
第14会計年度	3,399,700,229 (3,399,700,229)	8,317,618,555 (8,317,618,555)	9,195,954,248 (9,195,954,248)
第15会計年度	962,118,075 (962,118,075)	2,188,611,963 (2,188,611,963)	7,969,460,360 (7,969,460,360)
第16会計年度	2,954,759,955 (2,954,759,955)	4,931,079,622 (4,931,079,622)	5,993,140,693 (5,993,140,693)

（注）（ ）の数は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（イ）海外における販売手続等

受益証券の発行は、受益証券の購入に係る申込書を受領した当該取引日（以下に定義します。）の直前の評価日（以下に定義します。）のルクセンブルグにおける営業終了時点の受益証券1口当り純資産価格（下記「3（1）資産の評価」をご参照下さい。）に等しい価格で、各取引日に適格投資家（以下に定義します。）に対し行われます。既存の受益者および適格投資家の最低取得申込口数は、1,000口です。1,000口を超過する分の取得申込口数は1口単位、または管理会社はその裁量により決定するその他の口数とします。ただし、最低取得申込口数は、日本における販売会社の裁量により1口以上の単位に引き下げられる場合があります。各適格投資家に販売された受益証券は、ファンドの持分を表します。販売手数料はかかりません。

受益証券の購入に係る申込書は、当該取引日の正午（ルクセンブルグ時間）までに、または受託会社が随時決定するその他の期間までに事務代行会社により受領されなければなりません。また申込代金は、当該取引日（当日を含みます。）から4営業日（以下に定義します。）以内に、事務代行会社により受領されなければなりません。管理会社は、受託会社と協議の上、受益証券の全部または一部に係る購入注文を拒絶することができ、また、上記の適切に記入済の申込書および支払を適時に受領していない注文を取り消すことができます。

受益証券の購入の申込みが受諾された場合、申込人の受益者名簿への登録が当該取引日より後であっても、受益証券は当該取引日に発行されたものとして扱われます。したがって、受益証券の申込人が支払った申込代金は、当該取引日からファンドにおける投資リスクにさらされることとなります。

「営業日」、「評価日」および「取引日」の定義

「営業日」とは、ロンドン、ニューヨーク、ルクセンブルグおよび南アフリカ共和国の各々において銀行が営業を行っている日、ならびに日本において販売会社が営業を行っている日、ならびに/または管理会社が受託会社と協議の上、随時決定するその他の日をいいます。ただし、上記にかかわらず、いかなる場合も毎年12月24日は営業日ではありません。

「評価日」とは、各営業日および/または管理会社が受託会社と協議の上、随時決定するその他の日をいいます。

「取引日」とは、各評価日および/または管理会社が受託会社と協議の上、随時決定するその他の日をいいます。

適格投資家

受益証券は、適格投資家に対してのみ募集および販売されるものとします。ケイマン諸島の居住者であるか、ケイマン諸島に住所を置く者（ケイマン諸島で設立された適用除外または通常非居住会社は含まれません。）は、受益証券を保有できません。受益証券の販売が違法となる投資家への受益証券の販売および譲渡もトラストの方針により禁じられています。受託会社は、かかる禁止事項に反して販売されたか、その他取得された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かつこれを行使する意向です。

「適格投資家」とは、（ ）「米国人」（1933年米国証券法（その後の改正を含みます。）（以下「米国証券法」といいます。）に基づく規則第902条に定義されます。）でない者・会社もしくは団体、（ ）「非米国人」（米国商品取引所法（以下「米国商品取引所法」といいます。）第4.7条に定義されます。）である者・会社もしくは団体、（ ）ケイマン諸島の市民もしくは居住者でない者、もしくはケイマン諸島に住所を置く者・会社もしくは団体（ケイマン諸島で設立された免税団体または非居住の団体を除きます。）でない者、または（ ）上記（ ）、（ ）もしくは（ ）に記載された者もしくは団体の保管者、名義人もしくは受託者でない者・会社もしくは団体をいいます。

受益証券は、米国証券法と州の証券法に基づく受益証券の登録および1940年米国投資会社法（その後の改正を含みます。）または米国商品取引所法に基づくトラストの登録が必要となり得るような販売を除外することを図る状況下で、非米国人である投資家に対し米国国外で募集されます。各購入者は、当該受益証券の実質所有者が適格投資家であり、受益証券の分売目的ではなく投資を目的として受益証券を購入することを証明しなければなりません。そのほか、トラストは、日本以外の法域の証券法に基づく登録の届出をしておらず、その意図もなく、したがって、投資を検討されている投資家は、受益証券の購入の前に、受益証券に関係するその市民権、居住地または住所を有する国での自らに関連する証券法およびその他法律上の要件にご留意下さい。

マネー・ロンダリング防止規制ならびにテロ資金供与および拡散金融防止規制

マネー・ロンダリング防止ならびにテロ資金供与および拡散金融の防止を目的とした法律または規制を遵守するために、受託会社は手続を採用しかつ維持することが義務付けられており、また受託会社は受益証券の申込者に対し同人の身元、（該当する場合）同人の実質所有者/支配者の身元および資金源を確認するための証拠の提供を要求する場合があります。

ます。許容された場合で、一定の制限に従う場合には、受託会社はまた、これらの手続(デューデリジェンス情報の取得を含みます。)の維持をしかるべき者に依頼するか、またはその他の方法でかかる手続の維持をしかるべき者に対して委託する場合があります(以下「関連AML担当者」といいます。)

事務代行会社は、管理会社による任命に従い、トラストに対し、ルクセンブルグ大公国のすべての法律、規則および規制を遵守し、かつマネー・ロンダリングまたはテロリストへの融資と疑われる申込者の行為の発見および報告を企図したマネー・ロンダリング防止の実務およびテロリストへの融資防止手続を適用します。

受託会社、管理会社、事務代行会社および/または管理会社の代理としての関連AML担当者は、受益証券の申込者の身元、(該当する場合)同人の実質所有者/支配者の身元および資金源を確認するために必要な情報を要求することができます。

申込者が、確認目的で請求した情報の提出を遅滞するかまたは提出しない場合、受託会社、管理会社、事務代行会社および/または管理会社の代理としての関連AML担当者は、申込みの受諾を拒絶するか、または申込みがすでに行われている場合には、当該シリーズ・トラストの条件に従い、受益証券の申込みを差止めるかもしくは償還させることができ、かかる場合には、資金は、当該金額が当初引き落とされた口座宛に利息なしで返還されます。

さらに、事務代行会社は、マネー・ロンダリングまたはテロリストへの融資に関連することを知っているかまたはかかる疑いを抱くような取引を行わないことをルクセンブルグの法律により義務付けられています。かかる状況において、事務代行会社は、当該取引またはその一部を阻止しよう命ずる関係当局に直ちに通報しなければなりません。事務代行会社はまた、事務代行会社が義務を遵守するため請求した情報を、買戻請求を行った受益者が提出しない場合、買戻請求手続を拒絶または買戻代金の支払を延期することができます。

受託会社、管理会社または事務代行会社のいずれも、申込みもしくはその申込みに基づく受益証券の発行の拒絶もしくは延期、または買戻請求もしくはその請求に基づく代金の支払の拒絶もしくは延期の結果として申込者が被った損失につき、申込者に対し責任を負いません。

受託会社、管理会社、事務代行会社および/または管理会社の代理としての関連AML担当者はまた、ある受益者に買戻代金もしくは分配金を支払うことが適用ある法令の違反にあたり得ると疑いを抱く、もしくは他者からその旨知らされた場合、または適用ある法令の遵守を確保するために、かかる支払の拒絶が必要もしくは適切であると判断した場合には、かかる受益者への買戻代金または分配金の支払を拒絶することができます。

ケイマン諸島の居住者は、他の者が犯罪行為に従事し、もしくはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知り、もしくは疑いを抱き、またはかかる知見もしくは疑いに対する合理的根拠を有する場合、またかかる知見または疑いに関する情報が、規制分野、その他の取引、職務、事業もしくは雇用の業務の過程で明るみに出た場合、上記の知見または疑いを、()その開示が犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合は、ケイマン諸島の犯罪収益法(改正済)に基づき、ケイマン諸島の財務報告当局(以下「財務報告当局」といいます。)に、または()その開示がテロ行為もしくはテロリストへの融資および資産への関与に関するものである場合は、ケイマン諸島のテロリズム法(改訂済)に基づき、巡査以上の階級の警察官または財務報告当局に通報することが義務付けられています。かかる通報は、法律等で課せられた情報の機密保持または開示制限の違反とはみなされないものとします。

CIMAは、トラストおよびいずれかのシリーズ・トラストが随時改正されるマネー・ロンダリング防止規制に定める規定に違反した場合、また、トラストもしくはいずれかのシリーズ・トラストの受託者もしくは役員が当該違反に同意もしくは黙認のいずれかを行ったかまたはこれらの行為が当該違反の原因となったとされる場合、トラストおよびシリーズ・トラストに高額な制裁金を課す裁量権を有します。トラストおよびシリーズ・トラストがかかる制裁金を支払う場合、トラストおよびシリーズ・トラストはかかる制裁金および付随する手続にかかる費用を負担します。

投資家は、事務代行会社に連絡することにより、各シリーズ・トラストの現在のAMLコンプライアンス担当者、マネー・ロンダリング報告担当者およびマネー・ロンダリング報告担当代理人の詳細(連絡先を含みます。)を入手することができます。

申込者は、申込を行うことにより、適用ある法令の下で許可される範囲で、受託会社、管理会社(および/または管理会社の代理としての事務代行会社)が、ケイマン諸島、ルクセンブルグおよび/または他の管轄区域におけるマネー・ロンダリング、税務情報交換、規制および同様の事柄に関連して要求に応じて規制当局等に同人ならびに同人の代理としての実質所有者および支配者に関するあらゆる情報を開示することに、同意するものとします。

受益証券の譲渡

受益者は、自らが保有する受益証券を、書面による証書によって譲渡することができます。ただし、その時点で効力を有する関係法域もしくは適用法域の法律規定、政府等の要件もしくは規則、または受託会社、管理会社、販売会社もしくは事務代行会社が別途に要求する受託会社、管理会社、販売会社もしくは事務代行会社の方針を遵守するために、譲受人が管理会社(またはその代理としての事務代行会社)の要求する情報を前もって提供し、かつ管理会社が受託会社と協議の後、当該譲渡に対する事前の書面による承諾を行った場合に限りです。さらに、譲受人は受託会社および/もしくは管理会社、販売会社または事務代行会社に対し、()受益証券の譲渡が適格投資家に対するものである旨、()譲受人

が投資のみを目的として自己勘定で受益証券を取得する旨、ならびに()受託会社および/もしくは管理会社、販売会社または事務代行会社(場合に応じて)がその裁量により要求するその他の事項について、書面にて表明することを要求されます。

管理会社は、譲渡人および譲受人またはこれらの者の代理人が譲渡証書に署名することを求めるものとします。譲渡人は、かかる譲渡が登録され、譲受人の氏名がかかる受益証券に関する受益者としてトラストの受益者名簿に記載される時点まで、引き続き受益者であるものとみなされ、かつ、かかる譲渡の対象となる受益証券に係る権利を有するものとみなされます。上記記載の情報が、受託会社および/もしくは管理会社、販売会社または事務代行会社(場合に応じて)によって受領されるまで、譲渡の登録はなされません。

(ロ) 日本における販売手続等

日本においては、有価証券届出書「第一部「証券情報」の「(7) 申込期間」に記載される期間中、申込みが受領された当該取引日の直前の評価日に計算される受益証券1口当り純資産価格で、日本における販売会社により取扱いが行われます。取引日の午後2時まで、申込みが行われ、かつ、日本における販売会社の所定の事務手続が完了したものを当該取引日の申込みとして取り扱います。申込期間は、かかる期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されず。販売の単位は1,000口以上1口単位です。約定日は日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日(通常、申込日)であり、約定日から起算して4営業日目に受渡しを行うものとします。

受益証券の取得額の支払が日本円でなされる場合、南アフリカ・ランドと日本円との換算レートは、各申込みについての約定日における東京外国為替市場の相場に基づき、販売会社により決定されます。また、南アフリカ・ランドで支払うこともできます。

2【買戻し手続等】

(イ) 海外における買戻し手続等

受益証券は、取引日に買戻すことができます。受益者は、受益証券の買戻しを請求する通知(以下「買戻通知」といいます。)により、当該買戻通知に記載された受益証券を管理会社が買戻すよう請求することができます。買戻通知は、当該取引日の正午(ルクセンブルグ時間)までに、または管理会社が受託会社と協議の上、随時決定するその他の期間までに事務代行会社により受領されなければなりません。

提出された買戻通知は、管理会社が一般にまたは特殊な場合として決定しない限り、取消することができないものとします。各買戻通知は、1口単位または管理会社がその裁量により決定するその他の口数で行われます。

受益証券が買戻される価格(以下「受益証券1口当り買戻価格」といいます。)は、当該取引日の直前の評価日に決定される受益証券1口当り純資産価格と等しい価格です。

純資産価格の決定が、下記「3 (1) 資産の評価」に記載のとおり停止している期間中は、いかなる受益証券も買戻してはならないものとし、当該純資産価格の決定が停止された場合、受益証券の買戻しを受ける当該受益者の権利は同様に停止されます。

受益証券の買戻しに関する送金は、南アフリカ・ランドで電信送金されます。買戻代金は、買戻通知を受領した当該取引日または管理会社が決定するその他の日(当日を含みます。)から4営業日以内に当該受益者に対し送金される予定です。管理会社はまた、純資産価格の計算停止期間中、買戻代金の支払を延期することができます。

買戻請求が受諾された場合、その受益者がファンドの受益者名簿から削除されているか、または買戻価格の決定もしくは送金が行われたかを問わず、受益証券は当該取引日に買戻されたものとして取り扱われます。したがって、当該取引日から、受益者は、買戻された受益証券の信託証書に基づき生じるいかなる権利(ファンドの受益者集会の通知を受領し、これに出席または投票する権利を含みます。)を行使することができないものとします(ただし、買戻価格およびかかる買戻しが生じた取引日より前に宣言されたが未払いの分配金(いずれの場合も買戻された受益証券に関するもの)を受領する権利についてはこれに含まれません。)。かかる買戻しを行った受益者は、買戻価格に関してファンドの債権者となります。支払不能による清算の場合には、買戻しを行った受益者は、通常の債権者より劣後しますが、受益者の中では優先されます。

受益証券の強制買戻し

受益証券が適格投資家ではない者によりもしくはかかる者のために保有されている旨、もしくはかかる保有によりトラストもしくはファンドが登録を要求されるか、税金を課されるか、もしくはいずれかの法域の法律に違反する原因となる旨を受託会社または管理会社(もしくはその代理としての事務代行会社)が決定した場合、または受託会社または管理会社(もしくはその代理としての事務代行会社)が、当該受益証券の申込みもしくは購入の資金に充当するために使用される資金源の適法性を疑う根拠を有する場合、管理会社(またはその代理としての事務代行会社)は、当該受益証券の関連する受益者に対し、10日以内に当該受益証券を売却し、かつかかる売却の証拠を管理会社(またはその代理としての事務

代行会社)に提供するよう要求する書面による通知を行うことができ、上記が満たされない場合、管理会社は、ファンドの勘定による当該受益証券の買戻しおよび消却を行うことができます。

強制的に買戻された受益証券1口当り買戻価格は、当該強制買戻日に当たる評価日における受益証券1口当り純資産価格に等しいものとします。

(ロ)日本における買戻し手続等

受益証券は、取引日に買戻すことができます。取引日の午後2時までに買戻しの請求が行われ、かつ、日本における販売会社の所定の事務手続が完了したものを当該取引日の請求として取り扱います。ファンド証券の買戻しは受益証券1口単位または管理会社はその裁量により決定するその他の口数とします。なお、販売会社の都合により、1口単位では取り扱えない場合があります。

受益証券1口当り買戻価格は、当該取引日の直前の評価日に決定される受益証券1口当り純資産価格と等しい価格です。事務代行会社は、原則として、各評価日の受益証券1口当り純資産価格を計算するものとします。受益証券の買戻代金は、日本における販売会社を通じて支払われます。日本円で支払う場合の円/南アフリカ・ランドとの換算レートは約定日における東京外国為替市場の相場に基づき、日本における販売会社により決定されます。また、南アフリカ・ランドで支払うこともできます。買戻通知に関する当該取引日から支払日までの買戻代金に対する利息は発生しません。

買戻代金の支払は、原則として、約定日から起算して日本の販売会社の4営業日目から行われます。通常、約定日は、受益証券の買戻請求が行われた日本における営業日となります。

買戻しに関して、クローズド期間、大口解約の制限等はありません。

注)買戻請求を受けずに、信託期間(以下に定義します。)を終了するファンド受益証券につき、受託会社は、ファンドのすべての投資資産その他の財産の現金化を手配するものとし、かかる現金化は、受託会社が適切と判断する方法および期間において実行され完結されるものとします。信託期間終了後に監査人が監査手続を行い、監査終了後に受益者への支払金額、支払日が決定されます。受益者への支払には、信託期間終了日から半年程度、監査手続等の進捗によっては、さらに時間を要する場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

管理会社(またはその代理としての事務代行会社)は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、各評価日の純資産価格を決定します。管理会社は、ファンドの資産総額を確定し、そこからファンドの負債総額を差し引くことによってかかる南アフリカ・ランドでの純資産額を計算します。

受益証券の1口当り純資産価格は、純資産額の総額を発行済受益証券口数で除して計算されます。受益証券1口当り純資産価格は、小数点以下第8位で四捨五入されます。可能な限りにおいて、投資収益、投資に関し支払われるべき金額、手数料およびその他の負債(管理報酬を含みます。)は日割りで計算されます。

- (a) 組入証券および短期金融商品ならびにその他の金融証書は、償却原価法に基づいて評価されるものとします。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、その後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としています。この方法は評価の確実性を提供する一方、償却原価法で決定されるので、評価期間中に証券が売却される場合、受領する価格よりも高額であったり、低額であったりすることがあります。この方法を利用した場合、かかる保有ポートフォリオは、市場相場を用いて計算される純資産額および償却原価法で計算される純資産額との間に乖離が存在するか否かを決定するために管理会社の取締役会によってまたは指図に従って定期的に検討されます。投資家または既存の受益者に多大な稀釈またはその他の不公正な結果が生じる可能性のある乖離が存在すると決定される場合には、管理会社は、必要かつ適切とみなされる事後処理(売買益もしくは損失を実現するための満期前のポートフォリオ証券の売却または入手可能な市場相場を用いた受益証券1口当り純資産価格の算出を含みます。)を採ることになります。
- (b) 満期までの残存期間が60日以内の短期投資対象は、(A)市場価格、または(B)満期の61日前の日における市場価格と額面価格との差額を償却することにより、または(C)市場価格が入手できない場合には償却済原価で評価可能です。
- (c) ファンドの現金は、以下のとおり評価されます。()現金およびその他の流動資産は、額面価格に経過利息を付して評価されます。()南アフリカ・ランド以外の通貨で表示される評価額については、入手可能な直近の当該通貨の売買仲値または管理会社(もしくはその代理としての事務代行会社)が誠実に決定するその他の価格により南アフリカ・ランドに換算されます。

上記にかかわらず、管理会社は、他の評価方法が当該投資対象の公正な価格をより反映していると判断した場合において、その完全な裁量により、その評価方法の使用を許可することができます。

管理会社(またはその代理としての事務代行会社)によるファンドの資産価格またはファンドの純資産額もしくは受益証券1口当り純資産価格の算出は、管理会社(またはその代理としての事務代行会社)の正当な権限を有する役員または代表者によって証明されるものとし、かかる証明はファンドのすべての受益者にとって確定的かつ最終的であるものとし、また、管理会社に対する求償権は存しないものとします。また、管理会社は、第三者から管理会社に提供された評価を信頼して行われたファンドの純資産価格または受益証券1口当り純資産価格の計算に誤りがあっても、一切責任を負わないものとします。管理会社は、認知された価格参照元、評価業者、サブ・マネージャーその他の第三者から管理会社に提供された評価を信頼することについて、絶対的に保護されるものとします。

純資産価格の決定ならびに/または受益証券の申込みおよび/もしくは受益証券の買戻しの停止

管理会社(受託会社および投資顧問会社と協議するものとします。)、投資顧問会社、または受託会社(管理会社および投資顧問会社と協議するものとします。)は、以下のすべてまたは一部の期間において、ファンドの純資産額および/もしくは受益証券1口当り純資産価格の計算、および/もしくはファンドの受益証券の発行および/もしくは買戻しを停止することができ、ならびに/または買戻しのためにファンドの受益証券を提出した者に対する買戻金金の支払を延期することができます。

- () その時点においてファンドの投資対象の大部分が上場、売買、交換もしくは取引されている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が、(通常の週末もしくは休日による閉鎖以外で)閉鎖されている期間、またはかかる取引所もしくは市場における取引が制限もしくは停止されている期間。
- () 受託会社が投資顧問会社と協議の上、結果としてファンドの投資対象の売却が合理的に実行不能となり、または結果としてかかる売却がファンドの受益者に著しく不利益となるであろうと判断するような状況の場合。
- () ファンドの投資対象の価値もしくは純資産額を確定するために通常利用される手段に故障もしくは予期せぬ遅延が生じる、またはその他の理由によりファンドの投資対象の価値もしくはファンドのその他の資産の価値もしくは純資産額を合理的もしくは公正に確定することができないと管理会社が判断する場合。
- () 受託会社が投資顧問会社と協議の上、ファンドの投資対象の償還もしくは換金またはかかる償還もしくは換金に関連する資金の送金を、適正価格または適正な換算率で達成することができないであろうと判断する期間。

- () ファンドの受益者の最善の利益のために行為する管理会社が、そうすることが良識的であると判断する期間。
- () マスター信託証書に規定されたファンドの全額買戻しが決定された場合。
- () 追補証書に規定されたその他の状況が発生した期間。
- () 管理会社が受託会社と協議の上、良識的であると判断するその他の場合。

管理会社は、受託会社と協議の上、受益者名簿に名前のあるすべての受益者に対し、上記の停止について、可及的速やかに書面にて通知するとともに、停止が解除され次第早急に、受益者に対し通知するものとします。

(2) 【保管】

受益証券証書は原則として発行されません。販売会社は、日本の投資家の口座で取得する受益証券について自己の名義で確認書(および、もし受益証券証書が発行される場合は受益証券証書)を保管します。

日本の受益者が、自己の名義で受益証券を保有することを認められた場合には(そのような事態は想定されていませんが)この限りではありません。

(3) 【信託期間】

ファンドの存続期間は当初2019年1月31日まででしたが、2018年7月17日付の受託会社と管理会社の合意により、同日付で受益者に対して書面による通知が行われ、2029年1月31日まで延長されました。この延長は2018年7月31日付で効力を生じました。

ファンドは、強制買戻日(2029年1月31日)の10日前までに受益者に対して書面による通知を行った上で受託会社と管理会社が合意して延長する場合を除いて、強制買戻日に償還します。ファンドは、発行済受益証券の総口数が200億口を下回った場合には、早期に償還することがあります。さらに、以下の事項のいずれかが発生した場合、償還するものとします。

- () ファンドを継続すること、またはトラストを信託証書第38条に規定するその他の法域に移動することのいずれかが、違法となり、または受託会社もしくは管理会社が、投資顧問会社と協議の上、現実的でなく、好ましくなくもしくはファンドの受益者の利益に反すると判断する場合
- () ファンドの受益者が受益者決議でかかる決定をした場合
- () 信託証書の日付より150年後に終了する期間が終了する場合
- () 受託会社が信託証書第36条に基づき、退任する意図を書面により通知した場合または受託会社に関し強制清算もしくは任意清算が開始された場合で、管理会社が信託証書第36条に規定されているとおり、かかる通知が出された後もしくは清算が開始された後60日以内に、受託会社の代わりとして受託会社の職務を引き受ける用意があるその他の会社を任命すること、あるいはその任命を獲得することができない場合
- () 管理会社が信託証書第37条に基づき、退任する意図を書面により通知した場合または管理会社に関し強制清算もしくは任意清算が開始された場合で、受託会社が信託証書第37条に規定されているとおり、かかる通知が出された後もしくは清算が開始された後60日以内に、管理会社の代わりとして管理会社の職務を引き受ける用意があるその他の会社を任命すること、あるいはその任命を獲得することができない場合
- () ファンドの純資産価格が、60日間連続して目論見書で規定された金額を下回り、受託会社および管理会社がかかる決定をした場合
- () ファンドの強制買戻日。ただし、受託会社および管理会社が、強制買戻日の10日前までにファンドの受益者に対して書面による通知を行うことにより、強制買戻日経過後までファンドの存続期間を延長することを決定した場合を除きます。
- () 追補証書に記載されるファンドに適用するその他の状況の場合
ファンドが上記の規定に基づき償還する場合、受託会社は直ちにかかる償還の通知をすべての受益者に対して行うものとします。

(4) 【計算期間】

ファンドの決算日は毎年1月31日です。

(5) 【その他】

(イ) ファンドの償還

信託証書に従った早期償還がなければ、強制買戻日(2029年1月31日)の10日前までに、受益者に対し書面により通知を行い、受託会社と管理会社の合意により延長が行われる場合を除いて、ファンドは強制買戻日に償還します。ファンドは、発行済受益証券の総口数が200億口を下回った場合には、早期に償還することがあります。

ファンドの償還の際は、受託会社は、すべての投資対象およびファンドのその他財産の売却を手配するものとし、かかる売却は、ファンドの償還後、受託会社が適切と判断する方法および期間において実行され完結されるものとします。

注) 買戻請求を受けずに、信託期間を終了するファンド受益証券につき、受託会社は、ファンドのすべての投資資産その他の財産の現金化を手配するものとし、かかる現金化は、受託会社が適切と判断する方法および期間において実行され完結されるものとします。信託期間終了後に監査人が監査手続を行い、監査終了後に受益者への支払金額、支払日が決定されます。受益者への支払には、信託期間終了日から半年程度、監査手続等の進捗によっては、さらに時間を要する場合があります。

(ロ) 信託証書の変更

受託会社および管理会社は、受益者に対し10暦日以上前に書面による通知を行うことにより(かかる通知を受ける権利は、受益者の決議により放棄されることができません。)、受託会社および管理会社が受益者の最大の利益となると考える方法および範囲において、追補証書により、信託証書の規定に改正、修正、変更または追加(以下「本信託証書の修正」といいます。)を行うことができます。本信託証書の修正が、()既存の受益者に重大な損害を及ぼさず、受託会社および管理会社が受益者に対する責任を実質的に免れることにはならず、結果としてファンドの中から支払われる経費および料金(かかる追補の証書に関して発生した経費、料金、報酬および費用を除きます。)の額を増加させず、()財務上、法律上もしくは当局による要件(法的拘束力を有するか否かを問いません。)の遵守を可能にするために必要である、または()明白な誤りを訂正するために必要であると判断する旨、受託会社がその意見において、書面により証明する場合、本信託証書の修正に受益者の決議は不要です。本信託証書の修正は、受益者に対して、その保有する受益証券について追加出資を行ったり、責任を引き受ける義務を課すものではありません。

(ハ) 関係法人との契約の更改等に関する手続

(a) 代行協会員契約

代行協会員契約は、期間の定めなく締結されます。代行協会員契約は、日本で必要とされる限りにおいて、後任の代行協会員が選任されることを条件として、管理会社または代行協会員のいずれかが、3ヶ月前の書面による通知(または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知)を行うことにより解約されます。さらに、代行協会員契約は、(a)他方当事者に代行協会員契約上の義務の重大な不履行があり、もう一方の当事者からのその治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または(b)他方当事者が解散するか(他方当事者が事前に書面にて承認した条件での会社更生もしくは合併を除きます。)、もしくはその債務が支払不能となるか、もしくはその資産につき管財人が任命されるか、もしくは破産するか、もしくは同様の効果を有する事象が発生した場合、書面による通知をもって直ちに解約されます。

(b) 受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、期間の定めなく締結され、管理会社または販売会社のいずれかが、3ヶ月前の書面による通知(または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知)を行うことにより解約されます。さらに、受益証券販売・買戻契約は、ファンドが償還した場合には自動的に解約されるものとし、また(a)他方当事者に受益証券販売・買戻契約上の義務の重大な不履行があり、もう一方の当事者からのその治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または(b)他方当事者が解散するか(他方当事者が事前に書面にて承認した条件での会社更生もしくは合併を除きます。)、もしくはその債務が支払不能となるか、もしくはその資産につき管財人が任命されるか、もしくは破産するか、もしくは同様の効果を有する事象が発生した場合、書面による通知をもって直ちに解約されます。

(c) 保管契約

保管契約は、期間の定めなく締結され、いずれかの当事者が60日以上前の書面による通知(または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知)を行うことにより、解約されます。保管契約はまた、(a)他方当事者に保管契約上の義務の不履行があり、もう一方の当事者からのその治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または(b)他方当事者が解散し(通知を行った当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。))もしくは他方当事者の資産につき管財人が任命された場合、受託会社または保管会社のいずれかにより、直ちにまたは継続して効力を有する書面による通知をもって直ちに解約されます。

(d) 事務代行会社契約

事務代行会社契約は、期間の定めなく締結され、いずれかの当事者が60暦日以上前の書面による通知（または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知）を行うことにより、解約されます。事務代行会社契約はまた、（a）他方当事者に事務代行会社契約上の義務の不履行があり、もう一方の当事者からのその治癒を要求した通知を受領後30暦日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（b）他方当事者が解散し（他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）もしくはその当事者の資産につき管財人が任命された場合、管理会社または事務代行会社のいずれかにより、直ちにまたは継続して効力を有する書面による通知をもって直ちに解約されます。

(e) 投資顧問契約

投資顧問契約は、期間の定めなく締結され、他方当事者に対して、90日以上前の書面による通知を行うことにより、解約されます。投資顧問契約はまた、（a）受託会社もしくは投資顧問会社が、その清算（他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）に係る決議を採択し、もしくは管轄裁判所が、いずれかの当事者の清算を命令し、もしくは他方当事者の資産につき管財人が任命された場合、（b）受託会社もしくは投資顧問会社に、投資顧問契約上の義務の重大な不履行があり、また（かかる不履行が治癒可能な場合に）その治癒を要求した通知を送達後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（c）投資顧問会社が、投資顧問契約に定められるものと類似の、設立準拠法に基づく決議、命令、宣言、手続もしくは事象の当事者となり、もしくは適用法上、投資顧問会社としての行為を許可されなくなった場合にはいつでも、受託会社または投資顧問会社のいずれかにより、書面による通知をもって直ちに解約されます。

4【受益者の権利等】

（1）【受益者の権利等】

受益者がファンドおよび受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、受益者名簿に登録されていなければなりません。したがって、販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券名義人として、受益者名簿に登録されていないため、自らファンドおよび受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、販売会社との間の「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」といいます。）に基づき、販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（ ）分配金請求権

受益者は、ファンドのために行為する管理会社の決定した分配金を、持分に応じてファンドのために行為する管理会社に請求する権利を有します。分配金（あった場合）およびファンドの買戻しに関する支払金は、ファンドのすべての債務全額についての支払に劣後します。

（ ）買戻請求権

受益者は、販売会社を通じて、ファンド証券の買戻しを管理会社に請求する権利を有します。ただし、信託証書および目論見書に規定された制限および規制に服します。

（ ）残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者はファンドのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

（ ）損害賠償請求権

一般に、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた故意による懈怠、詐欺または重大な過失から生じた場合を除き、損害賠償請求権は認められません。

（ ）議決権

受益者は、限られた議決権のみを有し、マスター信託証書に従い受益者の投票は特定の限られた状況においてのみ要求されることがあります。例えば、マスター信託証書第36条に基づき、受託会社を解任し、後任の受託会社を指名する場合、マスター信託証書第37条に基づき、管理会社を解任し、後任の管理会社を任命する場合、マスター信託証書第38条に基づき、トラストの他の法域への移動を承認する場合、またはマスター信託証書第41条に基づき、マスター信託証書の修正を承認する場合です。かかる状況において、受益者の決議は、発行済受益証券の純資産額の過半数を占める議決権または書面による同意のいずれかにより可決されます。

（2）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3) 【本邦における代理人】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング
上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- () 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題およびJSDAの規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- () 日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士	田中	収
同	井上	貴美子
同	乙黒	亮祐
同	餅原	波音
同	實松	佑太郎

東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

です。

(4) 【裁判管轄等】

前記(3)()の取引に関連して日本の投資者が提起する訴訟に限って、その裁判管轄権は下記の裁判所が有し、適用法は日本法であることを管理会社は承認しています。判決の執行手続は、日本法に従って行われます。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

1. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. ファンドの原文の財務書類は、南アフリカ・ランドで表示されていますが、日本文の財務書類には主要な金額についての円換算額を併せて掲記しています。南アフリカ・ランドの円貨換算は、2025年5月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1南アフリカ・ランド=8.08円)によります。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。
3. ファンドの原文の財務書類は、ファンドの本国における独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドの監査を受けており、監査報告書(英文)を受領しています。なお、アーンスト・アンド・ヤング・リミテッドは、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。

(1) 【2025年1月31日終了年度】

【貸借対照表】

マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド

純資産計算書

2025年1月31日現在

(南アフリカ・ランドで表示)

	注記 (南アフリカ・ランド)	(千円)
資産		
銀行預金	39,117	316
預金	2 132,932,000	1,074,091
預金利息	26,531	214
資産合計	132,997,648	1,074,621
負債		
受益証券の買戻未払金	309,520	2,501
未払費用	8 1,904,888	15,391
未払利息	103,967	840
負債合計	2,318,375	18,732
純資産	130,679,273	1,055,889
発行済受益証券数	5,993,140,693口	-
受益証券1口当り純資産価格	0.0218048	0.1762円

添付の注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド
運用計算書
2025年1月31日に終了した年度
(南アフリカ・ランドで表示)

	注記 (南アフリカ・ランド)	(千円)
収益		
銀行預金利息	24,023	194
預金に係る受取利息	11,402,795	92,135
収益合計	11,426,818	92,329
費用		
投資顧問会社報酬	6 293,741	2,373
代行協会員報酬	7 734,091	5,931
事務代行会社報酬	4 117,467	949
保管会社報酬	3 29,374	237
銀行預金に係る支払利息	81,014	655
預金に係る支払利息	13,411	108
銀行手数料	98,920	799
受託会社および管理会社報酬	5 29,346	237
弁護士報酬	400,000	3,232
海外登録費用	500,000	4,040
立替実費	7,326	59
専門家報酬	478,321	3,865
費用合計	2,783,011	22,487
純投資収益	8,643,807	69,842
運用の結果による純資産の純増加	8,643,807	69,842

添付の注記は当財務書類の一部である。

マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド

純資産変動計算書

2025年1月31日に終了した年度

(南アフリカ・ランドで表示)

	注記 (南アフリカ・ランド)	(千円)
期首現在純資産	163,832,603	1,323,767
純投資収益	8,643,807	69,842
運用の結果による純資産の純増加	8,643,807	69,842
受益証券の発行手取金	11 62,372,321	503,968
受益証券の買戻支払金	11 (104,169,458)	(841,689)
	(41,797,137)	(337,721)
期末現在純資産	130,679,273	1,055,889

添付の注記は当財務書類の一部である。

マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド
発行済受益証券数の変動表
2025年1月31日に終了した年度
(無監査)

期首現在発行済受益証券数	7,969,460,360
発行受益証券数	2,954,759,955
買戻受益証券数	(4,931,079,622)
期末現在発行済受益証券数	5,993,140,693

統計情報
2025年1月31日現在
(無監査)
(南アフリカ・ランドで表示)

	2025年	2024年	2023年
期末現在純資産	130,679,273	163,832,603	178,075,118
期末現在受益証券1口当り純資産価格	0.0218048	0.0205576	0.0193645

マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド

財務書類に対する注記

2025年1月31日現在

注1 - 組織

トラスト

マネー セレクト トラスト(「トラスト」)は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(「受託会社」)とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(「旧管理会社」)の間で締結された2008年11月17日付信託証書(随時修正済。さらに、受託会社、旧管理会社およびマスター・トラスト・カンパニー(「管理会社」)の間で締結された2018年6月29日付の退任および任命証書、ならびに受託会社と管理会社の間で締結され、マスター信託証書を全体的に置き換える2018年7月31日付および2022年7月29日付の修正証書により修正済。)(合わせて「マスター信託証書」という。)により設定された。トラストは、ケイマン諸島の信託法(改訂済)に準拠する複数シリーズのユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改訂済)および一般投資家向け投資信託(日本)規則(改訂済)(「本規則」)に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されており、ケイマン諸島金融庁(「CIMA」)に登録されている。この登録により、CIMAに対する目論見書および監査済年次財務書類の提出義務が生じる。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(改訂済)の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する許可を受けている信託会社であり、管理会社は、ケイマン諸島の会社である。

受託会社および管理会社は、信託証書の条項に基づき、トラストの資産および管理に関する全面的な権限および責任を持つ。

ファンド

マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド(「ファンド」)は、2008年11月17日付信託証書および追補証書(随時修正済)に従い設立されたシリーズ・トラストであり、現時点で設立されている唯一のシリーズ・トラストである。

ファンドは、2009年1月26日に運用を開始した。

ファンドの存続期間は当初2019年1月31日までであったが、10年間延長された。信託証書に従った早期償還がなければ、受託会社と管理会社の合意により延長する場合を除いて、ファンドは2029年1月31日に償還する。

ファンドの投資目的は、元本の安定性と流動性の維持を図りながら、安定した収益を獲得することである。ファンドは、南アフリカ・ランド建ての指名金銭債権、手形、公社債に投資を行うことにより、この目的を達成することを目指す。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた、投資信託に適用される会計原則に基づいて作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

投資有価証券

組入証券および短期金融商品は、償却原価法に基づいて評価される。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、その後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。この方法は評価の確実性を提供する一方、償却原価法で決定されるので、評価期間中に証券が売却される場合、受領する価格よりも高額であったり、低額であったりすることがある。この方法を利用した場合、かかる保有ポートフォリオは、市場相場を用いて計算される純資産額と償却原価法で計算される純資産額との間に乖離が存在するか否かを決定するために管理会社の取締役会によってまたは指図に従って定期的に検討される。投資家または既存の受益者に多大な稀釈またはその他の不公正な結果が生じる可能性のある乖離が存在すると決定される場合には、管理会社は、必要かつ適切とみなされる事後処理(売買益もしくは損失を実現するための満期前のポートフォリオ証券の売却または入手可能な市場相場を用いた受益証券1口当り純資産価格の算出を含む。)を採ることになる。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義により認識される。配当金は、配当落日に計上される。有価証券取引に係る実現損益は、売却された有価証券の平均取得価額に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を南アフリカ・ランドで記帳し、財務書類は南アフリカ・ランドで表示される。南アフリカ・ランド以外の通貨建ての資産および負債は、年度末現在の適用為替レートで南アフリカ・ランドに換算される。南アフリカ・ランド以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで南アフリカ・ランドに換算される。

南アフリカ・ランド以外の通貨建てで行われた投資取引は、取引日の適用為替レートで南アフリカ・ランドに換算される。

ファンドは、外国為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資対象からの実現損益(純額)および未実現損益(純額)の変動に含まれる。

2025年1月31日現在の為替レートは以下のとおりである。

1南アフリカ・ランド=0.05188ユーロ

1南アフリカ・ランド=0.05389米ドル

預金

ファンドの現金は、以下のとおり評価される。()現金およびその他の流動資産は、額面価格に経過利息を付して評価される。()南アフリカ・ランド以外の通貨で表示される評価額については、入手可能な直近の当該通貨の売買仲値または管理会社(もしくはその代理としての事務代行会社)が誠実に決定するその他の価格により南アフリカ・ランドに換算される。

注3 - 保管会社の報酬

保管会社は、ファンドに関する役務につき、保管会社としてその役務を提供するに当たって、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日以内に南アフリカ・ランドで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.02%に相当する額(およびファンドのために直接負担した立替実費)を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

本規則の規定に従うことを条件として、保管会社は、副保管会社を任命することができる。ただし、保管会社は、保管契約に基づくその職務の適切な遂行に関して、受託会社に対して常に責任を負う。任命された副保管会社または代理人の報酬および費用は、ファンドの資産から支払われる。

注4 - 事務代行会社の報酬

事務代行会社は、ファンドに関する役務につき、事務代行会社としてその役務を提供するに当たって、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日以内に南アフリカ・ランドで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.08%に相当する額(およびファンドのために直接負担した立替実費)を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注5 - 受託会社および管理会社の報酬

受託会社は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日以内に南アフリカ・ランドで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.01%に相当する額(ならびにファンドのために合理的に直接負担した立替実費および支出額)を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

管理会社は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日以内に南アフリカ・ランドで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.01%に相当する額(および管理会社がファンドのために直接負担した立替実費)を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

注6 - 投資顧問会社の報酬

投資顧問会社は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日以内に南アフリカ・ランドで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の、以下に定める年率で、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

25億南アフリカ・ランド以下の部分	0.200%
25億南アフリカ・ランド超50億南アフリカ・ランド以下の部分	0.175%
50億南アフリカ・ランド超200億南アフリカ・ランド以下の部分	0.150%
200億南アフリカ・ランド超の部分	0.125%

注7 - 代行協会員の報酬

代行協会員は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日以内に南アフリカ・ランドで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.5%以下に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

注8 - 未払費用

(南アフリカ・ランド)	
投資顧問会社報酬	67,681
代行協会員報酬	169,141
事務代行会社報酬	27,066
保管会社報酬	6,768
コルレス銀行報酬	5,467
受託会社および管理会社報酬	6,761
弁護士報酬	235,175
海外登録費用	936,844
立替実費	1,688
専門家報酬	448,297
未払費用	<u>1,904,888</u>

注9 - 分配

管理会社は、いつでも、受託会社と協議の上、受益者に対し、各受益者の保有するクラスの受益証券口数に応じてファンドの分配可能な投資収益およびファンドの実現売買益から分配を行うことができる。管理会社はまた、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考える場合、投資顧問会社と協議の上、ファンドの未実現売買益または元本部分から分配を行うことができる。分配額は変動する可能性があり、分配が行われない場合もある。

分配は、当該分配基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

2025年1月31日に終了した年度において、ファンドは受益者に対する分配金の支払を行わなかった。

注10 - 税金

ケイマン諸島の現行法上、ファンドには所得税、遺産税、譲渡税、消費税もしくはその他の税金、またはファンドによる受益者への支払に対してもしくは受益証券の買戻しの際の純資産価格の支払に対して適用される源泉徴収税はない。

ファンドは、一定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対して外国の源泉徴収税を課せられる場合がある。

注11 - 募集および買戻しの条件

受益証券の募集

受益証券の発行は、受益証券の購入に係る申込書を受領した取引日の直前の評価日のルクセンブルグにおける営業終了時点の受益証券1口当り純資産価格に等しい募集価格で、各取引日に適格投資家に対し行われる。既存の受益者および適格投資家の最低取得申込口数は、1,000口である。1,000口を超過する分の取得申込口数は1口単位、または管理会社はその裁量により決定するその他の口数とする。ただし、最低取得申込口数は、日本における販売会社の裁量により1口以上の単位に引き下げられる場合がある。各適格投資家に販売された受益証券は、ファンドの持分を表す。販売手数料はかからない。

受益証券の買戻し

受益証券は、取引日に買戻すことができる。受益者は、受益証券の買戻しを請求する通知により、当該買戻通知に記載された受益証券を管理会社が買戻すよう請求することができる。各買戻通知は、1口単位または管理会社はその裁量により決定するその他の口数で行われる。受益証券の買戻価格は、当該取引日の直前の評価日に決定される受益証券1口当り純資産価格に等しい。

【投資有価証券明細表等】

該当事項はありません。

[次へ](#)

*Money Select Trust - South African Rand Fund***Statement of Net Assets**
as at January 31, 2025
(expressed in South African Rand)

	Notes	
ASSETS		
Cash at bank		39,117
Deposit	2	132,932,000
Interest on deposits		26,531
		<hr/>
Total Assets		132,997,648
		<hr/>
LIABILITIES		
Payable for repurchases		309,520
Accrued expenses	8	1,904,888
Interest payable		103,967
		<hr/>
Total Liabilities		2,318,375
		<hr/>
NET ASSETS		130,679,273
		<hr/>
Number of Units Outstanding		5,993,140,693
Net Asset Value per Unit		0.0218048

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

*Money Select Trust - South African Rand Fund***Statement of Operations**
for the year ended January 31, 2025
(expressed in South African Rand)

	Notes	
INCOME		
Interest on bank accounts		24,023
Interest received on deposits		11,402,795
		<hr/>
Total Income		11,426,818
		<hr/>
EXPENSES		
Investment Manager fees	6	293,741
Agent Company fees	7	734,091
Administrator fees	4	117,467
Custodian fees	3	29,374
Interest paid on bank accounts		81,014
Interest paid on deposit		13,411
Bank charges		98,920
Trustee and Management Company fees	5	29,346
Legal fees		400,000
Overseas registration fees		500,000
Out-of-pocket expenses		7,326
Professional fees		478,321
		<hr/>
Total Expenses		2,783,011
		<hr/>
NET INVESTMENT INCOME		8,643,807
		<hr/>
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		8,643,807
		<hr/>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

*Money Select Trust - South African Rand Fund***Statement of Changes in Net Assets
for the year ended January 31, 2025**
(expressed in South African Rand)

Net assets at the beginning of the year	Notes	163,832,603
NET INVESTMENT INCOME		8,643,807
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		8,643,807
Proceeds from subscriptions of Units	11	62,372,321
Payments for repurchase of Units	11	(104,169,458)
		(41,797,137)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		130,679,273

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

*Money Select Trust - South African Rand Fund***Statement of Changes in Units Outstanding
for the year ended January 31, 2025***(Unaudited)*

Number of Units outstanding at the beginning of the year	7,969,460,360
Number of Units issued	2,954,759,955
Number of Units repurchased	<u>(4,931,079,622)</u>
Number of Units outstanding at the end of the year	<u>5,993,140,693</u>

**Statistical Information
as at January 31, 2025**
(Unaudited)
(expressed in South African Rand)

	2025	2024	2023
Net Assets at the end of the year	130,679,273	163,832,603	178,075,118
Net Asset Value per Unit at the end of the year	0.0218048	0.0205576	0.0193645

Money Select Trust - South African Rand Fund

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2025

Note 1 - Organisation

The Trust

Money Select Trust (the "Trust") was established by a Trust Deed dated November 17, 2008 entered into by and between Global Funds Trust Company (the "Trustee") and Global Funds Management S.A. (the "Former Management Company"), as amended from time to time and as further amended by a deed of retirement and appointment dated June 29, 2018 and entered into by the Trustee, the Former Management Company and Master Trust Company (the "Management Company") and deeds of amendment dated July 31, 2018 and July 29, 2022 and entered into by and between the Trustee and the Management Company amending and restating in its entirety the master trust deed (collectively, the "Master Trust Deed"). The Trust is a multi-series unit trust governed under the Trusts Law (Revised) of the Cayman Islands.

The Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law (Revised) and the Retail Mutual Funds (Japan) Regulations (Revised) of the Cayman Islands and registered with the Cayman Islands Monetary Authority (CIMA) which entails the filing of the Offering Circular and audited accounts annually with CIMA.

The Trustee is a trust company duly incorporated, validly existing and licensed to undertake trust business pursuant to the provisions of the Banks and Trust Companies Law (Revised) of the Cayman Islands and the Management Company is a Cayman company.

The Trustee and the Management Company have overall authority and responsibility for the assets and administration of the Trust in accordance with the terms and conditions of the Trust Deed.

The Fund

Money Select Trust - South African Rand Fund (the "Fund") is a Series Trust constituted in accordance with the Trust Deed and a Supplemental Trust Deed dated November 17, 2008 (as amended from time to time) and is currently the only Series Trust constituted.

The Fund started operation on January 26, 2009.

The Fund was initially established for a period expiring on January 31, 2019. The duration of the Fund has however been extended for a period of ten years. Unless earlier terminated pursuant to the Trust Deed, the Fund will terminate on January 31, 2029 unless extended by mutual agreement between the Trustee and the Management Company.

The investment objective of the Fund is to generate a stable level of income while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. The Fund intends to achieve this objective through investment in South African Rand denominated money market instruments and securities of high credit quality.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds and include the following significant accounting policies:

INVESTMENTS IN SECURITIES

Portfolio securities and money market instruments are valued based upon their amortised cost. This involves valuing an instrument at its cost and thereafter assuming a constant amortisation to maturity of any discount or premium, regardless of the impact of fluctuating interest rates on the market value of the instruments. While this method provides certainty in valuation, it may result in periods during which value, as determined by amortised cost, is higher or lower than the price which would be received if the instrument were sold. If this valuation method is used, such portfolio holdings would be periodically reviewed by or under the direction of the Board of Directors of the Management Company to determine whether a deviation exists between the Net Asset Value calculated using market quotations and that calculated on an amortised cost basis. In the event it is determined that a deviation exists which may result in material dilution or other unfair results to investors or existing Unitholders, the Management Company would take such corrective action as is regarded as necessary and appropriate, including the sale of portfolio instruments prior to maturity to realise capital gains or losses or calculating a Net Asset Value per Unit by using available market quotations.

Money Select Trust - South African Rand Fund

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2025 (continued)

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Fund maintains its accounting records in South African Rand ("ZAR") and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than ZAR are translated into ZAR at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than ZAR are translated into ZAR at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than ZAR are translated into ZAR at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Fund does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and change in unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at January 31, 2025:

1 ZAR = 0.05188 EUR
1 ZAR = 0.05389 USD

DEPOSIT

Any cash of the Fund will be valued as follows: (i) cash and other liquid assets will be valued at their face value with interest accrued; and (ii) values expressed in a currency other than ZAR shall be translated to ZAR at the average of the last available buying and selling price for such currency or such other price as may be determined in good faith by the Management Company (or the Administrator on its behalf).

Note 3 - Custodian fees

For its services in respect of the Fund, the Custodian is entitled to be paid, out of the assets of the Fund, for its services as Custodian a fee payable in ZAR quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 Business Days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.02% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day of the relevant quarter (plus direct out-of-pocket expenses incurred on behalf of the Fund).

Subject to the provisions of the Regulations, the Custodian may appoint sub-custodians provided that the Custodian will at all times remain responsible to the Trustee for the proper performance of its duties under the Custodian Agreement. The fees and expenses of any sub-custodian or agent so appointed shall be payable out of the assets of the Fund.

Note 4 - Administrator fees

For its services in respect of the Fund, the Administrator is entitled to be paid, out of the assets of the Fund, for its services as Administrator a fee payable in ZAR quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 Business Days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.08% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day of the relevant quarter (plus direct out-of-pocket expenses incurred on behalf of the Fund).

*Money Select Trust - South African Rand Fund***Notes to the Financial Statements as at January 31, 2025 (continued)****Note 5 - Trustee and Management Company fees**

For its services, the Trustee is paid, out of the assets of the Fund, a fee payable in ZAR quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 Business Days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.01% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day of the relevant quarter (plus direct out-of-pocket expenses and disbursements reasonably incurred on behalf of the Fund).

For its services, the Management Company is paid, out of the assets of the Fund, a fee payable in ZAR quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 Business Days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.01% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day of the relevant quarter (plus direct out-of-pocket expenses incurred by the Management Company on behalf of the Fund).

Note 6 - Investment Manager fees

For its services, the Investment Manager is paid, out of the assets of the Fund, a fee payable in ZAR quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 Business Days of the end of the relevant quarter at an annual rate set forth below of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day of the relevant quarter:

For Net Asset Value up to ZAR 2.5 billion	0.200%
For Net Asset Value over ZAR 2.5 billion equal to or less than ZAR 5 billion	0.175%
For Net Asset Value over ZAR 5 billion equal to or less than ZAR 20 billion	0.150%
For Net Asset Value over ZAR 20 billion	0.125%

Note 7 - Agent Company fees

For its services, the Agent Company is paid, out of the assets of the Fund, a fee payable in ZAR quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 Business Days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to up to 0.9% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day of the relevant quarter.

Note 8 - Accrued expenses

	ZAR
Investment Manager fees	67,681
Agent Company fees	169,141
Administrator fees	27,066
Custodian fees	6,768
Correspondent bank fees	5,467
Trustee and Management Company fees	6,761
Legal fees	235,175
Overseas registration fees	936,844
Out-of-pocket expenses	1,688
Professional fees	448,297
Accrued expenses	<u>1,904,888</u>

Money Select Trust - South African Rand Fund

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2025 (continued)

Note 9 - Distributions

The Management Company may from time to time, after consultation with the Trustee, make such distributions to Unitholders as it may determine out of the investment income of the Fund available for distribution as well as out of net realised capital gains of the Fund and in proportion to the number of Units of a class, held by each Unitholder. The Management Company, after consultation with the Investment Manager, may also, if it considers it necessary in order to maintain a reasonable level of distributions, determine to make distributions out of unrealised capital gains or capital of the Fund. The amounts of distributions may fluctuate and they may be instances where a distribution is not made.

Any distribution will be made to the person in whose name Units are registered in the Register on the relevant Record Date.

For the year ended January 31, 2025, the Fund did not distribute any dividend to Unitholders.

Note 10 - Taxation

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Fund or withholding taxes applicable to the payment by the Fund to the Unitholders or to the payment of net asset value upon repurchase of Units.

The Fund may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains.

Note 11 - Terms of subscriptions and repurchases

Issue of Units

Units may be issued to Eligible Investors on each Dealing Day at an offering price equal to the Net Asset Value per Unit as at the close of business in Luxembourg on the Valuation Day immediately preceding the relevant Dealing Day for which the application for purchase of Units is received. The minimum purchase amount for an existing Unitholder and for an Eligible Investor is 1,000 Units with amounts in excess of 1,000 Units, being in integral multiples of 1 Unit, or such other amount as the Management Company may in its discretion determine, provided however that such minimum purchase amount may be decreased to 1 or more Units at the discretion of the Distributor in Japan. Units offered to each Eligible Investor represent an undivided interest in the Fund. No sales charge will be payable by investors.

Repurchases

Units may be repurchased on a Dealing Day. A Unitholder may serve a notice requesting the repurchase of its Units requesting that the Management Company repurchase the Units specified therein. Each Repurchase Notice shall be in integral multiples of 1 Unit or such other amount as the Management Company may in its discretion determine. The price at which Units will be repurchased should be equal to the Net Asset Value per Unit determined on the Valuation Day immediately preceding the relevant Dealing Day.

(2) 【2024年1月31日終了年度】

【貸借対照表】

マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド

純資産計算書

2024年1月31日現在

(南アフリカ・ランドで表示)

	注記 (南アフリカ・ランド)	(千円)
資産		
銀行預金	49,037	396
預金	2 165,715,000	1,338,977
受益証券の発行未収金	617	5
預金利息	39,941	323
資産合計	165,804,595	1,339,701
負債		
未払費用	8 1,925,016	15,554
未払利息	46,976	380
負債合計	1,971,992	15,934
純資産	163,832,603	1,323,767
発行済受益証券数	7,969,460,360口	-
受益証券1口当り純資産価格	0.0205576	0.1661円

添付の注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド
運用計算書
2024年1月31日に終了した年度
(南アフリカ・ランドで表示)

	注記（南アフリカ・ランド）	（千円）
収益		
銀行預金利息	11,112	90
預金に係る受取利息	13,439,422	108,591
収益合計	13,450,534	108,680
費用		
投資顧問会社報酬	6 342,246	2,765
代行協会員報酬	7 855,311	6,911
事務代行会社報酬	4 136,865	1,106
保管会社報酬	3 34,225	277
銀行預金に係る支払利息	37,537	303
預金に係る支払利息	15,843	128
コルレス銀行報酬	3,400	27
銀行手数料	87,580	708
受託会社および管理会社報酬	5 34,192	276
弁護士報酬	400,000	3,232
海外登録費用	700,000	5,656
立替実費	8,535	69
専門家報酬	594,317	4,802
費用合計	3,250,051	26,260
純投資収益	10,200,483	82,420
運用の結果による純資産の純増加	10,200,483	82,420

添付の注記は当財務書類の一部である。

マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド

純資産変動計算書

2024年1月31日に終了した年度

(南アフリカ・ランドで表示)

	注記 (南アフリカ・ランド)	(千円)
期首現在純資産	178,075,118	1,438,847
純投資収益	10,200,483	82,420
運用の結果による純資産の純増加	10,200,483	82,420
受益証券の発行手取金	11 19,322,923	156,129
受益証券の買戻支払金	11 (43,765,921)	(353,629)
	(24,442,998)	(197,499)
期末現在純資産	163,832,603	1,323,767

添付の注記は当財務書類の一部である。

マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド

財務書類に対する注記

2024年1月31日現在

注1 - 組織

トラスト

マネー セレクト トラスト (「トラスト」) は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー (「受託会社」) とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (「旧管理会社」) の間で締結された2008年11月17日付信託証書 (随時修正済。さらに、受託会社、旧管理会社およびマスター・トラスト・カンパニー (「管理会社」) の間で締結された2018年6月29日付の退任および任命証書、ならびに受託会社と管理会社の間で締結され、マスター信託証書を全体的に置き換える2018年7月31日付および2022年7月29日付の修正証書により修正済。) (合わせて「マスター信託証書」という。) により設定された。トラストは、ケイマン諸島の信託法 (改訂済) に準拠する複数シリーズのユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法 (改訂済) および一般投資家向け投資信託 (日本) 規則 (改訂済) (「本規則」) に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されており、ケイマン諸島金融庁 (「CIMA」) に登録されている。この登録により、CIMAに対する目論見書および監査済年次財務書類の提出義務が生じる。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法 (改訂済) の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する許可を受けている信託会社であり、管理会社は、ケイマン諸島の会社である。

受託会社および管理会社は、信託証書の条項に基づき、トラストの資産および管理に関する全面的な権限および責任を持つ。

ファンド

マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド (「ファンド」) は、2008年11月17日付信託証書および追補証書 (随時修正済) に従い設立されたシリーズ・トラストであり、現時点で設立されている唯一のシリーズ・トラストである。

ファンドは、2009年1月26日に運用を開始した。

ファンドの存続期間は当初2019年1月31日までであったが、10年間延長された。信託証書に従った早期償還がなければ、受託会社と管理会社の合意により延長する場合を除いて、ファンドは2029年1月31日に償還する。

ファンドの投資目的は、元本の安定性と流動性の維持を図りながら、安定した収益を獲得することである。ファンドは、南アフリカ・ランド建ての指名金銭債権、手形、公社債に投資を行うことにより、この目的を達成することを目指す。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた、投資信託に適用される会計原則に基づいて作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

投資有価証券

組入証券および短期金融商品は、償却原価法に基づいて評価される。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、その後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。この方法は評価の確実性を提供する一方、償却原価法で決定されるので、評価期間中に証券が売却される場合、受領する価格よりも高額であったり、低額であったりすることがある。この方法を利用した場合、かかる保有ポートフォリオは、市場相場を用いて計算される純資産額と償却原価法で計算される純資産額との間に乖離が存在するか否かを決定するために管理会社の取締役会によってまたは指図に従って定期的に検討される。投資家または既存の受益者に多大な稀釈またはその他の不公正な結果が生じる可能性のある乖離が存在すると決定される場合には、管理会社は、必要かつ適切とみなされる事後処理 (売買益もしくは損失を実現するための満期前のポートフォリオ証券の売却または入手可能な市場相場を用いた受益証券1口当り純資産価格の算出を含む。) を採ることになる。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義により認識される。配当金は、配当落日に計上される。有価証券取引に係る実現損益は、売却された有価証券の平均取得価額に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を南アフリカ・ランドで記帳し、財務書類は南アフリカ・ランドで表示される。南アフリカ・ランド以外の通貨建ての資産および負債は、年度末現在の適用為替レートで南アフリカ・ランドに換算される。南アフリカ・ランド以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで南アフリカ・ランドに換算される。

南アフリカ・ランド以外の通貨建てで行われた投資取引は、取引日の適用為替レートで南アフリカ・ランドに換算される。

ファンドは、外国為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資に係る実現および未実現の純損益に含まれる。

2024年1月31日現在の為替レートは以下のとおりである。

1南アフリカ・ランド=0.04912ユーロ

1南アフリカ・ランド=0.05315米ドル

預金

ファンドの現金は、以下のとおり評価される。()現金およびその他の流動資産は、額面価格に経過利息を付して評価される。()南アフリカ・ランド以外の通貨で表示される評価額については、入手可能な直近の当該通貨の売買仲値または管理会社(もしくはその代理としての事務代行会社)が誠実に決定するその他の価格により南アフリカ・ランドに換算される。

注3 - 保管会社の報酬

保管会社は、ファンドに関する役務につき、保管会社としてその役務を提供するに当たって、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日以内に南アフリカ・ランドで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.02%に相当する額(およびファンドのために直接負担した立替実費)を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

本規則の規定に従うことを条件として、保管会社は、副保管会社を任命することができる。ただし、保管会社は、保管契約に基づくその職務の適切な遂行に関して、受託会社に対して常に責任を負う。任命された副保管会社または代理人の報酬および費用は、ファンドの資産から支払われる。

注4 - 事務代行会社の報酬

事務代行会社は、ファンドに関する役務につき、事務代行会社としてその役務を提供するに当たって、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日以内に南アフリカ・ランドで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.08%に相当する額(およびファンドのために直接負担した立替実費)を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注5 - 受託会社および管理会社の報酬

受託会社は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日以内に南アフリカ・ランドで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.01%に相当する額(ならびにファンドのために合理的に直接負担した立替実費および支出額)を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

管理会社は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日以内に南アフリカ・ランドで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.01%に相当する額(および管理会社がファンドのために直接負担した立替実費)を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

注6 - 投資顧問会社の報酬

投資顧問会社は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日以内に南アフリカ・ランドで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の、以下に定める年率で、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

25億南アフリカ・ランド以下の部分	0.200%
25億南アフリカ・ランド超50億南アフリカ・ランド以下の部分	0.175%
50億南アフリカ・ランド超200億南アフリカ・ランド以下の部分	0.150%
200億南アフリカ・ランド超の部分	0.125%

注7 - 代行協会員の報酬

代行協会員は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60営業日以内に南アフリカ・ランドで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.5%以下に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

注8 - 未払費用

（南アフリカ・ランド）

投資顧問会社報酬	81,867
代行協会員報酬	204,596
事務代行会社報酬	32,739
保管会社報酬	8,187
コルレス銀行報酬	5,467
受託会社および管理会社報酬	8,179
弁護士報酬	181,518
海外登録費用	937,598
立替実費	2,041
専門家報酬	462,824
未払費用	<u>1,925,016</u>

注9 - 分配

管理会社は、いつでも、受託会社と協議の上、受益者に対し、各受益者の保有するクラスの受益証券口数に応じてファンドの分配可能な投資収益およびファンドの実現売買益から分配を行うことができる。管理会社はまた、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考える場合、投資顧問会社と協議の上、ファンドの未実現売買益または元本部分から分配を行うことができる。分配額は変動する可能性があり、分配が行われない場合もある。

分配は、当該分配基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

2024年1月31日に終了した年度において、ファンドは受益者に対する分配金の支払を行わなかった。

注10 - 税金

ケイマン諸島の現行法上、ファンドには所得税、遺産税、譲渡税、消費税もしくはその他の税金、またはファンドによる受益者への支払に対してもしくは受益証券の買戻しの際の純資産価格の支払に対して適用される源泉徴収税はない。

ファンドは、一定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対して外国の源泉徴収税を課せられる場合がある。

注11 - 募集および買戻しの条件

受益証券の募集

受益証券の発行は、受益証券の購入に係る申込書を受領した取引日の直前の評価日のルクセンブルグにおける営業終了時点の受益証券1口当り純資産価格に等しい募集価格で、各取引日に適格投資家に対し行われる。既存の受益者および適格投資家の最低取得申込口数は、1,000口である。1,000口を超過する分の取得申込口数は1口単位、または管理会社による裁量により決定するその他の口数とする。ただし、最低取得申込口数は、日本における販売会社の裁量により1口以上の単位に引き下げられる場合がある。各適格投資家に販売された受益証券は、ファンドの持分を表す。販売手数料はかからない。

受益証券の買戻し

受益証券は、取引日に買戻すことができる。受益者は、受益証券の買戻しを請求する通知により、当該買戻通知に記載された受益証券を管理会社が買戻すよう請求することができる。各買戻通知は、1口単位または管理会社はその裁量により決定するその他の口数で行われる。受益証券の買戻価格は、当該取引日の直前の評価日に決定される受益証券1口当り純資産価格に等しい。

[次へ](#)

Money Select Trust - South African Rand Fund**Statement of Net Assets**
as at January 31, 2024
(expressed in South African Rand)

	Notes	
ASSETS		
Cash at bank		49,037
Deposit	2	165,715,000
Receivable for subscriptions		617
Interest on deposits		39,941
		<hr/>
Total Assets		165,804,595
		<hr/>
LIABILITIES		
Accrued expenses	8	1,925,016
Interest payable		46,976
		<hr/>
Total Liabilities		1,971,992
		<hr/>
NET ASSETS		163,832,603
		<hr/>
Number of Units Outstanding		7,969,460,360
Net Asset Value per Unit		0.0205576

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

*Money Select Trust - South African Rand Fund***Statement of Operations**
for the year ended January 31, 2024
(expressed in South African Rand)

	Notes	
INCOME		
Interest on bank accounts		11,112
Interest received on deposits		13,439,422
		<hr/>
Total Income		13,450,534
		<hr/>
EXPENSES		
Investment Manager fees	6	342,246
Agent Company fees	7	855,311
Administrator fees	4	136,865
Custodian fees	3	34,225
Interest paid on bank accounts		37,537
Interest paid on deposits		15,843
Correspondent bank fees		3,400
Bank charges		87,580
Trustee and Management Company fees	5	34,192
Legal fees		400,000
Overseas registration fees		700,000
Out-of-pocket expenses		8,535
Professional fees		594,317
		<hr/>
Total Expenses		3,250,051
		<hr/>
NET INVESTMENT INCOME		10,200,483
		<hr/>
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		10,200,483
		<hr/>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Money Select Trust - South African Rand Fund

**Statement of Changes in Net Assets
 for the year ended January 31, 2024**
(expressed in South African Rand)

Net assets at the beginning of the year	Notes	178,075,118
NET INVESTMENT INCOME		10,200,483
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		10,200,483
Proceeds from subscriptions of units	11	19,322,923
Payments for repurchase of units	11	(43,765,921)
		(24,442,998)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		163,832,603

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Money Select Trust - South African Rand Fund

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2024

Note 1 - Organisation

The Trust

Money Select Trust (the "Trust") was established by a Trust Deed dated November 17, 2008 entered into by and between Global Funds Trust Company (the "Trustee") and Global Funds Management S.A. (the "Former Management Company"), as amended from time to time and as further amended by a deed of retirement and appointment dated June 29, 2018 and entered into by the Trustee, the Former Management Company and Master Trust Company (the "Management Company") and deeds of amendment dated July 31, 2018 and July 29, 2022 and entered into by and between the Trustee and the Management Company amending and restating in its entirety the master trust deed (collectively, the "Master Trust Deed"). The Trust is a multi-series unit trust governed under the Trusts Law (Revised) of the Cayman Islands.

The Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law (Revised) and the Retail Mutual Funds (Japan) Regulations (Revised) of the Cayman Islands and registered with the Cayman Islands Monetary Authority (CIMA) which entails the filing of the Offering Circular and audited accounts annually with CIMA.

The Trustee is a trust company duly incorporated, validly existing and licensed to undertake trust business pursuant to the provisions of the Banks and Trust Companies Law (Revised) of the Cayman Islands and the Management Company is a Cayman company.

The Trustee and the Management Company have overall authority and responsibility for the assets and administration of the Trust in accordance with the terms and conditions of the Trust Deed.

The Fund

Money Select Trust - South African Rand Fund (the "Fund") is a Series Trust constituted in accordance with the Trust Deed and a Supplemental Trust Deed dated November 17, 2008 (as amended from time to time) and is currently the only Series Trust constituted.

The Fund started operation on January 26, 2009.

The Fund was initially established for a period expiring on January 31, 2019. The duration of the Fund has however been extended for a period of ten years. Unless earlier terminated pursuant to the Trust Deed, the Fund will terminate on January 31, 2029 unless extended by mutual agreement between the Trustee and the Management Company.

The investment objective of the Fund is to generate a stable level of income while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. The Fund intends to achieve this objective through investment in South African Rand denominated money market instruments and securities of high credit quality.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds and include the following significant accounting policies:

INVESTMENTS IN SECURITIES

Portfolio securities and money market instruments are valued based upon their amortised cost. This involves valuing an instrument at its cost and thereafter assuming a constant amortisation to maturity of any discount or premium, regardless of the impact of fluctuating interest rates on the market value of the instruments. While this method provides certainty in valuation, it may result in periods during which value, as determined by amortised cost, is higher or lower than the price which would be received if the instrument were sold. If this valuation method is used, such portfolio holdings would be periodically reviewed by or under the direction of the Board of Directors of the Management Company to determine whether a deviation exists between the Net Asset Value calculated using market quotations and that calculated on an amortised cost basis. In the event it is determined that a deviation exists which may result in material dilution or other unfair results to investors or existing Unitholders, the Management Company would take such corrective action as is regarded as necessary and appropriate, including the sale of portfolio instruments prior to maturity to realise capital gains or losses or calculating a Net Asset Value per Unit by using available market quotations.

Money Select Trust - South African Rand Fund

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2024 (continued)

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Fund maintains its accounting records in South African Rand ("ZAR") and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than ZAR are translated into ZAR at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than ZAR are translated into ZAR at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than ZAR are translated into ZAR at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Fund does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at January 31, 2024:

1 ZAR = 0.04912 EUR
1 ZAR = 0.05315 USD

DEPOSIT

Any cash of the Fund will be valued as follows; (i) cash and other liquid assets will be valued at their face value with interest accrued; and (ii) values expressed in a currency other than ZAR shall be translated to ZAR at the average of the last available buying and selling price for such currency or such other price as may be determined in good faith by the Management Company (or the Administrator on its behalf).

Note 3 - Custodian fees

For its services in respect of the Fund, the Custodian is entitled to be paid, out of the assets of the Fund, for its services as Custodian a fee payable in ZAR quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 Business Days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.02% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day of the relevant quarter (plus direct out-of-pocket expenses incurred on behalf of the Fund).

Subject to the provisions of the Regulations, the Custodian may appoint sub-custodians provided that the Custodian will at all times remain responsible to the Trustee for the proper performance of its duties under the Custodian Agreement. The fees and expenses of any sub-custodian or agent so appointed shall be payable out of the assets of the Fund.

Note 4 - Administrator fees

For its services in respect of the Fund, the Administrator is entitled to be paid, out of the assets of the Fund, for its services as Administrator a fee payable in ZAR quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 Business Days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.08% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day of the relevant quarter (plus direct out-of-pocket expenses incurred on behalf of the Fund).

*Money Select Trust - South African Rand Fund***Notes to the Financial Statements as at January 31, 2024 (continued)****Note 5 - Trustee and Management Company fees**

For its services, the Trustee is paid, out of the assets of the Fund, a fee payable in ZAR quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 Business Days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.01% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day of the relevant quarter (plus direct out-of-pocket expenses and disbursements reasonably incurred on behalf of the Fund).

For its services, the Management Company is paid, out of the assets of the Fund, a fee payable in ZAR quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 Business Days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.01% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day of the relevant quarter (plus direct out-of-pocket expenses incurred by the Management Company on behalf of the Fund).

Note 6 - Investment Manager fees

For its services, the Investment Manager is paid, out of the assets of the Fund, a fee payable in ZAR quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 Business Days of the end of the relevant quarter at an annual rate set forth below of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day of the relevant quarter:

For Net Asset Value up to ZAR 2.5 billion	0.200%
For Net Asset Value over ZAR 2.5 billion equal to or less than ZAR 5 billion	0.175%
For Net Asset Value over ZAR 5 billion equal to or less than ZAR 20 billion	0.150%
For Net Asset Value over ZAR 20 billion	0.125%

Note 7 - Agent Company fees

For its services, the Agent Company is paid, out of the assets of the Fund, a fee payable in ZAR quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 Business Days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to up to 0.5% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day of the relevant quarter.

Note 8 - Accrued expenses

	ZAR
Investment Manager fees	81,867
Agent Company fees	204,596
Administrator fees	32,739
Custodian fees	8,187
Correspondent bank fees	5,467
Trustee and Management Company fees	8,179
Legal fees	181,518
Overseas registration fees	937,598
Out-of-pocket expenses	2,041
Professional fees	462,824
Accrued expenses	<u>1,925,016</u>

Money Select Trust - South African Rand Fund

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2024 (continued)

Note 9 - Distributions

The Management Company may from time to time, after consultation with the Trustee, make such distributions to Unitholders as it may determine out of the investment income of the Fund available for distribution as well as out of net realised capital gains of the Fund and in proportion to the number of Units of a class, held by each Unitholder. The Management Company, after consultation with the Investment Manager, may also, if it considers it necessary in order to maintain a reasonable level of distributions, determine to make distributions out of unrealised capital gains or capital of the Fund. The amounts of distributions may fluctuate and they may be instances where a distribution is not made.

Any distribution will be made to the person in whose name Units are registered in the Register on the relevant Record Date.

For the year ended January 31, 2024, the Fund did not distribute any dividend to Unitholders.

Note 10 - Taxation

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Fund or withholding taxes applicable to the payment by the Fund to the Unitholders or to the payment of net asset value upon repurchase of Units.

The Fund may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains.

Note 11 - Terms of subscriptions and repurchases

Issue of Units

Units may be issued to Eligible Investors on each Dealing Day at an offering price equal to the Net Asset Value per Unit as at the close of business in Luxembourg on the Valuation Day immediately preceding the relevant Dealing Day for which the application for purchase of Units is received. The minimum purchase amount for an existing Unitholder and for an Eligible Investor is 1,000 Units with amounts in excess of 1,000 Units, being in integral multiples of 1 Unit, or such other amount as the Management Company may in its discretion determine, provided however that such minimum purchase amount may be decreased to 1 or more Units at the discretion of the Distributor in Japan. Units offered to each Eligible Investor represent an undivided interest in the Fund. No sales charge will be payable by investors.

Repurchases

Units may be repurchased on a Dealing Day. A Unitholder may serve a notice requesting the repurchase of its Units requesting that the Management Company repurchase the Units specified therein. Each Repurchase Notice shall be in integral multiples of 1 Unit or such other amount as the Management Company may in its discretion determine. The price at which Units will be repurchased should be equal to the Net Asset Value per Unit determined on the Valuation Day immediately preceding the relevant Dealing Day.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2025年5月末日現在)

	南アフリカ・ランド (を除きます。)	円 (を除きます。)
資産総額	119,624,109	966,562,801
負債総額	2,154,468	17,408,101
純資産総額(-)	117,469,641	949,154,699
発行済口数	5,302,282,057口	
1口当り純資産価格(/)	0.0221545	0.1790

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(イ) ファンド証券の名義書換

取扱機関 ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社に委託している場合、その販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のもの(ただし、下記(ハ)をご参照下さい。)については本人の責任で行われます。

名義書換の費用は徴収されません。

(ロ) 受益者集会

受益者は、限られた議決権のみを有し、マスター信託証書に従い受益者の投票は特定の限られた状況においてのみ要求されることがあります。例えば、マスター信託証書第36条に基づき、受託会社を解任し、後任の受託会社を指名する場合、マスター信託証書第37条に基づき、管理会社を解任し、後任の管理会社を任命する場合、マスター信託証書第38条に基づき、トラストの他の法域への移動を承認する場合、またはマスター信託証書第41条に基づき、マスター信託証書の修正を承認する場合です。かかる状況において、受益者の決議は、発行済受益証券の純資産額の過半数を占める議決権または書面による同意のいずれかにより可決されます。

受益者がファンドおよび受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、受益者名簿に登録されていなければなりません。従って、日本における販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自らファンドおよび受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、日本における販売会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

(ハ) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

受益証券は、管理会社が受託会社と協議の上、書面により事前の同意を与えた場合に限り譲渡することができます。管理会社または事務代行会社が受益証券の譲渡(自己名義への変更を含みます。)を許可することは予定されていません。管理会社は、いかなる者(米国人、および制限付例外がありますが、ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。)によるファンド証券の取得も制限することができます。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1)資本金の額

払込済資本金は32,000ユーロ(約523万円)で、2025年5月末日現在全額払込済です。グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニーの完全子会社であり、1株1ユーロ(約164円)の記名式株式32,000株を発行済です。

過去5年間の資本金の額の増減はありません。

(2)会社の機構

取締役会は、1名以上の者(代理取締役を除きます。)から構成されます。ただし、管理会社が通常決議により取締役数の上限を増減する場合は、この限りではありません。管理会社の最初の取締役は、基本定款への署名者の書面により決定され、または基本定款への署名者の決議により任命されます。

ケイマン諸島の会社法(改正済)、基本定款および付属定款の規定ならびに特別決議によりなされた指示に従って、管理会社の事業は、管理会社のすべての権限を行使することのできる取締役がこれを運営します。基本定款または付属定款の変更および当該指示のいずれも、当該変更が行われずまたは当該指示がなされなかった場合に有効であった取締役の従前の行為を無効にしません。定足数が出席している正当に招集された取締役会は、取締役が行使可能なすべての権限を行使することができます。

すべての小切手、約束手形、支払指図書、為替手形およびその他の買取可能または譲渡可能な証書ならびに管理会社に支払われる金銭のすべての領収書は、取締役会が決議により決定する方法で、(場合により)署名し、引き出し、引き受け、裏書きしまたはその他の方法で作成します。

管理会社を代理する取締役会は、管理会社でその他の報酬を受ける職務もしくは利益を得る地位を有する取締役またはその未亡人もしくは扶養家族に対して、退職に関する退職金または年金または手当を支払い、基金に拠出し、当該退職金、年金または手当の獲得または提供に関するプレミアムを支払うことができます。

取締役は、金銭を借入れ、事業、財産および資産(現在および将来)ならびに未拠出資本またはその一部に担保権または課金を設定し、管理会社もしくは第三者の債務、負債もしくは義務に関して、無条件であれ担保としてであれ、債券、社債券、抵当証券、社債およびその他の証券を発行する管理会社のすべての権限を行使することができます。

管理会社は、通常決議により、いかなる者も取締役に任命でき、または通常決議により、いかなる取締役も解任できます。

取締役会は、欠員を補充しまたは取締役の増員としてのいずれのためにも、いかなる者も取締役に任命できます。ただし、取締役会は、付属定款第28.1条に基づきかかる取締役の任命権を有するすべての株式所有者の書面による同意をまず得ているものとします。また、かかる任命により、取締役数が付属定款によりまたは付属定款に従って定められた最大取締役数としての数を超えることはありません。

取締役会による議題の審議の定足数は、取締役会がこれを定めることができ、かかる定めのない場合、2名またはそれ以上の取締役が存在する場合は2名とし、取締役が1名しか存在しない場合は1名とします。代理取締役として役職を務める者は、任命者が出席していない場合、定足数に含めます。代理取締役としても行為する取締役は、その任命者が出席していない場合、定足数に2名として数えます。

付属定款の規定に従って、取締役は、適当と考える手続きを規定することができます。取締役会において生じた議題は、過半数で決定されます。議決が可否同数となった場合、会長は、二度目の議決権または決定議決権を有します。代理取締役でもある取締役は、任命者が欠席の場合、自己の議決権に加え、任命者を代理して別個の議決権を行使することができます。

当該取締役会に出席している全員が同時に互いに意思疎通できる会議電話またはその他の通信機器により、取締役会またはいずれの取締役会の委員会にも参加できます。かかる方法による取締役会への自らの参加は、当該取締役会への本人の出席とされます。取締役による別段の決定がない限り、当該取締役会は、会長が当該取締役会の開始時点にいた場所において開催されたとみなされます。

取締役全員もしくは取締役会の委員会のすべてのメンバーが署名した書面(1もしくは複数の副本の形の)による決議は、または取締役の解任もしくは取締役の欠員に関する書面による決議の場合、当該決議の対象である取締役以外の取締役全員(任命者を代理して当該決議に署名する権利を有する代理取締役が取締役である場合、任命者を代理してかつ取締役としての資格において、当該決議に署名する権利を有します。)は、正当に招集され、開催された取締役会または(場合により)取締役会の委員会で可決された場合と同様に有効であり、効力を有します。

取締役もしくは代理取締役は、または取締役もしくは代理取締役の指示による管理会社の他の役員は、取締役全員および代理取締役に対する少なくとも2日以上前の書面による通知（取締役全員（もしくは代理取締役）が、当該取締役会の開催時またはその前後を問わず、当該通知を放棄しない限り、かかる通知には審議予定の議事の一般的事項が記載されます。）により、取締役会を招集することができます。取締役会の集会の当該通知に対して、管理会社の株主に対する通知の付与に関する付属定款のすべての規定は、準用されます。

複数の現任取締役（または（場合により）単独の現任取締役）は、取締役会の欠員にかかわらず、行為することができますが、取締役の数が付属定款によりもしくはこれに従い取締役の必要定足数として定める数未満に減った場合、複数名の現任取締役または取締役が、当該定数に等しくするために取締役数を増員し、または管理会社の株主総会を招集することを目的としてのみ行為することができます。

取締役会は、取締役会の議長1名を選任し、同人の任期を決定することができます。ただし、かかる議長が選任されていない場合、または会長がその開催指定時刻から5分以内に出席しなかった場合、出席した取締役は、その中から当該取締役会の議長1名を選出することができます。

取締役会または取締役会の委員会の集会（代理取締役として行為する者を含みます。）がしたすべての行為は、取締役もしくは代理取締役の任命に一定の瑕疵があったこと、および/またはこれらの者の全部もしくは一部に欠格があったこと、および/またはこれらの者が欠員であったこと、および/またはこれらの者が議決権を行使する権利がなかったことが後に判明した場合でも、当該各者が（場合により）正当に任命されていた、および/または取締役もしくは代理取締役の欠格ではなかった、および/または欠員でなかった、および/または議決権を行使する権利を有していた場合と同様に有効です。

代理取締役以外の取締役は、取締役会に、自己が書面により任命する代理人を代理することができます。この場合、代理人は定足数に数えられ、代理人の議決権は、すべての適用上、任命取締役のそれであるものとみなされます。

2【事業の内容及び営業の概況】

i) 管理会社の事業の内容及び営業の概況

管理会社は、ノムラ・バンク・ルクセンブルクス・A.に、事務代行会社としてのトラストに関する管理業務を委任しました。

管理会社は、2025年5月末日現在、以下の投資信託を管理・運用しており、管理投資信託財産額は約9.5億円です。

（2025年5月末日現在）

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	クラス数	純資産額の合計（通貨別）
ケイマン諸島	オープンエンド型投資信託	1	117,469,640.54南アフリカ・ランド

管理会社としての役割

マスター・トラスト・カンパニーは、トラストの管理会社として従事します。信託業務を遂行する認可を受けている会社の完全子会社として、管理会社は、銀行および信託会社法に基づく「被支配子会社」であり、同法の認可要件を免除されています。

管理会社の権利および職務は、信託証書に記載されています。管理会社は、信託証書に基づき、トラストの管理事務全般について責任を有します。管理会社は、受益証券の発行を行い、ファンドの通常業務を管理する独占的権利を有します。管理会社は、受益者名簿の維持、帳簿の作成、受益証券の販売および買戻しの実行、分配の実施（あった場合）ならびに受益証券1口当り純資産価格の計算についても責任を有します。

信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、管理会社は、信託証書に基づいて自己に付与されたあらゆる権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の一部または全部を、いずれかの者、機関、会社または法人（管理会社の関係者を含みます。）に対して委託する権限を有します。管理会社は、一切の受託者または再受託者の行為を監督しなければなりません。管理会社は、管理会社自らの現実の詐欺または故意による懈怠により発生した場合でない限り、適用ある法律に規定された事項については、受託者または再受託者側の不正行為または不履行に起因する損失につき一切責任を負いません。

管理会社の職務の一部は、事務代行会社、販売会社および代行協会に委託されています。

管理会社は、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務をかかるとなる債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定されることを確保します。

管理会社は、(信託証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行において)ファンドの管理者として提起され、負担または被る可能性のあるあらゆる訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費(すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同種の経費を含みます。)または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対して返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、管理会社の現実の詐欺または故意による懈怠による作為や不作為に起因する訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。管理会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません。

管理会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。管理会社は、その絶対的な裁量で適切と判断する補償条項を含む契約を、ファンドを代理して、ファンドのその他のサービス提供者と締結する権限を有します。

管理会社は、受託会社に対する90暦日以上前の書面による通知により、辞任することがあります。かかる辞任は、後任の管理会社の任命後にのみ効力を生じるものとします。管理会社が書面による辞任通知を行ったとき、または(任意か強制かを問わず)清算手続に入ったとき、かつ当該通知の受領日または管理会社の清算開始日から60暦日以内に管理会社および受託会社のいずれもが、受託会社が適当と認める後任の管理会社を選任することができない場合、受託会社は、後任の管理会社を任命するため、受益者集会を招集します。後任の管理会社を任命できなかった場合、受託会社は、すべてのシリーズ・トラストを償還させる場合があります。受益者はいつでも、受益者の決議により、管理会社を解任し、後任の管理会社を任命することができます。

管理会社は辞任または解任後、ファンドの管理者として行為した期間中において、辞任した管理会社に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還請求権に加えて、当該期間中に有効であった信託証書により管理会社に付与されたファンドに対するすべての補償、権限、特権および償還請求権の利益を受ける資格を引き続き有するものとします。

3【管理会社の経理状況】

1. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 2025年3月31日に終了した会計年度および2024年3月31日に終了した会計年度に係る管理会社の原文の財務書類は、それぞれ、管理会社の本国における公認企業監査人および独立監査人であるケーピーエムジー オーディット エス・アー・エール・エルおよびアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、ケーピーエムジー オーディット エス・アー・エール・エルおよびアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2025年5月30日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=163.57円)が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1)【貸借対照表】

マスター・トラスト・カンパニー
貸借対照表
2025年3月31日現在
(ユーロで表示)

	注記	2025年3月31日		2024年3月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
固定資産					
金融資産					
固定資産として保有される投資	3	139,441	22,808	137,037	22,415
流動資産					
債権					
売上債権					
a) 1年以内期限到来	7	60,903	9,962	27,079	4,429
銀行預金および手元現金	9	3,276,741	535,977	3,047,766	498,523
		3,337,644	545,938	3,074,845	502,952
前払費用		8,029	1,313	8,336	1,364
資産合計		3,485,114	570,060	3,220,218	526,731
資本金、準備金および負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	4	32,000	5,234	32,000	5,234
資本剰余金勘定	4	568,000	92,908	568,000	92,908
繰越利益	5	2,606,301	426,313	2,473,271	404,553
当期利益		265,853	43,486	133,030	21,760
		3,472,154	567,940	3,206,301	524,455
債務					
買掛債務					
a) 1年以内期限到来	7	12,960	2,120	13,017	2,129
関連事業から派生する金額					
a) 1年以内期限到来	7、9	-	-	900	147
		12,960	2,120	13,917	2,276
資本金、準備金および負債合計		3,485,114	570,060	3,220,218	526,731

添付の注記は当財務書類の一部である。

(2)【損益計算書】

マスター・トラスト・カンパニー
損益計算書
2025年3月31日に終了した年度
(ユーロで表示)

	注記	2025年		2024年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
1から5.総損益	10	265,293	43,394	135,639	22,186
10. 固定資産の一部を形成するその 他投資および貸付金からの収益					
b) その他収益	3	5,691	931	5,811	951
13. 金融資産および流動資産として 保有される投資に係る評価調整	3	3,665	599	(2,771)	(453)
14. 未払利息および類似費用					
b) その他利息および類似費用		(8,796)	(1,439)	(5,649)	(924)
16. 税引後利益		265,853	43,486	133,030	21,760
18. 当期利益		265,853	43,486	133,030	21,760

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

マスター・トラスト・カンパニー

財務書類に対する注記

2025年3月31日現在

注1 - 一般事項

マスター・トラスト・カンパニー（「当社」）は、ケイマン諸島の会社法に基づき、2011年6月8日に免税会社として設立された。当社は、銀行および信託会社法に基づき、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニーの「完全支配子会社」として2011年7月14日付で信託免許を取得した。当社は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニーの完全子会社である。グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニーは、ノムラ・バンク・ルクセンブルク S.A. のケイマン諸島における完全子会社である。

ノムラ・バンク・ルクセンブルク S.A. は、英国の法律に基づき設立された持株会社でロンドンに登記上の事務所を有するノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシー（「親会社」）の子会社である。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類は、英国EC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン 1 において入手可能である。

ノムラ・バンク・ルクセンブルク S.A. の最終的親会社は、日本の法律に基づき設立された持株会社で東京に登記上の事務所を有する野村ホールディングス株式会社である。野村ホールディングス株式会社の連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目13番 1 号において入手可能である。

当社の主要事業は、投資信託に信託および運用業務を提供することであり、それによって、「総損益」として損益計算書に開示されている受託および管理報酬を受領する。

注2 - 重要な会計方針の概要

作成の基準

当社の会計年度は、毎年4月1日に開始し、3月31日に終了する。

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、その財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、本年度の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。未実現利益は考慮されない。

総損益

総損益には、その他対外費用を差し引いた、運用中の投資信託から受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

金融資産

金融資産は、取得価額か時価のいずれか低価な方で評価される。

固定資産として保有される投資は、当該投資に付随する費用を含む購入価額で評価される。取締役会の見解に基づき、永続的な減損の場合には金融資産に関して評価調整が行われ、貸借対照表日現在において金融資産に帰属する低い金額で評価される。評価調整は、関連資産から直接控除される。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

債権

売上債権は、額面金額にて計上される。売上債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

前払費用

前払費用は、当社の将来の利益を反映するために前払いされる費用から構成されている。

買掛債務

負債に関する本項目には、次期事業年度中に支払われるが当期事業年度に関連する費用が含まれている。

配当金および受取利息

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3 - 固定資産として保有される投資

2025年3月31日および2024年3月31日に終了した年度中、固定資産として保有される有価証券は、投資信託の受益証券への投資により構成されており、取得価額か時価のいずれか低価な方で評価されている。固定資産として保有される有価証券の増減の概要は、以下のとおりである。

	2025年 (ユーロ)	2024年 (ユーロ)
取得価額		
期首現在	159,089	162,362
期中取得額	12,014	7,028
期中処分額	(13,275)	(10,301)
期末現在	<u>157,828</u>	<u>159,089</u>
評価調整		
期首現在	(9,972)	(10,996)
当期評価調整	2,763	1,024
期末現在	<u>(7,209)</u>	<u>(9,972)</u>
為替の影響		
期首現在	(12,080)	(8,284)
当期評価調整	902	(3,796)
期末現在	<u>(11,178)</u>	<u>(12,080)</u>
期末純評価額	<u>139,441</u>	<u>137,037</u>
期末市場価格	<u>180,063</u>	<u>174,146</u>

注4 - 払込済資本金および資本剰余金勘定

2025年3月31日および2024年3月31日現在、発行済かつ全額払込済の株式資本は、1株当たり額面1ユーロの記名株式32,000株を表章する。当期中、当社は自己株式を取得していない。

2025年3月31日および2024年3月31日現在、資本剰余金は568,000ユーロである。

注5 - 繰越損益

2023年3月31日現在残高	2,358,298
前期の利益	<u>114,973</u>
2024年3月31日現在残高	<u>2,473,271</u>
2024年3月31日現在残高	2,473,271
前期の利益	<u>133,030</u>
2025年3月31日現在残高	<u>2,606,301</u>

注6 - 税金

当社は、すべての地方所得税、利得税およびキャピタル・ゲイン税を2031年7月26日まで免除する旨の約定をケイマン諸島の政府から取得している。現時点において、ケイマン諸島にそのような税金は存在しない。

当社は、一定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインの総額に対して課せられる外国の源泉徴収税の対象となる可能性がある。

注7 - 債権および債務

債権：

2025年3月31日および2024年3月31日現在、売上債権は、受託および管理業務に対するファンドからの報酬の未収金で構成されている。

債務：

2025年3月31日および2024年3月31日現在、債務は、未払いの監査報酬12,960ユーロ（2024年3月31日：13,017ユーロ）およびグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーに対する未払いの報酬0ユーロ（2024年3月31日：900ユーロ）で構成されている。

注8 - スタッフ

当社には、2025年3月31日および2024年3月31日に終了した年度中に従業員はいなかった。

注9 - 関連会社間取引

当社は、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（ルクセンブルグにおいて設立）のケイマン諸島における完全子会社であるグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニーによって100%所有されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

当座預金口座および為替取引を含む銀行業取引の多くが、通常の事業の一環としてノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.との間で行われている。

2025年3月31日に終了した年度に、当座預金口座の利息はなかった（2024年3月31日に終了した年度：0ユーロ）。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

さらに、報酬は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーから当社に請求される（上記注7参照）。

注10 - 総損益

2025年3月31日および2024年3月31日に終了した年度において、本項目は以下のとおり分析することができる。

	2025年3月31日 (ユーロ)	2024年3月31日 (ユーロ)
管理報酬	292,947	155,410
その他対外費用	(27,654)	(19,771)
	<hr/>	<hr/>
	265,293	135,639
	<hr/>	<hr/>

2025年3月31日に終了した年度において、管理報酬には清算費用3,672ユーロ（2024年3月31日に終了した年度：0ユーロ）が含まれている。

2025年3月31日に終了した年度において、管理報酬には、ファンドの設立費用19,347ユーロ（2024年3月31日に終了した年度：25,033ユーロ）も含まれている。

2025年3月31日に終了した年度において、その他対外費用は、監査報酬13,210ユーロ（2024年3月31日に終了した年度：13,906ユーロ）および弁護士報酬14,444ユーロ（2024年3月31日に終了した年度：5,865ユーロ）で構成されている。

注11 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として保有してはいたないが、投資運用に関する責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。かかる資産のうち、当社が受託会社として行為するものは、2025年3月31日現在、約3,233百万ユーロであり(2024年3月31日:1,381百万ユーロ)、当社が管理会社として行為するものは、2025年3月31日現在、約6.5百万ユーロである(2024年3月31日:8百万ユーロ)。

注12 - 後発事象

2025年3月31日より後に、2025年3月31日現在の財務書類における調整または追加の開示が必要となるような事象は生じていない。

[次へ](#)

MASTER TRUST COMPANY

Balance sheet as at March 31, 2025
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2025	March 31, 2024
ASSETS			
FIXED ASSETS			
Financial assets			
Investments held as fixed assets	3	139,441	137,037
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade debtors			
a) becoming due and payable within one year	7	60,903	27,079
Cash at bank and in hand	9	3,276,741	3,047,766
		<u>3,337,644</u>	<u>3,074,845</u>
PREPAYMENTS		8,029	8,336
TOTAL (ASSETS)		<u>3,485,114</u>	<u>3,220,218</u>
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	4	32,000	32,000
Share premium account	4	568,000	568,000
Profit brought forward	5	2,606,301	2,473,271
Profit for the financial year		265,853	133,030
		<u>3,472,154</u>	<u>3,206,301</u>
CREDITORS			
Trade creditors			
a) becoming due and payable within one year	7	12,960	13,017
Amounts owed to affiliated undertakings	7, 9	---	900
a) becoming due and payable within one year		<u>12,960</u>	<u>13,917</u>
TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)		<u>3,485,114</u>	<u>3,220,218</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

MASTER TRUST COMPANY

Profit and loss account
for the year ended March 31, 2025
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2025	March 31, 2024
1. to 5. Gross profit or loss	10	265,293	135,639
10. Income from other investments and loans forming part of the fixed assets			
b) other income	3	5,691	5,811
13. Value adjustments in respect of financial assets and of investments held as current assets	3	3,665	(2,771)
14. Interest payable and similar expenses			
b) other interest and similar expenses		(8,796)	(5,649)
16. Profit after taxation		265,853	133,030
18. Profit for the financial year		<u>265,853</u>	<u>133,030</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

MASTER TRUST COMPANY

Notes to the Annual Accounts as at March 31, 2025

Note 1 - General

Master Trust Company (the "Company") was incorporated as an exempted company on June 8, 2011 under the Companies Law of the Cayman Islands. The Company obtained a trust license effective July 14, 2011 under the Banks and Trust Company Law as a "controlled subsidiary" of Global Funds Trust Company. The Company is a wholly owned subsidiary of Global Funds Trust Company. Global Funds Trust Company is a fully owned Cayman subsidiary of Nomura Bank (Luxembourg) S.A..

Nomura Bank (Luxembourg) S.A. is a subsidiary of Nomura Europe Holding Plc (the "Parent company"), a holding company incorporated under the laws of United Kingdom and whose registered office is in London. The consolidated accounts of Nomura Europe Holding Plc may be obtained at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Nomura Bank (Luxembourg) S.A.'s ultimate parent is Nomura Holdings, Inc., a holding company incorporated under the laws of Japan whose registered office is in Tokyo. The consolidated accounts of Nomura Holdings, Inc. may be obtained at 1-13-1 Nihonbashi, Chuoku, Tokyo 103-8645, Japan.

The principal activity of the Company is to provide trust and management services to investment funds for which it receives trustee and management fees disclosed in the Profit and loss account as "Gross profit or loss".

Note 2 - Summary of significant accounting policies

Basis of preparation

The Company's accounting year starts on 1 April and ends on 31 March every year.

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg. The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounting records in Euro (EUR) and its annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account. Unrealized gains are not taken into account.

MASTER TRUST COMPANY

**Notes to the Annual Accounts
as at March 31, 2025**

Note 2 - Summary of significant accounting policies (continued)

Gross profit or loss

Gross profit or loss includes the management fees earned from funds under management less other external charges. The turnover is recorded on an accrual basis.

Financial assets

Financial assets are valued at the lower of cost or market value.

Investments held as fixed assets are valued at purchase price including the expenses incidental thereto. In the case of durable depreciation in value according to the opinion of the Board, value adjustments are made in respect of financial assets, so that they are valued at the lower figure to be attributed to them at the balance sheet date. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Prepayments

Prepaid expenses consist of expenses paid in advance to reflect future benefits of the Company.

Trade creditors

This liability item includes expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Dividend and interest income

Dividends are recorded on the ex-dividend date. Interest income is recorded on an accruals basis.

MASTER TRUST COMPANY

Notes to the Annual Accounts
as at March 31, 2025

Note 3 - Investments held as fixed assets

During the years ended March 31, 2025 and 2024, securities held as fixed assets consisted of investments in units/shares of investment funds carried at lower of cost or market value. Movements in securities held as fixed assets are summarised as follows:

	2025 EUR	2024 EUR
Acquisition cost		
at the beginning of the year	159,089	162,362
acquisitions during the year	12,014	7,028
disposals during the year	<u>(13,275)</u>	<u>(10,301)</u>
at the end of the year	<u>157,828</u>	<u>159,089</u>
Value adjustments		
at the beginning of the year	(9,972)	(10,996)
value adjustments for the year	<u>2,763</u>	<u>1,024</u>
at the end of the year	<u>(7,209)</u>	<u>(9,972)</u>
Foreign exchange impact		
at the beginning of the year	(12,080)	(8,284)
value adjustments for the year	<u>902</u>	<u>(3,796)</u>
at the end of the year	<u>(11,178)</u>	<u>(12,080)</u>
Net value at the end of the year	<u>139,441</u>	<u>137,037</u>
Market value at the end of the year	<u>180,063</u>	<u>174,146</u>

Note 4 - Subscribed capital and Share premium account

At March 31, 2025 and 2024, the share capital which is issued and fully paid represents 32,000 registered shares of a par value of EUR 1 each. The Company has not purchased its own shares during the year.

At March 31, 2025 and 2024, the share premium amounts to EUR 568,000.

MASTER TRUST COMPANY

**Notes to the Annual Accounts
 as at March 31, 2025**

Note 5 - Profit or loss brought forward

Balance as at March 31, 2023	2,358,298
Previous year's profit	<u>114,973</u>
Balance as at March 31, 2024	<u>2,473,271</u>
Balance as at March 31, 2024	2,473,271
Previous year's profit	<u>133,030</u>
Balance as at March 31, 2025	<u>2,606,301</u>

Note 6 - Taxes

The Company has received an undertaking from the Cayman Islands Government exempting it from all local income, profits and capital gains tax until July 26, 2031. No such taxes exist in the Cayman Islands at the present time.

The Company may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains, imposed on a gross basis.

Note 7 – Debtors and Creditors

Debtors:

As at March 31, 2025 and 2024, the trade debtor balance consists of commissions and fees receivable from investment funds for trust and management services.

Creditors:

As at March 31, 2025 and 2024, they consist of audit fees payable for an amount of EUR 12,960 (March 31, 2024: EUR 13,017) and fees payable to Global Funds Management S.A. is nil (March 31, 2024: EUR 900).

Note 8 - Staff

The Company did not have any employees during the years ended March 31, 2025 and 2024.

Note 9 - Related party transactions

The Company is fully owned by Global Funds Trust Company, a fully owned Cayman subsidiary of Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg). The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings, Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with Nomura Bank (Luxembourg) S.A. in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

MASTER TRUST COMPANY

**Notes to the Annual Accounts
 as at March 31, 2025**

Note 9 - Related party transactions (continued)

Current accounts yielded no interest for the year ended March 31, 2025 (March 31, 2024: nil). The interest rates applied are derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non-related party clients.

In addition, fees are invoiced to the Company by Global Funds Management S.A. (cf. Note 7 above).

Note 10 - Gross profit or loss

For the years ended March 31, 2025 and 2024, this caption can be analysed as follows:

	<i>March 31, 2025</i> <i>EUR</i>	<i>March 31, 2024</i> <i>EUR</i>
Management fees	292,947	155,410
Other external charges	<u>(27,654)</u>	<u>(19,771)</u>
	<u>265,293</u>	<u>135,639</u>

For the year ended March 31, 2025, Management fees include Liquidation fees for EUR 3,672 (March 31, 2024: EUR 0)

As at March 31, 2025, Management fees also include fund's set-up fees for EUR 19,347 (March 31, 2024: EUR 25,033).

For the year ended March 31, 2025, Other external charges consist of audit fees and legal fees for respectively EUR 13,210 (March 31, 2024: EUR 13,906) and EUR 14,444 (March 31, 2024: EUR 5,865).

Note 11 - Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets for which the Company is acting as trustee amount to approximately EUR 3,233 million as at March 31, 2025 (March 31, 2024: EUR 1,381 million) and assets for which the Company is acting as management company amount to approximately EUR 6.5 million as at March 31, 2025 (March 31, 2024: EUR 8 million).

Note 12 - Subsequent events

No events have occurred subsequent to March 31, 2025 that would require adjustment to or additional disclosure in the annual accounts as of March 31, 2025.

4【利害関係人との取引制限】

受益者の保護に反するまたはファンドの適正な資産運営を害するようなファンドに対する取引、例えば管理会社または受益者以外の第三者の利益のためになされる取引は禁止されます。

5【その他】

(1)定款の変更

管理会社の付属定款は、管理会社の付属定款第17条に基づき、随時修正されます。

(2)事業譲渡または事業譲受

該当事項はありません。

(3)出資の状況

該当事項はありません。

(4)訴訟事件その他の重要事項

本書提出前1年以内において、管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実および重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は、毎年4月1日に開始し、翌年の3月31日に終了します。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

(Global Funds Trust Company)

資本金の額

2025年5月末日現在、500,000ユーロ(約8,179万円)(払込済株式資本)

事業の内容

受託会社は、1998年2月27日、ケイマン諸島で設立された免除会社です。受託会社は、ファンドのような投資信託スキームの受託会社、保管会社および投資信託管理者として行為する認可をケイマン諸島の総督から得ています。

(2)保管会社および事務代行会社

名称

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.

(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

資本金の額

2025年5月末日現在、28,000,000ユーロ(約45億7,996万円)

事業の内容

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.は、ルクセンブルクの法に基づき1990年2月2日に公開有限責任会社として設立され、銀行業務に従事しています。

(3)販売会社および代行協会員

名称

野村證券株式会社

資本金の額

2025年5月末日現在、100億円

事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。なお、野村アセットマネジメント株式会社およびその他の投資運用業者発行の投資信託について指定金融商品取引業者として、また、外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれの証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

(4)投資顧問会社

名称

ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッド

(Nomura Asset Management U.K. Limited)

資本金の額

2025年5月末日現在、4,744,391英ポンド(約9億2,098万円)

(注)英ポンドの円貨換算は、2025年5月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=194.12円)によります。

事業の内容

投資顧問会社は当初、NIMCOヨーロッパ・リミテッドとして1984年10月に英国法に基づき設立されました。同社は、その後、1987年12月に名称をノムラ・キャピタル・マネジメント(U.K.)リミテッドに変更しました。同社は、1997年10月1日に行われたグループ会社の再編の一環としてなされたノムラ・アセット・マネジメント(インターナショナル)リミテッドとの合併によって現在の名称に変更され、投資家、機関投資家その他の団体に対して、証券取引、短期金融商品その他に対する投資に関する助言・運用業務を提供しています。

投資顧問会社は、野村アセットマネジメント株式会社の完全子会社です。

投資顧問会社は、金融行為監督機構による認可および規制を受けています。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

受託会社は、銀行および信託会社法の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社であり、保管会社および事務代行会社の完全子会社です。

受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づき、認可された投資信託管理者であり、ケイマン諸島の有価証券投資事業法（改訂済）に基づく登録者として登録されています。

受託会社の権利および義務は、信託証書に記載されています。

信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、受託会社は、信託証書に基づき受託会社に付与された権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人（受託会社の関係者を含みます。）に対して委託する権限を有します。受託会社は、一切の受任者または再受任者の行為を監督しなければなりません。受託会社自らの現実の詐欺または故意による懈怠により発生した場合でない限り、適用ある法律に規定された事項については、受任者または再受任者側の不正行為または不履行に起因する損失につき一切責任を負いません。

受託会社は、その職務の一部を投資顧問会社および保管会社に委託しています。

受託会社は、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務、義務または責任をかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定されることを確保します。

受託会社は、（信託証書に基づく受託会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドの受託者として提起され、負担または被る可能性のあるあらゆる訴訟行為、手続、債務、費用、請求、損失、経費（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同種の経費を含みます。）または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対して返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、受託会社の現実の詐欺または故意による懈怠による作為や不作為に起因して受託会社が被る訴訟行為、手続、債務、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。受託会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません。

受託会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。受託会社は、その絶対的な裁量で適切と判断する補償条項を含む契約を、ファンドを代理して、ファンドのその他のサービス提供者と締結する権限を有します。

受託会社は、管理会社および受益者に対する90暦日以上前の書面による事前の通知により辞任することがあります。当該辞任は、後任の受託会社の任命後のみ効力を生じるものとします。受託会社が書面による辞任通知を行ったとき、または（任意か強制かを問わず）清算手続に入ったとき、かつ当該通知の受領日または受託会社の清算開始日から60暦日以内に受託会社または管理会社のいずれもが、受託会社が適当と認める後任の受託会社を選任することができない場合、受託会社は、後任の受託会社を任命するため、受益者集会を招集します。後任の受託会社を任命できなかった場合、受託会社は、すべてのシリーズ・トラストを償還させる場合があります。受益者は、随時、受託会社を解任し後任の受託会社を任命することを決議することができます。

受託会社は辞任または解任後、ファンドの受託者として行為した期間中において、辞任した受託会社に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還請求権に加えて、当該期間中に有効であった信託証書により受託会社に付与されたファンドに対するすべての補償、権限、特権および償還請求権の利益を受ける資格を引き続き有するものとします。

(2)保管会社・事務代行会社

保管会社および事務代行会社は、その登記上の本店を、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟(Bâtiment A, 33, rue de Gasper ich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)に有しており、ルクセンブルグ大公国の法において、また同法に基づく株式会社として組織された銀行であり、1990年2月2日に設立されました。保管会社は、ルクセンブルグの金融監督委員会による規制を受けています。

保管契約は、保管会社が随時受領する当該シリーズ・トラストのすべての投資対象を、その帳簿の各シリーズ・トラスト用分離口座に記録および保持し、すべての投資対象（投資対象に関する証券および権原に関する書類を含みます。）が保管会社の金庫に保管されまたは安全な保管を行うために自己が適当とみなし指図するその他の方法により保有されるよう手配するものとし、保管会社が随時受領する当該シリーズ・トラストの口座のすべての現金を各シリーズ・トラスト用分離口座に保管し、そのようにして受領されたすべての現金を安全に保管する義務を負い、かつ保管契約に定めるとおり、当該シリーズ・トラストの口座のための授權された投資を行うためおよび一定のその他の支払のため、受託会社、事務代行会社または投資顧問会社の要求により当該シリーズ・トラストの口座から現金の支払を行うものとする旨を規定しています。

保管会社は、保管契約に基づき、当該シリーズ・トラストに対してその任務を遂行するにあたり、保管会社もしくは保管会社が任命した代理人側がなした故意による懈怠、詐欺、もしくは過失によらない作為もしくは不作為について、または保管契約に基づき、もしくは保管契約に従い、当該シリーズ・トラストに関する保管会社の職務の履行によって受託会社もしくは当該シリーズ・トラストが受けるもしくは被る損失もしくは被害について、受託会社またはシリーズ・トラストに対し責任を負いません。

保管契約に基づき、受託会社は、当該シリーズ・トラストに関するその任務を遂行するにあたり保管会社に対して課され、発生または主張され得るあらゆる債務、義務、損失、損害、処罰、法的措置、判決、訴訟、費用、経費およびあらゆる種類もしくは性質の一切の支出(保管会社または保管会社が任命した代理人側の故意による懈怠、詐欺、または過失によるものを除きます。)に関し、当該各シリーズ・トラストの資産から保管会社を補償します。

本規則の規定に従うことを条件として、保管会社は、副保管会社を任命することができます。ただし、保管会社は、保管契約に基づくその職務の適切な遂行に関して、受託会社に対して常に責任を負います。任命された副保管会社または代理人の報酬および費用は、ファンドの資産から支払われます。

事務代行会社は、各シリーズ・トラストに対する事務代行者として行為し、当該各シリーズ・トラストに関し、管理業務(会計、純資産評価サービス、受益証券の発行登録および譲渡サービスを含みますがこれらに限られません。)を提供し、事務代行会社契約に規定される諸条件に従って通常、会計士、登録機関および名義書換代理人が行うその他すべての管理業務全般を遂行します。

事務代行会社契約に基づき、事務代行会社は、当該シリーズ・トラストに関する事務代行会社の義務もしくは任務の履行によって受託会社、管理会社もしくはシリーズ・トラストが受けるもしくは被る損失もしくは被害について、その従業員または代理人の側に故意による懈怠、詐欺、または過失がない場合、責任を負いません。管理会社は、事務代行会社契約に従って当該シリーズ・トラストに関する義務を遂行するにあたり事務代行会社に対して課され、発生または主張され得るあらゆる債務、義務、損失、損害、処罰、法的措置、判決、訴訟、費用、経費またはあらゆる種類もしくは性質の一切の支出(事務代行会社の側の、もしくはその従業員もしくは代理人の側の故意の不履行、詐欺もしくは過失によるものを除きます。)に関し当該各シリーズ・トラストの資産から事務代行会社を補償することに同意します。

本規則の規定に従うことを条件として、事務代行会社は、その裁量で、その職務および責務の全部または一部を、いかなる者に対しても委託することができます。ただし、委託された者による職務または責務の履行について、事務代行会社が責任を負うものとします。

(3) 販売会社・代行協会員

受益証券販売・買戻契約に基づき、管理会社は、日本における受益証券の募集の目的で、日本の投資家による受益証券の応募に応じるために、販売会社の指示に従い受益証券を販売会社に販売、交付し、または販売、交付せしめることを、合意しています。

代行協会員契約に基づき、代行協会員は、JSDAの規則(その後の改正を含みます。)に規定される代行協会員としての資格において、以下の業務を遂行します。

- (a) 管理会社に代わり、投信法およびこれに基づく規則に従って、投信法第14条第1項に定める運用報告書を印刷物に代えて電磁的方法により提供すること。ただし、代行協会員は、印刷物による運用報告書の交付の請求を受けた場合には、かかる請求に応じて交付するものとします。
- (b) ファンドの受益証券1口当り純資産価格を日本において公表すること。
- (c) 適用ある日本の法令またはJSDAの規則の規定に基づき随時作成を要求されるファンドに関する日本語の目論見書および運用報告書等を販売会社に送付すること。
- (d) 受益証券が、外国証券の取引に関する規則に基づく選別基準に適合しなくなった場合、JSDAに報告し、かつ管理会社に通知すること。
- (e) 代行協会員が上述の任務のいずれかを遂行するにあたって付随または必要となる行為を、管理会社を代理して行うこと。

代行協会員契約に定める条項に従い、管理会社は、代行協会員がファンドに関して提供した役務に関連して合理的に負担した実費を、要求に応じて、ファンドの費用負担で支払います。代行協会員は、管理会社に対して、概算費用およびその内訳の明細を提出するものとします。

(4) 投資顧問会社

投資顧問契約に基づき、投資顧問会社は、ファンド資産の投資および再投資に関する運用を行うファンドの一任投資顧問会社として行為すること、ならびに受託会社に対して、投資顧問契約の規定ならびにファンドの投資目的、投資方

針および投資制限に従ったファンド資産の投資、換金および再投資(場合に応じて)に関する一般的な助言および支援を継続的に提案および提供することに合意します。

投資顧問会社は、適切な技能および善管注意をもって投資顧問契約に基づく任務を遂行するものとします。投資顧問会社は、受託会社、トラストまたはファンドが投資顧問契約の主題に関連して被るいかなる損失についても責任を負いません。ただし、投資顧問会社の故意による懈怠、詐欺、過失もしくは投資顧問会社による投資顧問契約の条項の違反、投資顧問契約に基づく投資顧問会社の義務の不履行、または投資顧問契約の条項もしくはファンドの投資目的および投資方針もしくは投資制限の不遵守(不可抗力事象に起因する不遵守を除きます。)に直接起因する損失の場合にはこの限りではありません。投資顧問会社は、()投資顧問会社の故意による懈怠、詐欺、過失もしくは投資顧問契約の条項の違反、()投資顧問契約に基づく投資顧問会社の義務の不履行、または()投資顧問会社による投資顧問契約の条項ならびにファンドの投資目的、投資方針および投資制限の不遵守(不可抗力事象に起因する不遵守を除きます。)に直接起因するいかなる損害、損失、債務、訴訟行為、手続、請求、費用および経費(合理的な弁護士報酬および専門家報酬を含みますが、これらに限られません。)(以下「本損失」といいます。)について、(トラストおよびファンドを代理してまたは自己のために)受託会社を補償し免責するものとします。

受託会社は、投資顧問会社ならびにその取締役、役員、従業員および代理人(以下合わせて「本代理人」といいます。)に対して、投資顧問契約に基づく投資顧問会社の任務の遂行においてまたはこれに関して投資顧問会社または本代理人が被るいかなる本損失についても、ファンドの信託財産(マスター信託証書に定義します。)のみから補償し免責するものとします。ただし、投資顧問会社または本代理人は、()その故意による懈怠、詐欺、過失もしくは投資顧問契約の条項の違反、()投資顧問契約に基づく義務の不履行、または()投資顧問契約の条項ならびにファンドの投資目的、投資方針および投資制限の不遵守(不可抗力事象に起因する不遵守を除きます。)に起因する事項の場合については補償されないものとします。

3【資本関係】

上記に記載された他は、管理会社とその他の関係法人との間に資本関係はありません。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を特別に規制する法は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者はケイマン諸島の銀行および信託会社法(改訂済)(以下「銀行および信託会社法」という。)の下で規制されており、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他のサービス提供者は、銀行および信託会社法、ケイマン諸島の会社管理法(改正済)またはケイマン諸島の地域会社(管理)法(改正済)の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー(以下「設立計画推進者」という。)として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 現在、ケイマン諸島では、投資信託に関する二つの法的枠組みが制定されている。
 - (a) 「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型の投資信託および投資信託管理者を規制するケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改訂済)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)が1993年7月に施行され、ミューチュアル・ファンド法の最新の改正が2020年に施行された。
 - (b) 「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドを規制するケイマン諸島のプライベート・ファンド法(改訂済)(以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と併せて「ファンド法」という。)が2020年2月に施行された。
- 1.4 別途明示的にプライベート・ファンドに言及している場合(または広く投資信託への言及により含意される場合)を除き、以下では、ミューチュアル・ファンド法の規制に服するオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドの運用を取り扱っており、「ミューチュアル・ファンド」はこれに応じて解釈するものとする。
- 1.5 2022年12月現在、ミューチュアル・ファンド法の下で規制される活動中のミューチュアル・ファンドの数は12,995(3,224のマスター・ファンドを含む。)であった。さらに、当該日現在、適用除外を受けたかなりの数の未登録のファンド(クローズド・エンド型ファンド(2020年2月以降、プライベート・ファンド法の規制に服する。))および限定投資家向け投資信託(以下に定義される。)(2020年2月以降、一般的にミューチュアル・ファンド法の規制に服する。)を含むが、これらに限定されない。)が存在していた。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会(マネー・ロンダリング)のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社または投資顧問会社および会社のマネージャーをも監督しておりケイマン諸島の金融庁法(改正済)(以下「金融庁法」という。)により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)が、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンドの規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーでもある。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法において、投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 プライベート・ファンド法において、プライベート・ファンドとは、投資者の選択により買い戻しできない投資持分を募集または発行しているか、発行したことがある会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールし、当該事業体による投資対象の取得、保有、運用または処分を通じて投資者が収益または売買益を享受することを目的とするか、またはそのような効果を有し、以下に該当するものと定義されている。
 - (a) 投資持分の所有者が、投資対象の取得、保有、運用または処分について日常的に関与しないもの
 - (b) 投資対象が全体としてプライベート・ファンドの運用者またはその代理人によって直接的または間接的に運用されているものただし、以下を除く。
 - (a) 銀行および信託会社法またはケイマン諸島の保険法(改訂済)に基づき免許を付与された者
 - (b) ケイマン諸島の住宅金融組合法(改正済)またはケイマン諸島の友愛組合法(改正済)に基づき登録された者
 - (c) 非ファンド・アレンジメント(プライベート・ファンド法の別紙に記載されるアレンジメント一覧に該当するもの)

- 2.4 ミューチュアル・ファンド法において、CIMAはまた、フィーダー・ファンドであり、かつファンド自身がCIMAによって規制を受ける投資信託(以下「規制フィーダー・ファンド」という。)のマスター・ファンドとして行為するケイマン諸島の事業体に対して監督責任を有している。おおむね、かかるマスター・ファンドが少なくとも一つの規制フィーダー・ファンドを含む1人以上の投資者に対して(直接的もしくは間接的に、または仲介を通じて)受益権を発行し、規制フィーダー・ファンドの総合的な投資戦略の遂行を主たる目的として投資を行い、取引活動を行っている場合、マスター・ファンドはCIMAへの登録を義務付けられることがある。
- 2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正するケイマン諸島のミューチュアル・ファンド(改正)法(改訂済)(以下「改正法」という。)が制定された。改正法によって、ファンドの受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の運用者を選任または解任することができるという原則のもと、従前登録が免除されていた一部のケイマン籍の投資信託(以下「限定投資家向け投資信託」という。)は、CIMAへの登録が義務付けられる。
- 2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受ける投資信託の四つの型

ミューチュアル・ファンド法では、投資信託の規制に関して四つの類型が存在する。

3.1 免許投資信託

第一の類型は、CIMAに対して、CIMAの裁量で発行される投資信託の免許を申請する。そのためには、CIMAに対して所定の様式でオンライン申請を行い、販売書類を提出し、かつ該当する申請手数料をCIMAに支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有している場合には、投資信託の管理は、十分な専門性を有した、取締役として適格かつ適正な者(場合により、それぞれの地位においてマネージャーまたは役員)によって行われ、かつファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この類型は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、ケイマン諸島の投資信託管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理投資信託

第二の類型は、投資信託がそのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。この場合、販売書類が規定の法定様式および該当する申請手数料とともにCIMAに対してオンラインにて提出されなければならない。管理者がオンラインにて申請を行う場合も、規定の様式で作成することが義務付けられている。投資信託自身が免許を取得する必要はないが、その代わりに、投資信託管理者が各設立計画推進者が健全な評判を得た者であること、投資信託管理の十分な専門性を有し、かつ健全な評判を得ている者が投資信託を管理すること、投資信託の運営および受益権を募る方法が適切に行われることという要件を満たしていることが要求される。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託(別称、第4条第3項投資信託)

第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4条第3項に従い登録され、以下のいずれかに該当する投資信託に適用される。

(a) 一投資者当りの最低当初投資額が80,000ケイマン諸島ドル(CIMAが100,000米ドルに相当するとみなす。)であるもの

(b) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの

登録投資信託は、免許を受ける必要はなく、また、ケイマン諸島において投資信託管理者が主たる事務所を提供する必要はない。登録投資信託は、ただ販売書類を一定の詳細内容とともにオンライン申請にて届け出ることおよび該当する申請手数料を支払うことで、CIMAへ登録される。

3.4 限定投資家向け投資信託

限定投資家向け投資信託は、2020年2月以前は登録が免除されていたが、現在はCIMAへの登録が義務付けられている。限定投資家向け投資信託の義務は、CIMAに対する当初手数料および年間手数料の支払を含め、ミューチュアル・ファンド法第4条第3項に基づき登録された投資信託の義務と類似しているが、両者にはいくつかの重要な相違点がある。限定投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4条第3項に基づき登録された投資信託とは異なり、投資者が15名以内と定められており、かかる投資者はその過半数により投資信託の運営者(取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社またはマネージャーである可能性がある。)を選任または解任することができなければならない。もう一つの重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4条第3項に基づき登録された投資信託の投資者は、法定上の最低当初投資額(80,000ケイマン諸島ドル/100,000米ドル相当)を支払うことが条件であるのに対し、限定投資家向け投資信託の投資者には法定上の最低当初投資額が適用されないことである。

4. 投資信託の継続要件

- 4.1 限定投資家向け投資信託の場合を除き、いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が（投資するか否かの）判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した販売書類を（CIMAが免除しない限り）発行しなければならない。限定投資家向け投資信託には、販売書類、条件概要またはマーケティング資料を提出する選択肢がある。販売書類のないマスター・ファンドの場合、マスター・ファンドに関する詳細内容は、通常、規制フィーダー・ファンドの販売書類に記載されており、当該販売書類はCIMAへの提出が義務付けられている。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更があるときは21日以内に改訂販売書類（限定投資家向け投資信託については、条件概要またはマーケティング資料（提出された場合））をCIMAに対して提出する義務を負っている。CIMAは、販売書類の内容または形式を規定する権限を有していないが、販売書類の内容に関して規則または方針書を発表することがある。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない。当該投資信託の決算終了から6ヶ月以内に監査済年次会計書類を提出しなければならない。監査人は、規制投資信託の会計監査を行う過程で投資信託に以下のいずれかに該当する情報を取得した、または以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (e) ミューチュアル・ファンド法もしくはミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規制（改訂済）（以下「マネー・ロンダリング防止規制」という。）または免許投資に関しては、投資信託の免許の内容を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。かかる通知の期間は、当該変更の前提条件として通知が要求される場合または当該変更の実施から21日以内に通知を行う場合等、適用される規制（および適用条件）によって異なる。
- 4.4 2006年12月27日に施行されたケイマン諸島のミューチュアル・ファンド（年次報告書）規則（改正済）に従い、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度に関して、会計年度終了後6ヶ月以内に、かかる規則に定める事項が記載された正確かつ完全な報告書を作成し、これをCIMAに提出しなければならない。CIMAは、かかる提出期限を延期することができる。報告書は、投資信託に関して、一般情報、運用に関する情報および財務情報を記載し、CIMAが承認した監査人によりCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託がかかる規則を遵守することを保証する責任を負う。監査人が負う責任は、規制投資信託の運営者から受領する報告書を、期限内にCIMAに提出することのみとし、かかる報告書の正確性および完全性に関する責任を負わないものとする。

5. 投資信託管理者

- 5.1 ミューチュアル・ファンド法上、管理者が取得できる免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行おうとする場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてあるいは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、または（免税会社かユニット・トラストかにより）受託会社もしくは投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。投資信託の管理から除外されるのは、特にパートナーシップである投資信託のジェネラル・パートナーの活動および法定・法的記録が保管されるか、または会社の事務作業が行われる登録事務所の提供である。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、健全な評判を得ており、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し（該当する場合）、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。

- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託（CIMAの現在の方針では、最大で10の投資信託まで許可されている。）に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・ファンドを管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家向け投資信託に該当しない場合、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6ヶ月以内にCIMAに対し監査済の会計書類を提出しなければならない。監査人は、投資信託管理者の会計監査を行う過程で免許投資信託管理者に以下のいずれかに該当する情報を取得した、または以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の当該投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (e) ミューチュアル・ファンド法または以下に基づく規則を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (i) ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規制または免許の内容
 - (ii) 免許を受ける者が、ケイマン諸島の受益所有権透明化法（改正済）（以下「BOTA」という。）において定義される「コーポレートサービス提供者」にも該当する場合
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはゼネラル・パートナー（場合による）の変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに対して支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による）、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による）、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている類型は以下のとおりである。

6.1 免税会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、ケイマン諸島の会社法（改正済）（以下「会社法」という。）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式も認められる）有限責任の免税会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免税会社は、投資信託に最も多く用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の当初設立に係る基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。基本憲章に係る書類、とりわけ定款は、通常、投資信託の条項案をより正確に反映するため、投資信託の設立から運用開始の間に修正される。
- (c) 存続期限のある / 存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 免税会社がいったん創設された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - (i) 各免税会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - (ii) 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない。その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - (iii) 免税会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - (vi) 免税会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。

- (e) 免税会社は、株主により管理されていない限り、1人または複数の取締役をおかななければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免税会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 免税会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 株式は、額面株式または無額面株式のいずれかの形式で発行することができる(ただし、いずれか一方とする。)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの全額払込済の株式の償還または買戻しの支払に加えて、免税会社は、資本から全額払込済の株式の償還または買戻しをすることができる。しかし、資本から支払った後においても、免税会社は通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち支払能力を有していなければならない。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。免税会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、免税会社が通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免税会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免税会社は、ケイマン諸島の財務大臣から、最長で30年間将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (m) 免税会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、会社登記官に一定の期間内に報告しなければならない。
- (n) 免税会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免税ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者となることができる。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(改訂済)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、一般に受益者と呼ばれる投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免税信託」として登録申請される。その場合、信託証書がケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、旨宣言した受託者の法定の宣誓書および登録料とともに信託登記官に提出される。
- (g) 免税信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が、最長で50年間課税に服さないとの約定を得ることができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続ことができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免税リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免税リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ不動産、パイアウト、ベンチャーキャピタルおよびグロス・キャピタルを含むすべての種類のプライベート・エクイティ・ファンドにおいて用いられる。一部の法域におけるファンドのスポンサーは、投資信託に関して、ケイマン諸島の免税リミテッド・パートナーシップを採用している。免税リミテッド・パートナーシップのパートナーとして承認を得られる投資者の数に制限はない。
- (b) ケイマン諸島の免税リミテッド・パートナーシップ法(改正済)(以下「免税リミテッド・パートナーシップ法」という。)は、ケイマン諸島の法の下で別個の法人格を有しない免税リミテッド・パートナーシップの形成および運用を規制するケイマン諸島における主たる法律である。免税リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、他の法域(特にデラウェア州)のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込む修正がなされている。免税リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法制度は、米国の弁護士には極めて理解し易いものとなっている。

- (c) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するゼネラル・パートナー（法人またはパートナーシップである場合、ケイマン諸島または他所定の法域の居住者であるか、同島または他所定の法域において登録されているかあるいは同島または他所定の法域で設立された場合がある。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免税リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。登録はゼネラル・パートナーが、免税リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。リミテッド・パートナーは、登録行為によって、有限責任の法定保護が付与される。
- (d) ゼネラル・パートナーは、（例外的にリミテッド・パートナーシップが積極的にパートナーではない者と業務に参加するなどの場合を除いては、）リミテッド・パートナーを除外して外部との免税リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行う。リミテッド・パートナーは有限責任を享受する。ゼネラル・パートナーの機能、権能、権限、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ゼネラル・パートナーは、常に誠意をもってパートナーシップの利益のために行う法律上の義務（パートナーシップ契約においてこれと異なる規定がある場合はそれに従う。）を負っている。免税リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定と矛盾する場合を除き、パートナーシップに適用されるケイマン諸島のパートナーシップ法（改正済）によって修正された衡平法およびコモン・ローの規則は、（一定の例外を除き）免税リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 免税リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を遵守しなければならない。
- (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - (ii) リミテッド・パートナーの氏名および住所、リミテッド・パートナーがリミテッド・パートナーシップに参加する日付ならびにリミテッド・パートナーがリミテッド・パートナーシップを終了する日付の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ゼネラル・パートナーが決定する国または領域において）維持する。
 - (iii) リミテッド・パートナーの登録簿が維持されている住所における登録事務所に、記録を維持する。
 - (iv) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所に保管されている場合、ケイマン諸島の税務情報局法（改正済）に基づき税務情報局により命令または通知が送達された時点で、当該登録事務所において電子形態またはその他の媒体でリミテッド・パートナーの登録簿を入手することができるようにする。
 - (v) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびにかかる出資金の返金額および返金日を記載した記録を（ゼネラル・パートナーが決定する国または領域において）維持する。
 - (vi) 有効な通知が交付された場合、リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を登録事務所において維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは、随時少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないとする要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を招くことなく償還、脱退または買戻しを行うことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な取決めに従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免税リミテッド・パートナーシップは、最長で50年間将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免税リミテッド・パートナーシップは、登録内容が変更されたときならびにその正式な清算およびその解散が開始されたいずれのときも免税リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免税リミテッド・パートナーシップは、免税リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は2016年に初めて設立され、デラウェア州の有限責任会社との連携を深める追加的な組織編成を求める利害関係者からの要請にケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は（免税会社と同様に）別個の法人格を有しており、その構成員は有限責任を有する一方で、有限責任会社契約は、ガバナンスに係る柔軟な取決めに規定し、免税リミテッド・パートナーシップと類似する方法で資本勘定の枠組みを導入するために用いられることがある。また、有限責任会社では、免税会社の運営に必要とされるよりも簡素化した柔軟な管理運営（例えば、構成員の投資対象に係る価値の管理または計算を目的とした、より明解な手法、また、より柔軟なコーポレート・ガバナンスの概念を含む。）が可能となる。
- (c) 有限責任会社は、例えば、ジェネラル・パートナーのピークル、クラブ・ディールおよび従業員インセンティブプランのピークルを含む多くの種類の取引で広く普及している。有限責任会社は、ケイマン諸島以外の法律上、税務上または規制上の考察を理由に別個の法人格を必要とするクローズド・エンド型ファンド（オルタナティブ投資ピークルを含む。）との関連で、採用が拡大している。

(d) とりわけオンショア・オフショアのファンドの仕組みにおいて、オンショアのピークルとの整合性を高めることができた場合、管理運営の利便性およびコスト効率は高まり、かかる仕組みにおける多様なピークルに係る投資者の権利により沿うことが可能となる。ケイマン諸島の契約法(第三者の権利法)(改訂済)が提供する柔軟性もまた、有限責任会社において享受することができる。

(e) 有限責任会社は、最長で50年間将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。

6.5 免税会社、免税リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、BOTAに基づく義務を遵守しなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。

7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、マネージャー、受託会社またはゼネラル・パートナー)は、第7.1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

7.3 設立計画運営者または運営者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行っているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。

7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは合理的に考えて知るべきである場合には、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。

7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。

(a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。

(b) 規制投資信託が、その投資者もしくは債権者にとって不利益となる方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または任意にその事業を解散する場合。

(c) 規制投資信託が、ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規制の規定に違反している場合。

(d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。

(e) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合。

(f) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合。

7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。

(a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。

(b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。

(c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。

(d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。

7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとりうる行為には以下が含まれる。

(a) 投資信託の免許を取り消すこと、またはミューチュアル・ファンド法第4条第1項(b)(管理投資信託)、第4条第3項(登録投資信託)もしくは第4条第4項(a)(限定投資家向け投資信託)に基づく投資信託の登録を取り消すこと。

(b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、あるいは条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。

(c) 投資信託の推進者または運用者の入替えを求めること。

(d) 業務を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。

(e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること。

- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために管理者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
- (b) 選任後3ヶ月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている業務についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告を行う。
- (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する業務を再編するように要求すること。
- (b) 投資信託が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条により同会社が法律の規定に従いグランドコートにより解散されるようにグランドコートに申し立てること。
- (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
- (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。
- (e) 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとること。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立に対して命令を発する場合、グランドコートは受託会社に対して投資信託資産からグランドコートが適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えず、CIMAは、ファンドが投資信託としての事業を行うこともしくは行おうとすることを停止しまたはファンドが解散に付されもしくは終了しているものと確信したときは、いつでも投資信託の免許を取り消すことまたはミューチュアル・ファンド法第4条第1項(b)(管理投資信託)、第4条第3項(登録投資信託)もしくは第4条第4項(a)(限定投資家向け投資信託)に基づく投資信託の登録を取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業者として行為するかまたは投資信託管理業を営んでいると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは合理的に考えて知るべきである場合には、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立をすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを停止または投資信託管理者が解散に付されもしくは終了しているものと確信したときは、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。
- (b) 免許投資信託管理者が、ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規制の規定に違反している場合。
- (c) BOTAにおいて定義される「コーポレートサービス提供者」に該当する免許投資信託管理者が、BOTAに違反している場合。
- (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
- (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
- (f) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
- (g) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員に就くには適正かつ正当な者ではない場合。
- (h) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合。
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- (i) CIMAに対して規制投資信託の主たる事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。
- (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
- (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運用者に関し、条件が満たされていること。
- (iv) 規制投資信託の業務に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
- (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること。
- (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
- (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと。
- (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ゼネラル・パートナーを選任すること。
- (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取引されること。
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下のとおり。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること。
- (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更または取り消すこと。
- (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラル・パートナーの交代を請求すること。
- (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること。
- (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立を行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。

- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の業務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3ヶ月以内またはCIMAが特定する期間内に、投資信託の管理者の管理についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨を行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合。
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合。
CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する業務を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託管理者が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条により同会社が法律の規定に従いグラウンドコートにより解散されるようにグラウンドコートに申し立てること。
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグラウンドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えずに、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) 免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことあるいは行おうとすることをやめてしまったとCIMAが認める場合。
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 CIMAではない以下の者が解散の申立をなした場合
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許を受けた投資信託管理者
 - (c) 常に規制投資信託である者
 - (d) 常に免許を受けた投資信託管理者である者
- CIMAは、申立人から申立書のコピーの提供を受けるものとし、また申立に係る審尋に出頭することができる。
- 9.2 解散の申立に関連する文書および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定される者またはこれらの個々の債権者に送付することが要求されている文書についても、CIMAに送付されるものとする。
- 9.3 CIMAによりかかる目的のため選任された者は以下のことをなす。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定される者の債権者集会に出席すること。
 - (b) 譲歩または取決めについて協議するために設置された委員会の会議に出席すること。
 - (c) かかる会議における決定事項に関する建議を行うこと。
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法またはBOTAの下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびCIMAまたはその者が支援を受けるためCIMAまたは警察官が合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。

- (b) それらの場所またはその場所にいる者を検索すること。
- (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に扉を開扉して検索をすること。
- (d) ミューチュアル・ファンド法またはBOTAのもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し妨害に対する安全性を確保すること。
- (e) ミューチュアル・ファンド法またはBOTAのもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし、写しをとること。もし、それが実際のでない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しを取り、抜き取ることができると必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示してはならない。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
- (b) 投資信託に関する業務。
- (c) 投資信託管理者に関する業務。

ただし、CIMAが法令により職務を行い、またはその任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合は、この限りでない。

- (a) 例えばケイマン諸島の秘密情報開示法（改訂済）またはケイマン諸島の犯罪収益法（改正済）（以下「犯罪収益法」という。）およびケイマン諸島の薬物濫用法（改正済）等に基づき、ケイマン諸島内の裁判所により合法的に要求されあるいは許可された場合。
- (b) 金融庁法の定める任務を実行するための支援を目的とする場合。
- (c) 免許を受ける者もしくはその顧客、構成員、クライアントもしくは保険契約者の業務、または場合に応じて、免許を受ける者が管理する会社もしくは投資信託の業務に関して、免許を受ける者、顧客、構成員、クライアント、保険契約者、会社または投資信託の任意の同意を得た場合。
- (d) ケイマン諸島政府の議会が、金融庁法の定める任務の実行を可能にすること、もしくは実行するための支援を行うことを目的とする場合、またはCIMAが法令に基づきその任務を実行する際に行う議会とCIMAとの間の取引に関連する場合。
- (e) 開示された情報が、他の情報源を介して一般に公開しているか、または公開されていた場合。
- (f) 開示される情報が免許を受ける者または投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く。）、要約または統計的なものである場合。
- (g) 刑事訴訟の訴追または刑事訴訟を目的として、ケイマン諸島の公訴局長官または法執行機関に対して開示される場合。
- (h) マネー・ロンダリング防止規則に従い開示される場合。
- (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合（特に合同監視）。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散もしくは清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の不法行為責任が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申し込む者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ゼネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的不実証明

民事上の不法行為責任は、事実の欺罔的不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しても生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 ケイマン諸島の契約法(改正済)

- (a) ケイマン諸島の契約法(改正済)の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に(意図的に)行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、契約解除に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身(または受託会社)とのものであるため、ファンド(または受託会社)は、次にそのマネージャー、ゼネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下のことを示すならば、欺罔による損害賠償を得ることができる。
- (i) 重要な不実の表明が意図的になされた。
 - (ii) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように仕向けられた。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するようにさせられた唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたると考えられるため、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の責任を発生せしめないと考えられるが、現存の事実の表明となる方法で文言が作成され、それが誤りである場合には、不実の表明となりうる。

11.5 契約責任

- (a) 販売書類もファンド(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ゼネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的的事柄としては、当該契約はファンド(または受託会社)そのものと結ぶので、ファンド(または受託会社)は取締役、運用者、ゼネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド(または受託会社)である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ゼネラル・パートナー、取締役、役員、代行業社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 ケイマン諸島の刑法(改正済)第257条

会社の役員(あるいはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の業務について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、その者は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 ケイマン諸島の刑法(改正済)第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、あるいは他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われるとともに10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、その者が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

(c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 解散

13.1 免税会社

免税会社の解散は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。解散は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち、株主)または会社自身の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照:上記第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの解散は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている(参照:上記第7.17(c)項)。剰余資産は、もしあれば、信託証書の当該規定に従って分配される。

13.3 免税リミテッド・パートナーシップ

免税リミテッド・パートナーシップの終了、清算および解散は、免税リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令(参照:上記第7.17(d)項)を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。ゼネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に従い清算人として任命されたその他の者は、パートナーシップを清算する責任を負っている。パートナーシップの清算後、ゼネラル・パートナーまたは清算人として任命されたその他の者は、免税リミテッド・パートナーシップ登記官宛に解散届を提出しなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社は、登記の取消しがなされるか、公式に解散することがある。清算の手順は、免税会社に適用される枠組みに極めて類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島における投資信託に対してまたはケイマン諸島における投資信託により行われる支払に適用される二重課税防止条約をどの国とも締結していない。免税会社、受託会社、免税リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の課税に対して約定を取得することができる(上記第6.1(i)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および第6.4(e)項参照)。

14. ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(改訂済)

14.1 ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(改訂済)(以下「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を取得し、その証券の日本における募集を既に行ったか、または行うことが予定されている信託、会社(有限責任会社を含む。)またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日時点で存在している投資信託、またはかかる日付時点で存在し、かかる日付より後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義から除かれる。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である。)をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件の一つとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額ならびに証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行の条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で、無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6ヶ月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6ヶ月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の業務の詳細を記載した書面による報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が

知り得る限り、当該投資信託の投資指針、投資制限および設立文書が遵守されていること、ならびに当該投資信託は投資家または債権者に不利益を与える方法では運営されていないことを確認した宣誓書を、毎年1回、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのゼネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること。
 - (iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること。
 - (iv) 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
 - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。
 - (vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
 - (vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
 - (viii) 分配金またはその他の配分すべてについて一般投資家向け投資信託の証券から適宜支払の宣言がなされ、かつ確実に投資家に支払われるようにすること。
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者もしくはそのインベストメント・アドバイザーが設立文書もしくは目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務もしくは投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または犯罪収益法第5(2)(a)条に従い、ケイマン諸島と同等のマナー・ロンダリングおよびテロリズムへの資金供与対策を有するとして指定された法域(以下「相当する法域」という。)で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託したかかるとなる者による職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、相当する法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1ヶ月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に対する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、インベストメント・アドバイザーおよび運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1ヶ月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 インベストメント・アドバイザー

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、相当する法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいるインベストメント・アドバイザーを任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「インベストメント・アドバイザー」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関して投資運用業務を提供するために、当該投資信託によりまたはこれを代理して任命された事業体をいうが、かかる事業体により任命された副インベストメント・アドバイザーは含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の有価証券投資事業法(改訂済)別紙2第3項に記載される活動が含まれる。
- (b) インベストメント・アドバイザーを変更する場合は変更の1ヶ月前までにCIMA、投資家およびその他サービス提供者に通知しなければならない。さらに、インベストメント・アドバイザーの取締役を変更する場合は、当該インベストメント・アドバイザーが運用する各一般投資家向け投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラル・パートナー)の事前の承認を得なければならない。かかる運営者は当該変更案を、変更の1ヶ月前までに書面でCIMAに通知しなければならない。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件の一つとしてインベストメント・アドバイザーを任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその売却純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること。
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載された投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。
- (d) 現在、本規則は、一般投資家向け投資信託のインベストメント・アドバイザーが、ユニット・トラストまたは会社のいずれに対して助言を行っているかを区別している。これは、この区別に応じて、インベストメント・アドバイザーに対して異なる投資制限が適用されるためである。
- (e) 一般投資家向け投資信託がユニット・トラストである場合において、本規則第21条(4)項はインベストメント・アドバイザーがかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
- (i) 当該一般投資家向け投資信託を代理して空売りを行うすべての証券の総額が当該投資信託の純資産総額を超える場合、このような証券の空売りを行ってはならない。
 - (ii) 当該一般投資家向け投資信託を代理して行う借入の総額が当該投資信託の純資産総額の10%を超える場合、このような借入を行ってはならない。ただし、(A)特殊な状況(一般投資家向け投資信託が他の投資信託、投資ファンドまたは他の種類の投資信託スキームと合併される場合を含むがこれに限定されない。)において、12ヶ月を超えない期間については、本項における借入制限を超過することができ、また(B)(I)一般投資家向け投資信託の目的がその証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産(不動産に対する権利を含む。)に投資することにある場合で、かつ(II)当該投資信託の資産の健全な運用の確保または当該投資信託の投資者の権利保護のためにかかる制限を超過する借入が必要であるとインベストメント・アドバイザーが判断する場合においては、本項における借入制限を超過することができる。
 - (iii) 投資会社ではないある会社の株式に関して、インベストメント・アドバイザーが運営するすべての投資信託の投資分と合わせて、かかる会社の議決権付発行済株式総数の50%超を所有することになるような株式の取得を行ってはならない。
 - (iv) 証券取引所に上場されていない、または現金化が容易でない投資の場合、一般投資家向け投資信託の保有するかかる投資の総額がその純資産総額の15%を超える投資を行ってはならない。ただし、かかる投資対象の評価方法が当該投資信託の目論見書に明確に開示されている場合、インベストメント・アドバイザーによる当該投資対象の取得は制限されない。
 - (v) 当該一般投資家向け投資信託の投資者の権利を害する取引または一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に反する取引(インベストメント・アドバイザーまたは当該投資信託の投資者以外の第三者の利益を図るための取引を含むがこれに限定されない。)を行ってはならない。
 - (vi) インベストメント・アドバイザー自身またはインベストメント・アドバイザーの取締役を相手に取引を行ってはならない。

- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合において、本規則第21条(5)項はインベストメント・アドバイザーがかか
る会社のために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
- (i) 投資会社ではないある会社の株式に関して、当該一般投資家向け投資信託の投資分がかかる会社の議決権
付発行済株式総数の50%超を所有することになるような株式の取得を行ってはならない。
 - (ii) 当該一般投資家向け投資信託により発行された証券を取得してはならない。
 - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の投資者の権利を害する取引または一般投資家向け投資信託の資産の適切な
運用に反する取引(インベストメント・アドバイザーまたは当該投資信託の投資者以外の第三者の利益を
図るための取引を含むがこれに限定されない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項において、会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたは他の者が以
下のいずれかに該当する場合、本規則第21条(4)項または本規則第21条(5)項は、一般投資家向け投資信託を代理す
るインベストメント・アドバイザーがかか
る会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたは他の者の株式、
証券、権利またはその他の投資持分の一部または全部を取得することを妨げるものではない旨が規定されている。
- (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたは他の種類の投資信託スキームである場合。
 - (ii) マスター・ファンド、フィーダー・ファンドまたは会社もしくは事業体からなる他の類似の構造もしくは
グループの一部である場合。
 - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略の一部または全部を直接的に推進する特別目的事
業体である場合。
- (h) インベストメント・アドバイザーは副インベストメント・アドバイザーを任命することができ、副インベストメン
ト・アドバイザーを任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。
インベストメント・アドバイザーは副インベストメント・アドバイザーが履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート6は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度
が終了してから6ヶ月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に
従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該一般投資家向け投資信託の
設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定め
る一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1ヶ月前までに書
面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの認
可を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による同意を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表また
は配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中
でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート8は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資
家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに
届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸
島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所にて無料で提供されなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関
する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住
所。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日(存続期間に関する制限の有無を表示する)。
 - (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
 - (v) 監査人の氏名および住所。
 - (vi) 下記の(xxii)、(xxiii)および(xxiv)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を
有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。

- (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細(該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む。)。
- (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む。)。
- (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
- (x) 証券の発行および売却に関する手続きおよび条件。
- (xi) 証券の償還または買戻しに関する手続きおよび条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
- (xii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
- (xiii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
- (xiv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
- (xv) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む。)に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
- (xvi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、インベストメント・アドバイザー、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報。
- (xvii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。
- (xviii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述。
- (xix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則。
- (xxi) 以下の記述。
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。
 - またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xxii) 管理事務代行会社(管理事務代行会社の氏名、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む。)。
- (xxiii) 保管会社および副保管会社(下記事項を含む。)。
 - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の氏名、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。
- (xxiv) インベストメント・アドバイザー(下記事項を含む。)。
 - (A) インベストメント・アドバイザーの取締役の氏名および経歴の詳細ならびにインベストメント・アドバイザーの登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) インベストメント・アドバイザーのサービスに関する契約の重要な規定。
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

第4【参考情報】

ファンドについては、以下の書類が関東財務局長に提出されています。

2024年7月31日	有価証券報告書(第15期)
2024年7月31日	有価証券届出書
2024年10月31日	半期報告書(第16期中)
2024年10月31日	有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

記載すべき事項はありません。

独立監査人の報告書

マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド
受託会社 御中

財務書類の監査に関する報告書

監査意見

我々は、マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド（以下「ファンド」という。）の2024年1月31日現在の純資産計算書、同日に終了した年度の運用計算書、純資産変動計算書、および重要な会計方針を含む、財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、ファンドの2024年1月31日現在の財務状態、および同日に終了した年度の財務実績についてすべての重要な点を公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。この基準に基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項に詳述されている。我々は、国際会計士倫理基準審議会が定める職業会計士の国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規程」という。）に準拠して、ファンドから独立した立場にあり、IESBA規程に準拠してその他の倫理上の責任を果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

その他の情報

ファンドの管理運営に関する情報、発行済受益証券数の変動表および統計情報を含むその他の情報に関して、経営陣は責任を負う。

財務書類に対する監査意見は、その他の情報を対象としていないため、我々はその他の情報に対していかなる形式の保証の意見も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を読解し、また、その過程で、その他の情報が財務書類もしくは我々が監査を通じて入手した事実と著しく矛盾しないか、または重大な虚偽記載があると思われないかを検討することである。我々が行った作業に基づき、その他の情報に重大な虚偽記載があると判断した場合、我々はその事実を報告しなければならない。この点において、我々が報告すべき事項はない。

財務書類に関する経営陣および受託会社の責任

経営陣は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した財務書類の作成および公正な表示に関して、また、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために経営陣が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣はファンドの継続性を評価し、それが適用される場合には、経営陣にファンドを清算するもしくは運用を停止する予定があるか、またはそれ以外に現実的な選択肢を有しない限りは、継続性に関する事項の開示および継続会計基準の採用に関して責任を負う。

受託会社は、ファンドの財務報告プロセスの監督に関して責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

本報告書は、受託会社のためにのみ作成されるものである。我々の監査業務は、監査報告書にて表明することを求められている事項を受託会社に述べるために行われており、それ以外の目的はない。法律で認められている限りにおいて、我々は、我々の監査業務、本報告書または我々の監査意見に関して、ファンドおよび受託会社以外のいかなる者に対しても責任を引き受けず、また負わない。

我々の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、ISAに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

ISAに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。我々はまた、以下を実施する。

- ・ 欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続きを計画および実施し、また、監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生

じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化を伴っている可能性があるためである。

- ・ファンドの内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・経営陣が採用した会計方針の妥当性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、ファンドの継続性に重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は監査報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならず、その開示が不十分である場合には、監査意見を修正しなければならない。我々の判断は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況が、ファンドの継続性を終了させる可能性がある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて特定する内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について受託会社に報告する。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

ケイマン諸島、グランド・ケイマン

2024年5月28日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To the Trustee

Money Select Trust – South African Rand Fund

Report on the Audit of the Financial Statements

Opinion

We have audited the financial statements of Money Select Trust – South African Rand Fund (the “Trust”), which comprise the statement of net assets as at 31 January 2024, and the statement of operations and statement of changes in net assets for the year then ended, and notes to the financial statements, including material accounting policy information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Trust as at 31 January 2024, and its financial performance for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report. We are independent of the Trust in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' *International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards)* (IESBA Code), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Information

Other information consists of the information included in the Trust's management and administration information, statement of changes in units outstanding and statistical information. Management is responsible for the other information.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of Management and the Trustee for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

The Trustee is responsible for overseeing the Trust's financial reporting process.

Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

This report is made solely to the Trustee, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Trustee those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Trust and the Trustee as a body, for our audit work, for this report, or for the opinion we have formed.

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Trust to cease to continue as a going concern.

- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the Trustee regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

ERNST & YOUNG LTD.

Grand Cayman, Cayman Islands

28 May 2024

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309
マスター・トラスト・カンパニー
の株主各位

監査意見

我々は、マスター・トラスト・カンパニー（以下「貴社」という。）の2024年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、貴社の2024年3月31日現在の財務状態、および同日に終了した年度の業績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの監査専門家に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項に詳述されている。我々はまた、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会が公表した職業会計士の国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理上の要件に準拠して、貴社から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件に基づきその他の倫理上の責任を果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

その他の情報

取締役会は、ファンドの管理運営にかかわる会社および独立監査人の項に含まれる情報で構成されるその他の情報（ただし、財務書類および財務書類に対する公認企業監査人の監査報告書を含まない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する監査意見は、その他の情報を対象としていないため、我々はその他の情報に対していかなる形式の保証の意見も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を読解し、また、その過程で、その他の情報が財務書類もしくは我々が監査を通じて入手した事実と著しく矛盾しないか、または重大な虚偽記載があると思われるかを検討することである。我々が行った作業に基づき、その他の情報に重大な虚偽記載があると判断した場合、我々はこの事実を報告しなければならない。この点において、我々が報告すべき事項はない。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は貴社の継続性を評価し、それが適用される場合には、取締役会が貴社の清算もしくは業務の停止を予定している、またはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、継続性に関する事項の開示および継続会計基準の採用に関して責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む公認企業監査人の報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。我々はまた、以下を実施する。

- ・欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続きを計画および実施し、また、監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化を伴っている可能性があるためである。

- ・ 貴社の内部統制の有効性に関する意見を表明するためではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・ 取締役会が採用した会計方針の妥当性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・ 取締役会が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、貴社の継続性に重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は当報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならず、その開示が不十分である場合には、監査意見を修正しなければならない。我々の判断は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況が、貴社の継続性を終了させる可能性がある。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて特定する内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について統治責任者に報告する。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人

アントワヌ・ル・パール

2024年6月28日、ルクセンブルグ

[次へ](#)

Independent auditor's report

To the Shareholders of
Master Trust Company
PO Box 309
Ugland House
Grand Cayman, KY1-1104
Cayman Islands

Opinion

We have audited the financial statements of Master Trust Company (the "Company"), which comprise the balance sheet as at March 31, 2024, and the profit and loss account for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at March 31, 2024, and of the results of its operations for the year then ended, in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information included in Management, Administration and Independent Auditor section but does not include the financial statements and our report of the "réviseur d'entreprises agréé" thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we

have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the "réviseur d'entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control;
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors;
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur

d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern;

- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young
Société anonyme
Cabinet de révision agréé

Antoine Le Bars

Luxembourg, June 28, 2024

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

独立監査人の報告書

マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド
受託会社 御中

財務書類の監査に関する報告書

監査意見

我々は、マネー セレクト トラスト 南アフリカ ランド ファンド（以下「ファンド」という。）の2025年1月31日現在の純資産計算書、同日に終了した年度の運用計算書、純資産変動計算書、および重要な会計方針を含む、財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、ファンドの2025年1月31日現在の財務状態、および同日に終了した年度の財務実績についてすべての重要な点を公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。この基準に基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項に詳述されている。我々は、国際会計士倫理基準審議会が定める職業会計士の国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規程」という。）およびケイマン諸島における財務書類の監査に関する倫理上の要件に準拠して、ファンドから独立した立場にあり、これらの要件およびIESBA規程に準拠してその他の倫理上の責任を果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

その他の情報

ファンドの管理運営に関する情報、発行済受益証券数の変動表および統計情報を含むその他の情報に関して、経営陣は責任を負う。

財務書類に対する監査意見は、その他の情報を対象としていないため、我々はその他の情報に対していかなる形式の保証の意見も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を読解し、また、その過程で、その他の情報が財務書類もしくは我々が監査を通じて入手した事実と著しく矛盾しないか、または重大な虚偽記載があると思われるかを検討することである。我々が行った作業に基づき、その他の情報に重大な虚偽記載があると判断した場合、我々はその事実を報告しなければならない。この点において、我々が報告すべき事項はない。

財務書類に関する経営陣および受託会社の責任

経営陣は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した財務書類の作成および公正な表示に関して、また、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために経営陣が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣はファンドの継続性を評価し、それが適用される場合には、経営陣にファンドを清算するもしくは運用を停止する予定があるか、またはそれ以外に現実的な選択肢を有しない限りは、継続性に関する事項の開示および継続会計基準の採用に関して責任を負う。

受託会社は、ファンドの財務報告プロセスの監督に関して責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

本報告書は、受託会社のためにのみ作成されるものである。我々の監査業務は、監査報告書にて表明することを求められている事項を受託会社に述べるために行われており、それ以外の目的はない。法律で認められている限りにおいて、我々は、我々の監査業務、本報告書または我々の監査意見に関して、ファンドおよび受託会社以外のいかなる者に対しても責任を引き受けず、また負わない。

我々の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、ISAに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

ISAに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。我々はまた、以下を実施する。

- ・ 欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続きを計画および実施し、また、監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生

じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化を伴っている可能性があるためである。

- ・ファンドの内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・経営陣が採用した会計方針の妥当性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、ファンドの継続性に重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は監査報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならず、その開示が不十分である場合には、監査意見を修正しなければならない。我々の判断は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況が、ファンドの継続性を終了させる可能性がある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて特定する内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について受託会社に報告する。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

ケイマン諸島、グランド・ケイマン

2025年5月28日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To the Trustee

Money Select Trust – South African Rand Fund

Report on the Audit of the Financial Statements

Opinion

We have audited the financial statements of Money Select Trust – South African Rand Fund, a Series Trust of Money Select Trust (the “Fund”), which comprise the statement of net assets as at January 31, 2025, and the statement of operations and statement of changes in net assets for the year then ended, and notes to the financial statements, including material accounting policy information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Fund as at January 31, 2025, and its financial performance for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report. We are independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' *International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards)* (IESBA Code) together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Information

Other information consists of the information included in the Fund's management and administration information, statement of changes in units outstanding and statistical information. Management is responsible for the other information.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of Management and the Trustee for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

The Trustee is responsible for overseeing the Fund's financial reporting process.

Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

This report is made solely to the Trustee, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Trustee those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Fund and the Trustee as a body, for our audit work, for this report, or for the opinion we have formed.

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern.

- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the Trustee regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

ERNST & YOUNG LTD.

Grand Cayman, Cayman Islands

May 28, 2025

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309
マスター・トラスト・カンパニー
の取締役会御中

公認企業監査人の報告書

監査意見

我々は、マスター・トラスト・カンパニー（以下「貴社」という。）の2025年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、貴社の2025年3月31日現在の財務状態、および同日に終了した年度の業績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの監査専門家に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項に詳述されている。我々はまた、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会が公表した職業会計士の国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理上の要件に準拠して、貴社から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件に基づきその他の倫理上の責任を果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

その他の事項

貴社の2024年3月31日現在および同日に終了した年度の財務書類は、別の監査人によって監査が行われ、当該監査人は2024年6月28日に当該財務書類に対して無限定適正意見を表明した。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は貴社の継続性を評価し、それが適用される場合には、取締役会が貴社の清算もしくは業務の停止を予定している、またはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、継続性に関する事項の開示および継続会計基準の採用に関して責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の監査の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む公認企業監査人の報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。我々はまた、以下を実施する。

欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続きを計画および実施し、また、監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化を伴っている可能性があるためである。

貴社の内部統制の有効性に関する意見を表明するためではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、監査に関する内部統制を理解する。

取締役会が採用した会計方針の妥当性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。

取締役会が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、貴社の継続性に重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は当報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならず、その開示が不十分である場合には、監査意見を修正しな

ければならない。我々の判断は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況が、貴社の継続性を終了させる可能性がある。

開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて特定する内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について統治責任者に報告する。

ケーピーエムジー オーディット

エス・アー・エール・エル

公認監査法人

ベネディクト・パーツ

2025年6月30日、ルクセンブルグ

[次へ](#)

To the Board of Directors
Master Trust Company
PO Box 309, Ugland House
KY1-1104 Grand Cayman
Cayman Islands

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Opinion

We have audited the annual accounts of Master Trust Company (the "Company"), which comprise the balance sheet as at 31 March 2025, and the profit and loss account for the year then ended, and notes to the annual accounts, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 March 2025, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "Responsibilities of "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the annual accounts" section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Matter

The annual accounts of the Company as at and for the year ended 31 March 2024 were audited by another auditor who expressed an unmodified opinion on those statements on 28 June 2024.

Responsibilities of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of the annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going

concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the "réviseur d'entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Benedikt Barz

Luxembourg, 30 June 2025

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。